

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果について	コンプライアンス推進課
2	小田原市基本構想（素案）について	企画政策課
3	公文書管理条例の制定について	総 務 課
4	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化について	環 境 政 策 課

令和7年2月4日

市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果について

1 調査の概要

(1) 目的

ここ数年来、市民等から公の場において、市の複数の事務事業に関し、適切性に疑念が示される事案が生じ、それぞれの経緯等を明らかにすることが懸案とされたことから、それら事案に係る組織的な意思決定や執行のプロセスについて検証を行った。

(2) 検証期間

令和 6 年（2024 年） 7 月から令和 7 年（2025 年） 1 月まで

(3) 対象事案及び検証体制

次に掲げる事案を対象として、企画部コンプライアンス推進課が検証作業を主管し、各事案について外部専門員の評価を仰いだ。

対象事案	外部専門員
・ 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案	関東学院大学法学部 宇都宮 遼平 准教授
・ 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案 ・ 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案	おだわら総合法律事務所 藤嶋 崇友 弁護士 (小田原市コンプライアンス推進アドバイザー)
・ 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案 ・ 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案	神奈川大学法学部 柴田 直子 教授

(4) 検証内容

- ア 各事案の概要、所管、担当者の確認
- イ 文書やヒアリングによる事実確認
- ウ 意思決定のプロセス等の適切性の評価
- エ 不適切な行為等が判明した場合の対応の方向性

2 事案の検証

(1) 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案

① 指摘されている事項

清閑亭活用事業に関し、市の行政行為が、相手事業者に対し裁量権を逸脱する便宜を図るものであったのではないかという疑念

② 確認した事項

- ・ 清閑亭に係る措置請求及び勧告について
- ・ 清閑亭の利活用方針の審査について
- ・ 文化庁への許可申請について
- ・ 工事着手に係る覚書、清閑亭に付加する不動産に関する覚書について
- ・ 定期賃貸借契約の締結について
- ・ お披露目会について
- ・ 小田原市職員措置請求の監査に関する申し入れについて

③ 問題点の整理及び外部専門員の見解（要旨）

問題点の整理		外部専門員の見解
ア	文化庁からの許可及び建築確認について	適正な手続きのもとで行われたものであり、裁量権の逸脱、濫用はない。
イ	所有権移転に関する覚書の締結について	監査の勧告による是正を求められる結果となったように、清閑亭に係る土地建物の法律状況の是正が必要であるが、当該覚書の締結が相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったものとまでは言えない。ただし、その検討体制に課題や問題があったことは否めない。
ウ	定期賃貸借契約の締結について	裁量権の逸脱、濫用はない。
	(ア) 貸付料について	監査結果を踏まえると、事業の準備及び運営に関する収入として不合理であるとは言えない。
	(イ) 建物・庭園の維持管理の負担区分について	市と事業者の詳細協議により取り決めた内容であり、不合理な負担区分とは言えないものの、協議記録がなく、意思形成過程が明確でなかったことが疑義を生じさせ得ることとなった。
	(ウ) お披露目会について	許可を得ない営業を認めたことは裁量権を逸脱する便宜を図ったのではないかとの疑念を免れ

		得ない。ただし、その後の営業及び行政財産の使用は適法であり、保健所の指導を踏まえると裁量権の逸脱、濫用があったとは言えない。
--	--	--

④ 考察

清閑亭に関する行政行為の執行プロセスにおける事務手続きに不適切な点があった（③ウ(イ)）。また、意思決定段階における課題認識の甘さや検討体制の問題（③イ、ウ(ウ)）があった。

(2) 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案

① 指摘されている事項

市政広報事業に関し、市は、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したのではないかと、また、政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないかとという疑念

② 確認した事項

- ・ 年間重点広報計画について
- ・ 令和6年1月号から5月号までの広報小田原について
- ・ 令和5年度及び令和6年度のメディア活用事業について
- ・ 政策監からの指示について
- ・ 広報広聴室の対応について

③ 問題点の整理及び外部専門員の見解（要旨）

問題点の整理		外部専門員の見解
ア	市は、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したのではないかと	公職選挙法上の問題となりうる「選挙運動」に該当するとは認められず、市が支援したとの事実は認定できない。
イ	政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないかと	政策監が重要施策に関し調整等を行うことは適法であり、市長及び副市長の承認を得て広報活動が実施されていたことから、法的な問題点は認められない。

④ 考察

今後も、市の広報活動に関しては、個々の職員が、市政の公正性、公平性を害しないよう十分留意することが重要である。

(3) 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案

① 指摘されている事項

新病院建設事業の事業者選定委員会の直前に、市長ほか市幹部5人が選定委員会参加事業者を訪問したことが、その後の選考に何らかの影響を及ぼしたのではないかと、また、その後の市民等からの問い合わせや公文書公開請求に対し、不当に情報公開を拒否したのではないかとという疑念

② 確認した事項

- ・小田原市立病院の再整備事業に係る選定委員会について
- ・市長ほか市幹部5人による選定委員会参加事業者への視察について
- ・事前訪問（視察）と選定への影響、公文書公開請求等について

③ 問題点の整理及び外部専門員の見解（要旨）

問題点の整理		外部専門員の見解
ア	市長による一応募団体への訪問が選定に影響を及ぼしたか	新病院事業者の選定過程で、この訪問が結果に影響を与える余地はなく、訪問による手続きと結果への影響はなかった。また、市職員倫理規程や、応募者と選定委員の接触を失格要件とする市の基準に違反はなかった。市長の訪問記録がないことをもって手続き上違反があるとは言えず行政過程の問題もなかったが、説明責任を果たせる程度の記録を残しておくことが望ましいケースであった。
イ	情報公開における非公開決定が適法であったか	市が非公開とした「件名」は、訪問の具体的な目的を示す内容が記入されており、公開すれば視察の目的が外部に知られることから、実施機関の判断にはある程度客観性があると言えるが、出席区分や同行者に関する情報は公開すべきであったと思われる。1年以内の情報公開は、明らかとは言えず、情報公開条例第12条第2項違反とは言えない。公開決定のタイミングには、特に怠慢があったとは言えず、問題はない。

④ 考察

情報公開制度の運用が形式的であり、近い将来に全部公開できる公文書であることを市民に説明するなどが可能であったのではないかと。全部公開のタイミングは、実施機関である秘書室の担当職員と協力して、より早い対応を取ることが可能であったと思われる。

(4) 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案

① 指摘されている事項

市が「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」に基づく申立書を市議会議長に提出したことに対し、市は、市立病院再整備事業の疑惑を追及する市議へ圧力をかけるために虚偽の申立てをしたのではないか、また、市が申合せの仕組みを利用して市議会議長に申し立てたプロセスは不適切だったのではないかという疑念

② 確認した事項

- ・ 申立書の作成に至るまでの経緯について
- ・ 小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せについて
- ・ 小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せに基づく申立書について
- ・ 令和4年12月定例会一般質問における質問及び答弁について

③ 問題点の整理及び外部専門員の見解（要旨）

問題点の整理		外部専門員の見解
ア	市長は虚偽の申立てを行ったのか	市の職員の公正な職務執行を妨げる行為及び情報公開制度の適正運用を妨げる行為が具体的に示され、職員が対応に困難を感じていた可能性は否定できないことから、ハラスメントに該当すると思料した事実が存在しなかったとは言えず、市が、虚偽の申立てを行ったとまでは言えない。しかし、本件申立ては、文書管理規程によらないプロセスで執行されており、決定の過程において内部手続上の問題があったと言わざるを得ない。
イ	市が申合せの仕組みを利用して、議長へ申し立てたプロセスは適切だったのか	「行為の猛省」及び「市への謝罪」を求めた部分が、情報公開を求めた議員の行動に関して求める対応としてはバランスを欠くものであり、適切であったとはいえない。

④ 考察

市議会政治倫理申合せのもとで市職員の公正な職務執行を妨げる行為が疑われる際には、行為の有無とその程度を認定するための体制を整え、具体的な基準を設けるなど、適切な対応を確保する必要がある。

(5) 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案

① 指摘されている事項

市が、何らかの意図をもって内部情報を特定の者に漏らしたのではない
か、または、市はその内部情報の管理を怠り、何らかの意図を持つ者に
不用意に利用せしめたのではないかという疑念

② 確認した事項

それぞれの情報に関する管理の適切性を判断する前提として、当該情報
が「秘密」に該当し、職員が当該情報を外部に提供することで地方公務
員法の守秘義務違反に該当するかを確認した。

③ 問題点の整理及び外部専門員の見解（要旨）

事案及び問題点の整理		外部専門員の見解
ア	令和3年12月定例会で新病院建設事業者選定前に市長が工事請負業者と会った日付を特定する発言があった件について、「事業者訪問」という情報が、どのように取り扱われたか	各情報は秘密に当たらず、職員は守秘義務に違反しない。 そのため、情報管理の適切性については、判断しない。
イ	令和4年7月の寄附物件の取扱いに関する内部文書の内容が報道された件について、当該文書に関する情報が、どのように取り扱われたか	
ウ	令和5年9月定例会で市が東京ガールズコレクションの開催準備を進めていると断定する発言があった件について、小田原コレクション（仮）の検討段階における情報が、どのように取り扱われたか	
エ	令和5年10月に職員の不法行為が市の正式発表前にもかかわらず報道された件について、処分に関する秘匿情報が、どのように取り扱われたか	職員は、秘密に当たる情報を取り扱っているが、記事の内容は、職員のみが把握する秘密情報を含むものではない。そのため、職員は守秘義務に違反しているとは言えないことから、情報管理の適切性についても判断しない。

オ	令和5年12月に選挙管理委員会の答弁が改変されたと報道された件について、推敲段階における答弁案という情報が、どのように取り扱われたか	上記ア～ウに同じ。
---	--	-----------

④ 考察

・③アについて

情報漏えいに対し、市民に対する不適切な印象を与えることを避けるためには、今後も、情報管理に関し、情報の性質に応じて、適切な基準、手続をもって、事前、事後も含め、適正に対応している旨明らかにし、公にすることが重要である。

・③エについて

職員が、秘密に関する情報を第三者に故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合や、自己の不正な利益を図る目的で、職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合には、懲戒対象の行為に及んだこととなり、懲戒処分を受ける可能性があることにくれぐれも留意されたい。

・③オについて

議会での一般質問における職員から議員への答弁案の情報提供を禁じるルールを新たに設けるのであれば、その適否は、議論を尽くし、慎重に検討しなければならないであろう。

市の事務事業に関して懸案とされる事案の 検証結果報告書

令和 7 年 1 月

小田原市企画部コンプライアンス推進課

目次

第1章 調査概要	- 1 -
1 目的	- 1 -
2 検証期間.....	- 1 -
3 対象とした事案.....	- 1 -
4 検証体制.....	- 1 -
5 検証内容.....	- 2 -
第2章 事案の検証	- 3 -
1 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案	- 3 -
(1) 指摘されている点	- 3 -
(2) 調査の方法	- 3 -
(3) 確認した事実	- 4 -
(4) 問題点の整理	- 12 -
(5) 外部専門員の見解	- 12 -
(6) 考察	- 18 -
2 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案	- 21 -
(1) 指摘されている点	- 21 -
(2) 調査の方法	- 21 -
(3) 確認した事実	- 21 -
(4) 問題点の整理	- 29 -
(5) 外部専門員の見解	- 29 -
(6) 考察	- 31 -
3 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案	- 32 -
(1) 指摘されている点	- 32 -
(2) 調査の方法	- 32 -

(3) 確認した事実	- 33 -
(4) 問題点の整理	- 45 -
(5) 外部専門員の見解	- 46 -
(6) 考察	- 54 -
4 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案	- 55 -
(1) 指摘されている点	- 55 -
(2) 調査の方法	- 55 -
(3) 確認した事実	- 56 -
(4) 問題点の整理	- 59 -
(5) 外部専門員の見解	- 60 -
(6) 考察	- 61 -
5 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案	- 63 -
指摘されている点	- 63 -
5-1 令和3年12月定例会で新病院建設事業者選定前に市長が工事請負業者と会った日付を 指定する発言があった件	- 64 -
(1) 調査の方法	- 64 -
(2) 確認した事実	- 65 -
(3) 問題点の整理	- 65 -
(4) 外部専門員の見解	- 65 -
(5) 考察	- 67 -
5-2 令和4年7月の寄附物件の取扱いに関する内部文書の内容が報道された件	- 68 -
(1) 調査の方法	- 68 -
(2) 確認した事実	- 68 -
(3) 問題点の整理	- 71 -
(4) 外部専門員の見解	- 71 -
5-3 令和5年9月定例会で市が東京ガールズコレクションの開催準備を進めていると断定 する発言があった件	- 73 -
(1) 調査の方法	- 73 -
(2) 確認した事実	- 73 -

(3) 問題点の整理	- 75 -
(4) 外部専門員の見解	- 76 -
5-4 令和5年10月に職員の不法行為が市の正式発表前にもかかわらず報道された件..	- 78 -
(1) 調査の方法	- 78 -
(2) 確認した事実	- 78 -
(3) 問題点の整理	- 80 -
(4) 外部専門員の見解	- 80 -
(5) 考察	- 81 -
5-5 令和5年12月に選挙管理委員会の答弁が改変されたと報道された件	- 84 -
(1) 調査の方法	- 84 -
(2) 確認した事実	- 84 -
(3) 問題点の整理	- 88 -
(4) 外部専門員の見解	- 88 -
(5) 考察	- 89 -

第1章 調査概要

1 目的

ここ数年来、市民等から公の場において、市の複数の事務事業に関し、適切性に疑念が示される事案が生じており、それぞれの経緯等を明らかにすることが懸案とされている。そこで、それら事案に係る組織的な意思決定や執行のプロセスについて検証を行った。

2 検証期間

令和6年（2024年）7月から令和7年（2025年）1月まで

3 対象とした事案

- (1) 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案
- (2) 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案
- (3) 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案
- (4) 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案
- (5) 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案

4 検証体制

- (1) 企画部コンプライアンス推進課が検証作業を主管した。
- (2) 検証作業には外部専門員として、次の有識者にそれぞれの担当事案について評価を仰いだ。

外部専門員	担当事案
おだわら総合法律事務所 藤嶋 崇友 弁護士 (小田原市コンプライアンス推進アドバイザー)	・ 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案 ・ 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案
神奈川大学法学部 柴田 直子 教授	・ 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案 ・ 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案
関東学院大学法学部 宇都宮 遼平 准教授	・ 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案

5 検証内容

- (1) 各事案の概要、所管、担当者の確認
- (2) 文書やヒアリングによる事実確認
- (3) 意思決定のプロセス等の適切性の評価
- (4) 不適切な行為等が判明した場合の対応の方向性

第2章 事案の検証

1 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案

(1) 指摘されている点

新聞報道等により、清閑亭活用事業に関し、次に掲げる事項が指摘されており、これらに係る行政行為が、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図るものであったのではないかという疑念が呈されている。

【主な指摘事項】

- ・ 清閑亭の利活用に係る提案募集実施要領の清閑亭特記事項で禁止していた厨房等の増築を認めたこと
- ・ 業者選定が非公開の場で行われ、すべて市職員だけで行われたこと
- ・ 清閑亭に係る賃料月額は、20万円であり、相場と比べて格安ではないかということ
- ・ 事業者の送迎用車両を市と事業者の共同管理地に許可なく駐停車させていること
- ・ 市と事業者との覚書の中で、増築部分に係る撤去費用は、市が負担するとされたこと
- ・ 令和6年2月27日から3月19日までの間に、事業者によるお披露目会が行われ、当該お披露目会が、同年3月4日に交付された保健所（小田原保健福祉事務所）からの許可を受ける前に行われたこと、また、同月7日に締結された市との定期賃貸借契約の締結前に行われ、賃料が発生していない状態で行われたこと

(2) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、文化政策課から清閑亭活用事業に関する資料提供を受け、当該資料を確認のうえ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和5年度）	ヒアリング時点	
文化部長	教育部長	11月15日
文化部副部長	文化部副部長	11月15日
文化部文化政策課長	文化部副部長	11月18日
文化部文化政策課係長	文化部文化政策課係長	9月26日

職名		聴取日
当時（令和５年度）	ヒアリング時点	
文化部文化政策課主査	文化部文化政策課主査	９月２６日
都市部建築指導課係長	都市部建築指導課係長	１２月１８日

(3) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 清閑亭に係る措置請求及び勧告について

令和６年４月３０日、小田原市監査委員に対して小田原市職員措置請求が提出され、同年６月２７日付け監査第９８－１号により小田原市監査委員から小田原市長に対し「小田原市職員措置請求について（勧告）」が提出された。

この勧告では、請求人の請求を、８項目の「本件請求の要旨」としたうえで、請求に係る監査の対象範囲及びその理由、監査の経過、各請求に対する監査委員の判断、監査の結果に続けて、市長に対する勧告並びに意見が示された。

このうち、勧告の１において、「清閑亭の利活用に係る提案募集実施要領の清閑亭特記事項（以下「特記事項」という。）で禁止していた厨房等の増築を認めたことについて、外部の専門家等を交えて詳細を再調査するとともに、その適否について３か月以内に検証すること。」とされたことから、小田原市（以下「市」という。）は、当該勧告の内容に係る再調査及びその適否に関する検証を行った。

同年９月２７日、市長（文化部文化政策課）は、勧告の１を含む全ての勧告に対する回答として、監査委員あて「勧告に基づき講じた措置について（文政第７６４号）」を送付し、監査事務局は、請求人に対し、同日付で、同文書を送付した。

勧告の１に関する再調査及び検証は、同年７月１０日付け文化政策課長「清閑亭に係る監査結果の勧告に対する再調査及び検証について（依頼）」により、清閑亭の利活用を所管する部署である文化部文化政策課から依頼を受け、企画部コンプライアンス推進課が実施した。関東学院大学法学部准教授 宇都宮遼平氏を清閑亭に係る再調査外部専門員として選任し、特記事項及び業者選定後の厨房等の増築を認めたことに関する経緯及び業務の流れ等について関係書類及び関係者を調査し、関係法令等を踏まえ、検証を行った。

本検証は、清閑亭に関する行政行為の執行プロセスのうち、上記勧告の1に係る検証の中で行った民間提案制度による事業者選定及び事業者選定後の詳細協議等に関する事実確認を踏まえつつ、あらためて事実確認を行うものとした。

イ 清閑亭の利活用方針の審査について

小田原市建築審査会は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定に基づき設置され、建築基準法に規定する特定行政庁の特例許可に係る同意、審査請求（特定行政庁及び建築主事の処分又は不作為）に対する裁決、特定行政庁の諮問に応じて法施行に関する重要事項の調査審議等、建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関への建議を所掌事項とする附属機関である。審査会委員は、都市計画、法律、建築、公衆衛生、行政分野の有識者で構成され、任期は、2年である。

清閑亭に係る審議は、令和3年度に1回、令和4年度に2回、令和5年度に1回、計4回行われている。

第1回目は、令和4年2月7日に、「清閑亭の利活用における建築基準法の適用について」の審議が行われた。この審査会では、清閑亭を建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項第3号に規定する「文化財保護法第182条第2項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物」として指定すること及び指定により、建築基準法の適用除外とすることに関する審議が行われた。

第2回目は、令和4年4月25日に「歴史的建築物の保存及び活用について」の審議が行われた。

第3回目は、令和5年2月28日に「歴史的建築物の保存及び活用について」の審議が行われた。審議では、厨房の増築部分及び増築部分以外での火気使用の取扱いについて質疑が行われた。

第4回目は、令和5年5月25日に「小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の保存建築物の指定に係る意見聴取」について審議が行われた。これに先立ち、同年4月21日、文化庁から清閑亭に係る「現状変更許可書」が交付されたことから、審査会では、審査会委員に加え、意匠・文化財に関する専門調査員が審議に参加し、調査報告が行われた。その結果、建築審査会は、保存建築物の指定に関して支障がないものとし、処分庁である市は、清閑亭を保存建築物とし

て指定することとした。これに伴い、審査会において「建築基準法第3条第1項第3号に係る指定同意案件」により、清閑亭に係る建築基準法の適用除外に関する審議が行われ、同意された。

以上について、小田原市建築審査会議事録により確認することができた。

令和5年5月26日、小田原市長（建築指導課）から小田原市長（文化政策課）に対し、令和4年5月6日に申請されていた小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項の規定に基づく保存建築物の指定について、正式に指定をするとともに、建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく「適用除外に係る指定通知書（建指歴R5-1号）」も交付された。

ウ 文化庁への許可申請について

厨房等の増築に伴う現状変更許可申請について、文化庁文化政策課は、令和4年5月12日付けで同部文化財課に「申請書」を提出し、文化財課は、同月13日付けで神奈川県へ進達を行ったが、同申請は受理されなかった。

その後、文化財課は、文化庁調査官と協議をした結果、増築をするのであれば、「清閑亭土塁及び清閑亭に関する歴史や保存の方向性をまとめた計画を作成すること」、さらに、「史跡小田原城跡調査・整備委員会の承認を得ること」との指示を受けた。

文化財課は、同年7月、「史跡小田原城跡清閑亭土塁及び国登録有形文化財清閑亭における保存活用について（小田原市教育委員会）」（以下「ミニ保存活用計画案」という。）を文化庁に提出し、同年8月下旬に文化庁の調査官と協議を行った。同年9月にミニ保存活用計画案の修正依頼があり、同年11月上旬に修正した計画案を文化庁に提出した。同月17日及び令和5年2月1日に史跡小田原城跡調査・整備委員会が開催され、ミニ保存活用計画案に関する審議が行われ、承認された。

これを受け、文化政策課は、文化財課を通じ文化庁長官あて「史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書（令和5年3月6日付け文政第155号）」を提出し、同年4月21日、文化庁長官から許可書が交付された。

エ 工事着手に係る覚書（令和5年5月26日締結）について

令和5年5月26日、市と事業者間で工事着手に係る覚書を締結した。この覚書は、「清閑亭の利活用に向けた詳細協議に関する協定書」（令和3年12月24日締

結。以下「協定書」という。)第2条に基づき、市と提案者(事業者)が清閑亭の利活用に係る提案「小田原別邸料理 清閑亭」に関する協議を行う中で合意した事項に関し確認することを目的とするものであった。

この覚書では、「1 工事着手」として、定期賃貸借契約の締結に先立ち、必要な増改築工事に着手することができること、「2 工事着手時期等」として、工事については、必要な手続き完了後に着手すること、「3 定期建物賃貸借契約締結時期」として、定期賃貸借契約の締結時期を令和6年3月を目途とすること、「4 貸付料の発生時期」として、貸付料は、定期賃貸借契約締結日の属する月より発生すること、「5 覚書の有効期間」として、本覚書の有効期間は、覚書締結日から定期賃貸借契約締結日までとすること等について定められた。

なお、協定書第2条では、市と事業者が協議を行う項目について次のとおり定められている。

- (1) 事業の内容及び実施スケジュールについて
- (2) 清閑亭の建物の管理及び改修内容について
- (3) 土地建物の賃貸借の条件について
- (4) その他必要な事項

「工事着手に係る覚書」は、上記協定書に基づき定められたものであったが、この時点で、この覚書以外に、他の詳細協議に関する合意事項について明文化されたものはなかったことがヒアリングにより確認することができた。

「工事着手に係る覚書」締結後、文化政策課は、令和5年6月9日に地元説明会を開催し、同年10月25日に小田原市長を建築主(建築基準法第2条第1項第16号の「建築主」をいう。以下同じ。)とした建築基準法第18条第2項の規定による計画通知を都市部建築指導課あて提出した。

このことについて、令和6年4月に提出された小田原市職員措置請求における請求人からの請求3②において、「増築した部分について、市が自ら建築主として建築確認申請を行って完了検査を受けている」ことに対し、違法であり、増築した部分の撤去及び原状回復を求めるとされた。これに対し、同年6月の監査委員からの勧告では、当該請求は財務会計行為に当たらないことから、「住民監査請求の要件を欠いていることから、却下」とされている。

「市が自ら建築主として建築確認申請を行って完了検査を受けている」ことに

ついて、文化政策課係長は、建築指導課に確認したところ「建築確認申請は必ずしも施工主でなくてもよいとのことであったため、詳細協議の中で役割分担をし、計画通知は市が作成しました」と証言しており、また、計画通知は、課長決裁により提出されていることを文書により確認した。

建築指導課係長は、当該手続きは「市が、当該建築物（清閑亭）の管理に当たり全体的な責任や判断を担っているのであれば、市を建築主として申請することができます。」「清閑亭に関しても、増築建物についてのみを対象とするのではなく、母屋や敷地全体として、避難経路の確認等を行うため、全体として、施設が管理上・安全上支障がないかどうか、統括的に責任をもって見ることのできる市側の方が、建築主としてふさわしいともいえます」と証言した。

市と事業者の役割分担について、上記申請のほか清閑亭に経年劣化等による給排水管や内装等の工事が予定されるなか、給排水管工事については厨房に接続するための管の敷設など利活用のため必要となる工事は事業者が、腐食が進んだ給排水管の交換など、劣化に伴う修繕工事は市が行い、また、母屋の内装については元々動物の糞尿で汚れていた天井や壁、傷んでいた廊下などの修繕に係る部分を市が行うなど、事業者に引き渡す前に行う必要のある工事負担を、引き渡しまでの一連の流れの中で振り分けながら進めていたことが確認できた。

令和5年10月25日、文化政策課は市長に対し、小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第14条第1項の規定に基づく増築等許可に係る計画通知を行った。

これにより、同年11月24日に増築等許可通知書（第R05許番小田000022号）が交付され、令和6年1月5日に中間検査合格証交付を経て、同年2月22日、検査済証（建指歴第R5-1-2号）が交付された。

令和5年12月4日から事業者による増築工事及び清閑亭の内装工事が着工され、令和6年2月8日、工事が完了し、同月21日、建築基準法第18条第18項の規定による検査済証（第R5計済建築小田00002号）が交付された。

オ 清閑亭に付加する不動産に関する覚書（令和6年3月7日締結）について

令和6年3月7日、市と事業者間で覚書を締結した。この覚書は、協定書及び工事着手に係る覚書に基づき協議を行う中で、事業者が「小田原市公共施設等に係る民間提案制度（清閑亭）で採択された事業の実施に先行して設置した清閑亭

に付加する不動産（以下、「対象物」という。）」に関する覚書（以下「所有権移転に関する覚書」という。）であった。この覚書では、「1 対象物の特定」として、対象物は調理室（2）（23.5007㎡）、トイレ（13.7089㎡）であること、「2 所有権」として、対象物の所有権は事業者に帰属するものであること、「3 所有権の移転」として、主契約の終了時における原状回復は不要とするが、その際、事業者は対象物の所有権を放棄し、市に帰属させなければならないこと、契約終了前に事業者が対象物の所有権を放棄した場合も同様とすること、「4 有効期限」として、この覚書は、対象物の所有権が市に帰属したとき、終了するものであることが規定されている。

この覚書は、事業者が、令和6年2月に完了検査が行われた厨房等に関する所有権を有することを明らかにしたうえで、市と事業者による主契約（定期賃貸借契約）終了後、市が、当該建物を次の事業に活用することができるよう、事業者による原状回復を不要としたうえで、その所有権を事業者が放棄し、及び市へ帰属させることとしたものであった。

文化政策課の複数の職員からのヒアリングにより、契約時点で増築部分の寄附（所有権放棄）の時期を明確に定めることができないとの申し出が事業者からあり、部内で協議をしたうえで、部長決裁により定期賃貸借契約書と同日付けで覚書を締結したこと、その結果、「市が所有する土地に第三者の建物（増築建物）が建っている」という状況になり、小田原市職員措置請求に係る勧告で是正を求められる結果となってしまったことを確認することができた。

カ 定期賃貸借契約の締結について

令和6年3月7日、市と事業者間で定期賃貸借契約が締結された。賃貸借期間は同日から令和16年3月6日までの10年間、貸付料は月額200,000円（消費税等込み）とされた。

なお、貸付料については、令和6年6月に行われた監査委員からの勧告における監査の結果「4 監査委員の判断」(4)イでは、関係職員の証言及び証拠書類により、「積算根拠が分かる書類により、貸付料は小田原市財産規則に基づいて算出した上で、詳細協議の結果決定したものであることを確認」し、「特段事業者に便宜を図っているわけではなく、この金額が著しく低廉であるとは認められない」と述べている。

また、同契約第8条第4項では、清閑亭の維持管理に関する市及び事業者の主なリスクと負担区分を定め、第5項において、清閑亭に関する修繕等の義務及び当該工事費を、別表の区分欄に応じて負担することを定めている。

この負担区分が募集要項の清閑亭特記事項の「建物・庭園の維持管理に係る費用…は事業者負担とする。」との記載と異なったことについて、令和6年6月に行われた監査の結果「4 監査委員の判断」(4)イでは、関係職員の証言及び証拠書類により、「特記事項の記載は、あくまで参考資料である旨を明示して掲出したものであり、市との協議の中で増減は認めるとの但書も付している。…また、詳細協議の結果、庭園部分は貸付範囲には含めないこととし、貸付料を財源として市が庭園部分を維持管理することになったもの」であると述べている。

この定期賃貸借契約が、清閑亭に関するこれまでの協議結果を反映し、明文化したものであり、これに基づいて清閑亭事業が正式に始まるという考え方が文化政策課の共通認識であったことが複数のヒアリング証言により確認できた。

キ お披露目会について

令和6年2月27日から3月19日までの3週間、事業者が主催するお披露目会が行われた。

お披露目会の開催について、事業者は、「飲食店としてはオープン前に一般的に行う形式であり、事業者が従業員の導線を確認する目的」で行い、これに対し文化政策課は、「清閑亭は歴史的建造物であり、…利用客が実際に館内に入ったときに建物の不具合がないかを確認する期間が必要」との認識だったこと、市は、お披露目会を開催することを事前に承知はしていたが、実施の許可に係る決裁は行っていなかったこと、会費については「祝儀の金額の問い合わせがあるため、一律1万5千円にした」旨、事業者から説明があったことを、文化政策課職員からのヒアリングにより確認できた。

令和6年3月4日に神奈川県小田原保健福祉事務所による営業許可が交付された。同月14日、新聞報道により、清閑亭で保健所による営業許可の前に料理が提供され、会費が徴収されたことが報道された。

この新聞報道により当該事実を知ることとなった文化政策課は、清閑亭に係る営業許可について神奈川県ホームページにより確認するとともに、事業者の説明を求めたところ、「3月15日に小田原保健福祉事務所食品衛生課と協議を行い、

営業許可前ではあるが①食中毒等が発生していないこと、②両者（事業者及び小田原保健福祉事務所と思われる）で認識の違いはあったものの悪意はないこと、③今後同事象が発生しないように注意することから、「厳重注意」とされた」との報告を受け、同月22日、文書にて、事業者に対し適切な管理運営を申し入れた。

当時の状況について、文化政策課係長は、「レセプションは、開業に当たり問題がないか、味の評価やスタッフの訓練をする場面だと聞いていたため、営業許可をとっていないといけないという認識を市としてもしておらず、グランドオープンまでに許可をとればよいと思っていました。」と証言した。

お披露目会は、市と事業者間で定期貸借契約が締結された令和6年3月7日以前から行われたことから、同年6月の監査委員からの勧告により、「少なくとも「お披露目会」の日以降2月末日までの貸付料相当分の支払いを求めるための措置を講じること。」との勧告を受け、市は、「令和6年2月27日（お披露目会の日）から同月29日までの貸付料相当分について、小田原市財産規則第33条の2において準用する第25条第1号の規定に基づき、月額の前貸付料の半額の支払いを事業者に対し求める」措置を講じた。

ク 小田原市職員措置請求の監査に関する申し入れについて

令和6年8月29日、文化政策課は、監査委員あて「監査期間中に提出できなかった書類の提出について」の文書を追加提出書類とともに提出した。

文書では、監査期間中に提出を求められていた書類を再確認した結果、未提出の書類が確認できたため改めて提出すること、未提出となった理由として、公文書公開請求において請求された文書と、監査委員から提出を求められた書類が同様のものであるとの認識を持ってしまったためであるとしている。

これに対し、同年9月11日、監査委員から市長あて、「小田原市職員措置請求の監査に関する申し入れについて」が提出され、当該書類が、監査実施時に提出されなかったことは、「監査結果に影響を及ぼした可能性」があること、書類が未提出となった理由は、「市民に説明責任を果たす意識が欠如していた」と言わざるを得ないことが述べられたうえで、再発防止に努めることを強く求めるものであった。

(4) 問題点の整理

本件においては、清閑亭活用事業に関する市の行政行為が、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったか否かが問われているが、その判断に際しては、行政庁の処分としてのア 文化庁からの許可及び建築確認について、並びに、行政契約としてのイ 所有権移転に関する覚書の締結について、及び、ウ 定期賃貸借契約の締結について、それぞれ裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものが問題点となる。

(5) 外部専門員の見解

本件においては、清閑亭活用事業に関する市の行政行為が、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったか否かが問われているが、行政庁の処分としてのア 文化庁からの許可及び建築確認について、並びに、行政契約としてのイ 所有権移転に関する覚書の締結について、及び、ウ 定期賃貸借契約の締結について、それぞれ裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものか、今回の検証過程で行われた関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解及び判断を以下のとおり述べる。

ア 文化庁からの許可及び建築確認について

行政事件訴訟法第30条は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる」と規定する。そして、最三小判平成18年2月7日民集60巻2号401頁は、行政庁の裁量処分が裁量権の逸脱又は濫用に当たるか否かの司法審査においては、「その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきものと解するのが相当である」と判示している。そこで、本件文化庁からの許可及び建築確認についても、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるかという観点から検討することにする。

まず、本件文化庁からの許可について見るに、本件文化庁からの許可が、文化庁との協議を重ね、文化庁の指導に従うかたちで、ミニ保存活用計画を策定し、

史跡小田原城跡調査・整備委員会での審議、承認を経て「史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書」を文化庁へ申請し、現状変更許可書の交付を受けるという適正な手続きのもとで行われたものであることは、既に確認したとおりである（「清閑亭の利活用に係る小田原市職員措置請求の監査結果の勧告に基づく再調査結果報告書」（以下「再調査結果報告書」という。）10頁）。したがって、本件文化庁からの許可について、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

また、本件建築確認について見るに、本件建築確認は、市が自ら建築主として計画通知を行って完了検査を受けているものである。建築基準法第2条第1項第16号は、建築主について、「建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者」と規定する。しかし、例えばビルに入居するテナント等が内装工事を発注するような場合には、確認申請の提出先である行政機関の特定行政庁によっては、ビルオーナーがテナントの工事の内容も全て把握しておかなければならず、テナント工事の内容についても建築主はビルオーナーである、とするところもあるとされている。そして、その背景には、建物全体の安全性に関して問題が起こった場合に、オーナーとテナントで責任を分けることによる弊害が多いという考えがあるとされている。本市の一般的な認識とされる運用も、これと合致するものであり、したがって、「市が、当該建築物（清閑亭）の管理に当たり全体的な責任や判断を担っているのであれば…」、「建築主としてふさわしい」と判断し、本件建築確認に際し、市が自ら建築主として完了検査を受けたことについても、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

以上より、本件文化庁からの許可及び本件建築確認については、いずれも裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきではないと解するのが相当である。

イ 所有権移転に関する覚書の締結について

地方自治法第238条第4項は、行政財産について、「普通地方公共団体において公用又は公共の用に供し、又は供することと決定した財産」と規定する。そして、同法第238条の4第1項は、「行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」と規定し、第2項

第1号において、「当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき」には、「行政財産は、……その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる」と規定する。

本件所有権移転に関する覚書では、対象物の所有権は事業者に帰属するものであることが規定されているということであるが、清閑亭に係る土地建物は同法第238条第4項の「行政財産」に該当するものである。そして、対象物は主たる建物の附属建物として扱われるものであり、独立した建物として登記を作成することができないものである。そうすると、対象物を独立した建物としてその所有権を事業者に帰属させることはできないことになる（なお、小田原市職員措置請求に係る勧告では「市が所有する土地に第三者の建物（増築建物）が建っている」という状況になっているということが指摘されているが、これは対象物が附属建物ではなく土地への定着性の無い登記できない建物であるということを前提としているように思われる。この場合、対象物が同法第238条の4第2項第1号の「政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるもの」に該当するか否かが問題となり、いずれにせよ是正が必要となるように思われる）。

対象物を独立した建物としてその所有権を事業者に帰属させるには、建物分割登記により附属建物を分割し、新しい登記記録を作成する方法が考えられる。したがって、本件においても、建物分割登記により対象物を分割し、その所有権を事業者に帰属させる新しい登記記録を作成する方法により、対象物を含む清閑亭に係る土地建物の法律状況が是正されるべきである。

本件において監査の勧告で是正を求められる結果となってしまったのは、対象物を含む清閑亭に係る土地建物の法律状況の確認が不十分なまま本件所有権移転に関する覚書が締結されてしまったことによるものであるとすることができる。

本件所有権移転に関する覚書の締結が、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったものとまで言うことはできないものの、検討体制に課題や問題があったことは否めないように思われる。

ウ 定期賃貸借契約の締結について

最三小判平成16年7月13日民集58巻5号1368頁（以下「平成16年7月13日最高裁判決」という。）は、名古屋市の住民である第1審原告らが、世界デザイン博覧会（以下「デザイン博」という。）で使用された施設及び物品を市が財団法人世界デザイン博覧会協会（以下「第1審被告協会」という。）から買い受けた契約（以下「本件各契約」という。）が違法であるとして、地方自治法第242条の2第1項第4号（平14法4号改正前）に基づき、当時の市長、助役及び収入役に対し、損害賠償の支払を求め、第1審被告協会に対し、損害賠償の支払または不当利得の返還を求めた住民訴訟であるが、そこでは、本件各契約の締結に関する市長等の裁量権の逸脱、濫用等が問題となった。すなわち、第1審原告らは、本件各契約が、必要性のないものを不当に高額な代金で買い受けたものであってその締結には裁量権の逸脱、濫用があると主張した。これに対し、最高裁は、「デザイン博が市の事業として行われたのであって、市は、第1審被告協会の設立に際し、第1審被告協会に市の基本的な計画の下でデザイン博の具体的な準備及び開催運営を行うことをゆだねたものと解することも可能であり、両者の間には実質的にみて準委任的な関係が存したものと解する余地がある」とした上で、「市が、第1審被告協会に対し、同協会がデザイン博の準備及び開催運営のために支出した費用のうち、市が同協会にゆだねた範囲の事務を処理するために必要なものであって基本財産と入場料収入だけでは賄いきれないものを補てんすることは、不合理ではなく、市にその法的義務が存するものと解する余地も否定することができない」とした。そして、「上記の点は、本件各契約の締結に裁量権の逸脱、濫用があったか否かを判断する上で、重要な考慮要素となるというべきである」とし、「デザイン博の準備及び開催運営に関する市と第1審被告協会との関係の実質、第1審被告協会が行ったデザイン博の準備及び開催運営の内容並びにこれに関して支出された費用の内訳を検討しなければ、本件各契約の締結について裁量権の逸脱、濫用があったかどうかを判断することはできないものというべきである」と判示している。

本件は、平成16年7月13日最高裁判決とは事例を異にするものである。しかし、本件定期賃貸借契約が、清閑亭に係る民間提案制度の中で締結されたものであること、民間提案制度が、民間の創意工夫を最大限活用するためのPPP/PFI事業による手法の一つであり、本市における民間提案制度が、提案後の協議を前提とした解除条件付き契約であることからすれば（「再調査結果報告書」4頁）、本件における市と事業者との間にも、平成16年7月13日最高裁判決の事例と同様に、「実質的にみて準委任的な関係が存したものと解する余地がある」ものと言うことができ、本件定期賃貸借契約の締結について裁量権の逸脱、濫用があったかどうかを判断するに際しても、同判決において示された考慮要素が参考になるものと解しうる。したがって、本件定期賃貸借契約の締結について裁量権の逸脱、濫用があったかどうかについては、既に述べた清閑亭事業の準備及び運営に関する市と事業者との関係の実質のほか、清閑亭事業の準備及び運営に関する（「支出された費用」に対応する）収支の内訳として、(ア) 貸付料について、並びに、本件定期賃貸借契約の締結に伴い事業者が行った清閑亭事業の準備及び運営の内容として、(イ) 建物・庭園の維持管理の負担区分について、及び、(ウ) お披露目会について、検討していくことにする。

(ア) 貸付料について

令和6年4月の小田原市職員措置請求により、清閑亭に係る賃料月額が、20万円であり、相場と比べて格安ではないかということが指摘されている。確認した事実によれば、上記指摘のとおり、貸付料は「月額200,000円（消費税等込み）」とされているということであるが、これについては、令和6年6月に行われた監査の結果、「特段事業者に便宜を図っているわけではなく、この金額が著しく低廉であるとは認められない」とされている。したがって、本件貸付料が清閑亭事業の準備及び運営に関する収入として不合理であるということとはできない。

(イ) 建物・庭園の維持管理の負担区分について

また、確認した事実によれば、建物・庭園の維持管理に係る費用の負担区分につき、募集要項の清閑亭特記事項においては事業者負担とされていたものが、本件定期賃貸借契約においては変更されていたということであるが、これについては、令和6年6月の監査の結果、前者があくまで参考資料である旨を明示

して提出したものであり、市との協議の中で増減は認めるとの但書も付していたこと、また詳細協議の結果、庭園部分は貸付範囲には含めないこととし、貸付料を財源として市が庭園部分を維持管理することになったものであるとされている。

もっとも、ヒアリングからは、負担区分を変更した協議記録がなく、文化政策課と事業者がその都度決め、最終的に定期賃貸借契約締結時点で文書化したことが窺えた。このため、市と事業者がどのような協議を行い、負担区分を決めていったのかが明らかにされず、意思形成過程が明確にならなかったことが、市が事業者に対し便宜を図ったのではないかという疑義を生じさせることとなってしまうものと言うことができる。

(ウ) お披露目会について

新聞報道等により、令和6年2月27日から3月19日までの間に、事業者によるお披露目会が行われ、当該お披露目会が、同年3月4日に交付された小田原保健福祉事務所からの許可を受ける前に行われたこと、また、3月7日に締結された市との定期賃貸借契約の締結前に行われ、賃料が発生していない状態で行われたことが指摘されている。確認した事実によれば、本件お披露目会は飲食店としてオープン前に一般的に行う形式であり、事業者が従業員の導線を確認する目的で行い、また利用客が実際に館内に入ったときに建物の不具合がないかを確認するものであったということであるが、このことから、本件お披露目会はいわゆるプレオープン、すなわち店舗が正式にオープンする前に知り合いや一般客を集客して行われる試験的な営業であったと言うことができる。そして、一般客を店内に入れて営業する事実は通常営業と変わらず、たとえ試験的な営業であっても営業許可証が必要となるとされる。したがって、令和6年2月27日から3月3日までの一部の期間において開催されたお披露目会についても、保健所による営業許可の前に料理が提供され、会費が徴収されていたのであるから、営業許可証が必要となる試験的な営業であったのであり、営業許可証の交付、及び店内への掲示なく実施した以上、無許可営業に該当するものであると言うことができる。加えて、定期賃貸借契約の締結前で、行政財産の目的外使用許可（小田原市財産規則第19条）も交付されず、建物等の使用権限も有していない中での開催であったことからすれば、それ自体違法なものであ

ったと言わざるを得ない。したがって、この点について、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったのではないかという疑念は免れ得ないものであったとすることができよう。

もっとも、前者の点につき、食品衛生法（上記期間において適用のある令5法52号）は、第82条において、営業許可に関する第55条第1項の規定に違反した者に対し、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金刑を科するとともに、第55条第2項第1号において、都道府県知事が、上記刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者に対し、営業許可を与えないことができる旨規定するが、本件において、事業者は令和6年3月15日に小田原保健福祉事務所食品衛生課と協議を行った上で「厳重注意」という行政指導を受けるにとどまり、上記刑に処せられるには至っていないことから、その後の営業については適法になされたものと言うことができる。また、後者の点についても、上記期間における行政財産の無許可使用とその後の使用とは別次元の問題であり、上記期間における行政財産の無許可使用に対しても、「令和6年2月27日（お披露目会の日）から同月29日までの貸付料相当分について、小田原市財産規則第33条の2において準用する第25条第1号の規定に基づき、月額の前貸付料の半額の支払いを事業者に対し求める」措置を講じていることからすると、既に解決済みであり、その後の使用についてまで違法となるものではないとすることができる。したがって、その後現在に至るまでの営業及び行政財産の使用は適法なものであり、この点について裁量権の逸脱、濫用があったとすることはできない。

以上より、本件定期賃貸借契約の締結について裁量権の逸脱、濫用があったとすることはできない。

(6) 考察

以上より、本件文化庁からの許可及び建築確認、所有権移転に関する覚書の締結、並びに、定期賃貸借契約の締結について、いずれも裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきではない。したがって、清閑亭活用事業に関する市の行政行為が、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったものと言うことはできない。

もっとも、上記のとおり、所有権移転に関する覚書の締結及び定期賃貸借契約の

締結においては、相手事業者に対し、裁量権を逸脱する便宜を図ったのではないかという疑念を免れ得ない点があったものと言うことができる。

そして、その背景として、清閑亭に関する行政行為の執行プロセスにおいて、ア 事務手続き上の不適切さ、イ 意思決定段階における課題に対する認識の甘さ、検討体制の問題があったことは否めない。

ア 事務手続き上の不適切さ

令和３年３月から民間提案制度の募集が始まり、令和６年３月の開業に至るまでの約３年間という長期間にわたる協議の中で、市が事業者との協議の結果として文化政策課が残していた文書は、建築審査会や建築確認申請に係る文書、厨房等の増築に係る覚書を除くと、令和３年１２月の協定書及び令和６年３月の定期賃貸借契約書のみであり、その間、市と事業者がどのような協議を行い、事業スケジュールや負担区分を決めていったのかが明らかにされず、民間提案制度の中の詳細協議の範疇にあるとの考えのもと、本来行うべき事務決裁や業務伝達が、省略されてしまったと考えられる。

その結果、意思形成過程が明確にならなかったことが、市が事業者に対し便宜を図ったのではないかという疑念を生じさせることとなってしまった。

イ 意思決定段階における課題に対する認識の甘さ、検討体制の問題

清閑亭に係る土地建物の法律状況の確認が不十分なまま本件所有権移転に関する覚書を締結したことで、監査の勧告で是正を求められる結果となってしまったこと、事業者が定期賃貸借契約締結前にお披露目会を行うことについて、市は事前認識があったにもかかわらず、曖昧な知識や不十分な確認のもと、事業を進めたことで、市民に「市が事業者に対し便宜を図った」との疑念を抱かせる結果を招いた。

ヒアリングでは、業者との一連のやりとりはほとんど係員が一人に対応し、担当者によるメモをもとに上司への説明がされ、課題や問題が発生した際の情報共有だけではなく、それらに対する対応や解決に向けた法的な検討やリスク管理のための体制が組織として十分に機能していなかったことが窺え、これらが令和６年８月の、「文化政策課による監査書類の誤認識による再提出」も引き起こしてしまったのではないかとと思われる。

民間提案制度のようなPPP/PFI事業においては、課題や事業に関する十分な知

識や確認により、事業者のアイデア、意見を事業に反映させることが、市には求められるのであり、市が主体的に官民対話を進めていくという認識を有していれば、かかる疑念を生ずることもなかったのではないかと考える。

2 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案

(1) 指摘されている点

市議会で行われた質問により、市政広報事業に関し、次に掲げる事項が指摘されており、市は、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したのではないか、政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないかという疑念が呈されている。

【主な指摘事項】

- ・令和6年1月から3月にかけて集中的に市の事業がタウン誌に掲載されたこと
- ・令和6年度当初予算において、メディア活用事業に係る委託料が前年度に比べ、500万円以上増額して計上され、令和6年4月及び5月を中心に執行されたこと
- ・令和6年1月号から5月号までの広報小田原の表紙及び特集記事について、選挙対策のような趣旨にも捉えられること

(2) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、広報広聴室から市政広報事業に関する資料提供を受け、当該資料を確認のうえ精査した。

イ 関係者へのヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和5年度）	ヒアリング時点	
広報広聴室長	広報広聴室長	10月29日
広報広聴室副課長	市民部地域安全課長	9月26日
広報広聴室係長	広報広聴室係長	9月26日
企画部未来創造・若者課長	企画部政策調整課長	9月26日

(3) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 年間重点広報計画について

本市の広報活動は、小田原市広報活動に関する規程（平成7年訓令第1号）により、広報基本方針（第7条）及び市政年間重点広報計画（第9条）に基づき行われ、広報広聴室長が本市の広報活動を統括している。

このうち、広報基本方針は、広報広聴室長が毎年度、市長の命を受けて、翌年度における方針を定め、課等の長に通知することとされ（第7条）、重点広報計画は、広報広聴室長が、広報基本方針、課等の長から提出される重点広報要望書、市総合計画、市民の広報ニーズ等を考慮し、作成し、市長に提出しなければならないこととされている（第9条）。重点広報計画は、市長、副市長、教育長、理事（医師である職員を除く。）、企画部長、総務部長及び広報広聴室長の職にある者をもって構成される広報企画委員会でその内容を協議することとされている。

令和5年度の方針については、令和5年1月31日の広報企画委員会で協議され、市長、両副市長、教育長、理事・企画部長、理事・都市部長、理事・上下水道局長、総務部長、広報広聴室長が出席し、小田原市市政広報の基本方針と、年間重点広報計画及び市政重要事業の広報活動の内容が決定されたことを議事録から確認できた。

その後、令和5年4月19日に広報担当会議が開催され、「令和5年度の小田原市市政広報の基本方針」及び「令和5年度年間重点広報計画及び市政重要事業の広報活動の内容（案）」が示された。

令和6年度の方針については、令和6年2月13日の広報企画委員会で協議され、市長、両副市長、教育長、理事・総務部長、理事・環境部長、理事・経済部長、統括監、企画部長、広報広聴室長が出席し、小田原市市政広報の基本方針と、年間重点広報計画及び市政重要事業の広報活動の内容が決定されたことを議事録から確認できた。

その後、令和6年4月19日に広報担当会議が開催され、「令和6年度の小田原市市政広報の基本方針」及び「令和6年度年間重点広報計画」が示された。

イ 令和6年1月号から5月号までの広報小田原について

(ア) 令和6年小田原市議会6月定例会一般質問でA議員から指摘を受けた広報小田原令和6年1月号から5月号までについて、その目次と、令和5年度及び令和6年度の重点広報計画を次のとおり比較した。

令和5年度

号	広報小田原	重点広報計画
1 月 号	#01 新春の風物詩が100回の節目 それぞれの箱根駅伝（表紙）	・ <u>おだわら地域力市民力表彰</u>
	#02 令和6年 新春メッセージ あけましておめでとうございます	・ 小田原文化アワード
	#03 新しい学校づくりってなあに？	・ 民生委員について
	#04 <u>安全で快適な小田原駅西口広場へ</u>	・ <u>小田原駅西口地区まちづくり</u>
	#05 国指定史跡小田原城跡 御用米曲輪の“いま”	基本構想の策定について
	#06 带状疱疹ワクチン 予防接種費用の助成が始まりました	・ <u>伊豆湘南道路シンポジウム</u>
	#07 <u>伊豆湘南道路の実現に向けて</u>	・ 新病院実施設計について
	#08 <u>おだわら地域力市民力表彰</u>	
2 月 号	#01 <u>小田原がより元気に、より健康であるために（表紙）</u>	・ 地域コミュニティの取組、 <u>市民功労賞等受賞者</u>
	#02 <u>健康増進拠点基本構想の検討を進めています</u>	・ 小田原城の整備
	#03 市立病院の機能強化に向けて	・ <u>健康増進拠点施設基本構想</u>
	#04 つながる地域の力で課題を解決 !!	・ 片浦地域の農業における交流促進の取組
	#05 食で愛着と誇りを	・ 高田浄水場再整備事業建設工事着手
	#06 おだわらMIRAIアワード2023	・ 小田原市長選挙
	#07 おだわらスポーツ応援宣言！	
	#08 令和5年度 小田原市民功労賞・市民栄誉賞が決定	
3 月 号	#01 小田原から加速させる温暖化対策（表紙）	・ 旧市民会館跡地等活用事業基本計画、若者女性活躍事業
	#02 <u>新しいライフスタイルで小田原の未来が“変わる”</u>	・ デジタル化の取り組み、デジタルコンペ結果報告
	#03 「清閑亭」の利活用開始！	・ 地震への備え
	#04 おだわらカルチャーアワード受賞者決定！	・ <u>子どもの居場所づくりについて</u>
	#05 渋滞対策に取り組んでいます	て
	#06 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について	
	#07 小田原eスポーツ2024～春の陣～	

	#08 ～誰もが その人らしく～共生社会 の実現に向けて	
	#09 子どもの居場所づくりを応援してい ます	

※下線は、計画と実際の広報の項目が一致しているもの

令和6年度

号	広報小田原	重点広報計画
4 月 号	#01 「おだタク・おだチケ実証事業」第 2弾！（表紙）	・おだわら若者応援コンペティ ション
	#02 “ピックアップ”小田原の取り組み	・おだわら市民学校
	#03 おだわら市民学校 仲間と学び、地 域とつながる	・带状疱疹ワクチンの一部助成 ^(※)
	#04 おだわら若者応援コンペティション	・小児医療費助成 ^(※)
	#05 「おだタク・おだチケ実証事業」第 2弾！4月から見直し&拡大	・予防接種事業
	#06 キャッチアップ接種期間が令和7年 3月31日で終了します	・使用済紙おむつの回収処分 ^(※)
	#07 市役所の組織・機構の一部が変わり ました	・おだタク・おだチケ実証事業 ^(※) ・外視鏡、遠隔ICUの導入 ^(※)
5 月 号	#01 富野由悠季監督×小田原市 包括連 携協定を締結！（表紙）	・学校給食材料費物価高騰分の 補填 ^(※)
	#02 令和6年度当初予算	・さくら連絡網 ^(※)
	#03 共生社会の実現に向けて	・小学校35人学級 ^(※)
	#04 魅力的で持続可能な農業	
	#05 新たな移動支援策 地域公共交通	
	#06 扇町クリーンセンター ドッグラン 試行開催中！	
	#07 その空き家、どうする？	
	#08 自治会はみんなをつなぐ 地域の和	
	#09 市立病院 入院費用の連帯保証人代 行を導入します	

（※）は、広報小田原4月号「#2 ピックアップ小田原の取り組み」に掲載

※下線は、計画と実際の広報の項目が一致しているもの

(イ) また、令和6年6月26日に行われた市議会6月定例会一般質問では、A議員は、「5月号の赤い表紙は、…選挙カラーを意識させるという御意見もある中で、広報紙5月号の巻頭について、あらぬ誤解を招くことも予想されるため、赤色を全面に出すような掲載の仕方はしないほうがいいのではないかといった調整はなかったのか」と質問した。これに対し市は、「広報紙5月号の巻頭につきましては、掲載の是非について、市長等と広報担当所管とで調整はございませんでした。ただ、掲載に際しましては、発行月である5月に市長選挙があることを念頭に、選挙管理委員会事務局の助言を得て、デザイン等を精査いたしました」と答弁した。

さらに、同月29日に新聞報道により「市長選の直前に市がタウン紙などに広告を集中掲載していた問題に関連し、市が広報5月号で人気アニメ「機動戦士ガンダム」のイラストや原作者の富野由悠季監督の写真を掲載したことが波紋を広げている」と報じられた。

広報5月号の表紙について、未来創造・若者課長は、「1月に（富野由悠季監督と市との）包括連携協定締結の話が進み、準備に2～3ヶ月を要した形であって、市長選挙を意識していたわけではありませんでした。3月は議会のため、その後の市長の予定と富野氏の予定を照らし合わせた結果、（協定の締結が）4月10日となりました」「包括連携協定の締結について、直近の広報紙にいつ載せられるかを広報広聴室と調整したところ、5月号の掲載に間に合うとのことで、掲載に至りました」と証言した。また、「表紙のデザインに関しては、（富野氏の作品は）著作権が複雑であり、新たにデザインを作成するには調整に時間を要するため、既に令和5年度に観光課がデザイン作成し、著作権の調整が済んでいたバナーフラッグのデザインを使わせてもらいました。バックのカラーが赤いことが問題になっていますが、これは数年前に全国の美術館で「富野由悠季の世界」という展覧会をやっていた時のイメージカラーです。権利関係はクリアしているし、既にバナーフラッグで使用したデザインでもあったため、ここまで大騒ぎになるとは思っていませんでした」と証言した。

ウ 令和５年度及び令和６年度のメディア活用事業について

(ア) タウン誌への掲載方法について

市民に向けた幅広い広報発信の必要性が生じた場合、各所管課は、広報広聴室に相談し、広報広聴室のメディア活用事業予算を活用してタウン誌への記事掲載を行うことができる。

タウン誌は、「タウンニュース」、「ぴ〜あーる」等があり、所管課は広報広聴室を通じて、発行元と調整しながら枠の大きさに応じた記事を作成し、掲載する。

(イ) タウン誌への掲載内容・時期について

個々の案件に関する掲載内容、時期、掲載枠の大きさについては、予算額や発行元の紙面編集の都合等を踏まえて所管課が広報広聴室を通じ発行元と調整をしながら記事を作成し、記事掲載後、掲載枠の大きさに応じ広報広聴室が掲載料の支払いを行っていた。

(ウ) メディア活用事業費に関する予算執行について

令和５年度予算により執行された令和６年１月から３月までにおける「タウンニュース」への記事掲載料は１,６９５,１００円（予算額３,０２０,０００円）、「ぴ〜あーる」への記事掲載料は１,９８０,０００円（予算額１,９８０,０００円）だった。

また、令和６年度当初予算については、市議会予算特別委員会（令和６年２月２８日から３月２３日まで）にて審議が行われ、メディア活用事業費が前年度より増額されたことに対し、その必要性等に関する質問が行われた。

これに対し、市は、「年度当初に市の政策、施策を市民に伝えることは市政の円滑化、市民サービスの向上の観点から必要であり、増額分の予算は、年度当初（４月、５月）の執行を想定している」旨答弁した。

その後、３月２２日に行われた定例会本会議では、同事業費の増額分の５,４５５,０００円を削除する修正案が提案されたが、賛成少数により否決、原案が可決され予算が成立した。

令和６年１月から５月までのメディア活用事業費に係る記事掲載内容及び執行額は、次のとおりである。

令和5年度

〔予算額 5,000,000円〕

月	掲載媒体	掲載内容 (依頼した所管課)	執行額 (円)
1月	タウンニュース	带状疱疹ワクチン（健康づくり課）	229,350
			229,350
	ぴ〜あーる	ダビンチ（経営管理課）	660,000
2月	タウンニュース	健康増進拠点（健康づくり課）	415,800
	ぴ〜あーる		660,000
3月	タウンニュース	ゼロカーボン・デジタルタウン（ゼロカーボ	820,600
	ぴ〜あーる	ン・デジタルタウン推進課）	660,000
合計			3,675,100

令和6年度

〔予算額 10,493,400円〕

月	掲載媒体	掲載内容 (依頼した所管課)	執行額 (円)
4月	タウンニュース	おだタク・おだチケ（まちづくり交通課）	612,700
		小児医療費助成拡大（子育て政策課）	612,700
		給食費補填（保健給食課）	
		紙おむつの回収・処分拡大（保育課）	612,700
		地域ポイントアプリ「ブラポ」（デジタルイノベーション課）	
		市立病院遠隔ICU（経営管理課）	612,700
		带状疱疹ワクチン助成（健康づくり課）	
	ぴ〜あーる	4月号2～3Pから転載＋産後ケア事業（子ども若者支援課ほか）	1,540,000
5月	タウンニュース	産後ケア事業（子ども若者支援課）	612,700
		省エネ、創エネ補助金（ゼロカーボン推進課）	612,700
		スマホ教室（デジタルイノベーション課）	
		空き家対策（都市政策課）	612,700
	ぴ〜あーる	省エネ、創エネ補助金（ゼロカーボン推進課）	528,000
合計			6,356,900

エ 政策監からの指示について

広報広聴室長は、政策監から、令和5年の夏前に、「（令和5年度中の）タウン誌も活用したいのでこれ以上の執行を止めて予算を残しておく」こと、「令和6年度当初予算要求にあたり、年度当初にタウン誌を集中的に活用するための予算を上乗せして計上する」こと、「ゼロカーボン・デジタルタウン、健康増進拠点、小田原駅西口整備を中心とした情報を広報紙令和6年1月号から5月号にも掲載するので枠を開けておく」こととの指示があったと証言した。

令和6年市議会予算特別委員会でB議員から「年度末に情報発信が集中している」と指摘を受けた令和6年1月から3月の記事掲載については、広報広聴室の発案ではなく、個々の案件に関する掲載内容、時期、掲載枠の大きさについて、政策監から掲載記事に関する具体的な指示が広報広聴室及び所管課にあった。

実際、令和6年1月号から5月号までの広報紙の表紙及び企画記事について、令和5年秋以降、政策監から広報広聴室に対し、「「どの号に何を載せるのか」等を…順次具体的に指示」されたことが資料により確認できた。広報広聴室長は、政策監の指示に対し、「政策監からの指示内容を直後に両副市長に報告し判断を仰いだところ政策監の指示どおりにということでしたので、部下とも共有し指示どおり対応」したと証言した。

タウン誌については、広報広聴室長は、政策監の指示に対し、「直後に両副市長に報告し判断を仰いだところ政策監の指示どおりにということでしたので、部下とも共有し指示どおり対応」した一方で、「政策監からの指示はあったものの、掲載した方が良く考えたものについては理事者に確認して対応しました。」と証言し、令和5年5月13日にタウンニュースに掲載した「市立病院駐車場」に関する記事が、理事者に確認し、予算執行したものであることが確認できた。

オ 広報広聴室の対応について

広報広聴室長は、通常であれば、「毎号の広報紙の具体的な掲載内容については、広報企画委員会を経て作成した市政年間重点広報計画及び都度の各課への掲載希望照会などを踏まえ広報広聴室でサムネイルの形で掲載案を作成し、両副市長、市長の順に調整を行」うところ、「今回の検証対象に関しては、まず初めに政策監から指示があり、その都度私から両副市長に報告し了解を得る、それを以って副市長からの指示とするという変則的なもの」であったと証言した。

広報広聴室は、小田原市部等設置条例（昭和42年条例第3号）第1条の規定により「部等」として設置されており、広報広聴室に属する事務は、両副市長の所管となる（小田原市副市長の事務の分担に関する規則（平成4年規則第42号）第3条）。しかし、政策監からの指示について、広報広聴室長は、「副市長が初耳であるという状況」が幾度かあったと証言した。

(4) 問題点の整理

広報紙の記事については、広報企画委員会で決定された年間重点広報計画に沿ったものであるが、令和6年3月号、5月号の広報小田原は、計画と大きく異なっている。政策監の指示に対して、広報広聴室は業務執行プロセスに問題がないよう留意してその都度両副市長や政策監に確認や再確認を取りながら行うとともに、最終的に、市長の承認を得ていた。このような確認手続きは従来なかったもので、煩雑であったことがヒアリングから窺えた。

(5) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解及び意見は以下のとおりである。

ア 「市は、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したのではないか」との点について

市が、広報紙等を使って、市長の選挙活動（選挙運動）を支援したと認定できる場合、法的問題として考えられるのは、関係する市職員による各々の行為が広報活動に関する小田原市の規程等に抵触しないかという点と、公職選挙法に抵触しないか（いわゆる事前運動禁止、公職選挙法第129条）という2点である。

ただ、前記(3)・(4)を踏まえると、そもそも、市は、令和5年度及び6年度の当初予算に計上されたメディア活用事業の委託料について、それぞれ市議会予算特別委員会において審議し、本会議において議決を経た上で、執行している。

また、市による予算の具体的な執行のプロセスにおいても、当初の年間重点広報計画と異なった内容となった広報も一部存在するが、広報広聴室としては、いずれの広報活動に関しても、所管となる両副市長に確認の上で、最終的には市長の承認を得た上で実施していることから、小田原市広報活動に関する規程に抵触

するとの事情は見当たらない。

さらに、市が広報紙等により広報活動をしたことについて、公職選挙法上問題となりうる「選挙運動」（特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得る（又は得させる）ために直接（又は間接的）に必要かつ有利な行為）に該当するとは認められない。すなわち、市が、広報紙等を使って市長の選挙活動を支援したとの事実認定はできない。

というのも、小田原市における「広報活動」とは、市政に関する事項を市民等に広く周知し、その理解を深めることを目的として行う活動のすべてをいう（小田原市広報活動に関する規程第2条）ところ、公選によりその職に就く市長は、政治家であり、政治家としての考えに基づく活動は、すべて「政治活動」（政治上の目的をもって行われる一切の活動）であると考えられるところ、政治家としての一定の政策と市長としての市政の方針とは、おおむね同一として捉えるほかなく、基本的に、公職選挙法との関係で、一定の政策を広報紙に記載した場合であっても、「選挙運動」に該当しない限り、不適法、違法といった法的問題は生じない。

そして、新聞等で報道された「機動戦士ガンダム」のイラストや原作者の写真を広報紙に掲載したこと等について、「選挙運動」に該当するとの事実関係も認められない。

よって、本事案における広報活動については、小田原市広報活動に関する規程を始めとする諸規程や公職選挙法に抵触するとは言えない。

イ 「政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないか」との点について

市による調査の結果、結論として、政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わった事実は認められない。

具体的には、小田原市の広報活動を統括する広報広聴室長は、広報企画委員会で協議された年間重点広報計画に沿った広報を行っていた上、政策監による具体的な指示に対しても、広報広聴室で、都度、所管となる両副市長に確認を取るとともに、最終的には、市長の承認を得ていたことからすると、政策監が職権を越えて、市の意思決定プロセスに関わり、広報を行ったとの事実は認められない。

なお、小田原市の広報活動の実施については、前記のとおり、小田原市広報活

動に関する規程により、広報基本方針及び市政年間重点広報計画に基づき行われるが、このうち広報基本方針は、広報広聴室長が毎年度、市長の命を受けて、翌年度における方針を定め、課等の長に通知することとされ、重点広報計画は、広報広聴室長が、広報基本方針、課等の長から提出される重点広報要望書、市総合計画、市民の広報ニーズ等を考慮し、作成し、市長に提出しなければならない。そして、重点広報計画は、市長、副市長、教育長、理事（医師である職員を除く）、企画部長、総務部長及び広報広聴室長の職にある者をもって構成される広報企画委員会でその内容を協議することとされている。

他方、政策監の権限等に関しては、根拠規程となる小田原市政策監の設置等に関する条例（廃止）第2条で、「市長に直属して市政運営における重要施策に関する調査、調整等を行わせるため政策監を1人置く」旨の規定が設けられている。

かかる両規程を検討すると、広報に関し、政策監は市長に直属し、市政運営における重要施策に関し「調整等」を行うことを権限としている以上、小田原市における広報活動について、同規程上、「調整等」を行うことは適法であると考えられる。

以上のとおり、指摘がなされた「政策監が職権を越えて市の意思決定プロセスに関わったのではないか」という点に関しては、法的な問題点は認められない。

(6) 考察

公職選挙法が事前運動を禁じている趣旨は、新人も含め、全ての候補者が有権者に向けて情報提供できる機会が保障される公正かつ公平な選挙を実現することにある。そうすると、選挙が迫る段階で、市が、公的な予算を使い、市長が広報等でいわずらに露出する機会を増やすとすれば、市民に対し、選挙の公正性に疑念を生じさせ、不信を招く可能性は否定できない。すなわち、市政についての広報は、時期や内容によっては、現職議員や現職市長とそうでない者との間での著しい不均衡を招きかねず、実質的に現職者による選挙運動となりかねないことに留意すべきである。その点、広報広聴室職員には、そうした問題意識の上に、従来とは異なる指揮・監督系統のもとで、不適切な執行又は疑念を招くような執行を回避しようと腐心した状況を窺うことができた。今後も、市の広報活動に関しては、個々の職員が、市政の公正性、公平性を害しないよう十分留意することが重要である。

3 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案

(1) 指摘されている点

新聞報道や市議会で行われた質問により、次に掲げる事項が指摘されており、新病院建設事業の事業者選定委員会の直前に、市長ほか市幹部5人が選定委員会参加事業者を訪問したことが、その後の選考に何らかの影響を及ぼしたのではないかと、また、その後の市民等からの問い合わせや公文書公開請求に対し、不当に情報公開を拒否したのではないかとという疑念が呈されている。

【主な指摘事項】

- ・小田原市立病院の再整備事業に係る小田原市新病院建設事業者選定委員会による事業者選定の直前に、市幹部が優先交渉権者に選定された事業者を訪問したこと
- ・上記事実に係る市民等からの問い合わせや公文書公開請求に対し、市は、市長の出張先を非公開情報として回答したこと
- ・令和4年6月30日、「情報を秘匿する必要がなくなった」として、当該事業者への視察先情報を含む非公開情報が公開されたこと

(2) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、病院管理局病院再整備課ほかから、病院再整備事業等に関する資料提供を受け、当該資料を確認のうえ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時	ヒアリング時点	
企画部副部長	総務部長	10月4日
企画部副部長（令和4年度）	福祉健康部ケアタウン推進担当部長	10月4日
企画部デジタルイノベーション課係長（令和4年度）	病院管理局経営管理課副課長	11月8日
企画部デジタルイノベーション課主査	企画部政策調整課係長	11月12日
企画部デジタルイノベーション課主任（令和4年度）	福祉健康部福祉政策課主任	11月8日

職名		聴取日
当時	ヒアリング時点	
秘書室長	環境部長	11月14日
秘書室副室長	文化政策課長	10月2日
秘書室主査	病院管理局医事課主査	10月3日
総務部総務課副課長	総務部総務課副課長	10月30日
都市部副部長	都市部長	10月4日
病院管理局病院再整備担当局長	都市部都市計画課担当監	10月2日
病院管理局病院再整備課長	病院管理局病院再整備担当局長	10月7日

(3) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 小田原市立病院の再整備事業に係る選定委員会について

小田原市は、新病院建設事業の設計施工に関する優先交渉権者等の選定に当たり、「小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）」に基づき、学識経験者等から構成される「小田原市新病院建設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置した。

選定委員会は、新病院建設事業に関して、「審査基準書（令和3年4月14日公表）」に基づく優先交渉権者の選定を行うことを目的とし、選定委員会委員長である病院事業管理者以下7名から構成された。

選定委員会の審議事項は、「①公募型プロポーザルによる事業者の選定に係る審査基準に関すること」及び「②事業者の選定に関すること」であり、選定委員会は、非公開とされた。

「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル審査結果報告書（令和3年11月10日小田原市新病院建設事業者選定委員会）」によると、選定委員会は、計3回開催され、その日程及び主な議事事項は、次のとおりである。

項目	日程	主な議事事項
第1回	令和3年4月7日	実施要領及び選定基準について
第2回	令和3年6月1日	一次審査について ・提案参加者の実績等について（客観評価） ・一次審査用技術提案書の評価について（定性評価）
第3回	令和3年10月20日	二次審査について ・事業者の選定について

第1回の選定委員会では、実施要領及び選定基準を主な議事とし、第2回の会議では、一次審査を実施し、審査に参加した8共同企業体について、客観的評価と簡易な技術提案書に基づく審査を行い、2次審査に進む5者を選定した。その後、2次審査に進む5者より、技術提案書の提出や競争的対話等を経て、第3回の会議で二次審査を行い、株式会社竹中工務店横浜支店を代表とする共同事業体を優先交渉権者に選定した。そして、同年11月10日に基本協定書を締結、同月12日に設計業務委託契約を締結している。

選定委員会においては、選定における公平を期すため、各委員に対し、選定委員会が終了し優先交渉権者が特定されるまで、参加事業者名等の情報は伏せられていた。

また、同年4月14日に告示された「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル実施要領」の別添「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル優先交渉権者選定基準」において、応募者と選定委員の接触を失格要件として規定し、病院管理局が秘書室に対し、ゼネコンからの面会要請は断るよう申し入れるなど、選定における公平性の確保に細心の注意を払っていた。

令和4年市議会9月定例会のC議員からの一般質問において、「市長はプロポーザル参加業者を知っていたのかどうか」との質問に対し、市長は、「プロポーザルの参加事業者については、職員のほうからの報告を受けております」との答弁をしていることから、市長は、株式会社竹中工務店が参加事業者に含まれていることを承知していたことが窺える。

一方で、鳥海副市長は「事業者の方の氏名、応募事業者とか、そういったものは一切承知しておりません」、玉木副市長は「事業者選定委員会が終了し、優先

交渉権者が特定された時点でその事業者名は承知いたしました」と答弁し、市長と両副市長の間で参加事業者の情報は共有されていなかったことが窺える。なお、政策監が、参加事業者の情報を認知していたかについては確認できなかった。

イ 市長ほか市幹部５人による選定委員会参加事業者への視察について

令和３年10月18日、市長ほか市幹部５人（政策監、未来創造・デジタル化推進担当部長、企画部管理監、都市部長及び都市部副部長）が、東京都江東区新砂１丁目の株式会社竹中工務店本店、東京都江東区東陽３丁目のフラッツウッズ木場、東京都中央区銀座８丁目の（仮称）銀座８丁目開発計画を視察した。

視察が行われた令和３年当時、本市においては、「デジタル化によるまちづくりの推進」に取り組んでおり、この取組をさらに強力に推進するため、国が推進する「スーパーシティ構想」に応募するための準備を進めていた。そして、長年課題となっていた小田原少年院跡地に、究極のゼロカーボンとデジタルを結合した最先端モデルエリアを整備する「ゼロカーボン・デジタルタウン構想事業」をまとめ、令和３年10月15日、内閣府に提案書を提出した。

ゼロカーボン・デジタルタウンは、幾つかの要素で構成された街を目指すものであるが、その一つの要素が、「新技術と大胆な規制改革を活用して「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を目指す街を2030年までに新規に建設する。」というものであり、ゼロカーボンの実現には欠かせない、森林の再生にとって重要な鍵となる「木造による中高層建築物の実現」を柱とするものであった。

また、提案書提出後の同年11月４日には、提案内容について国のヒアリングが予定されており、メインプレゼンターとして市長が説明することになっていた。

株式会社竹中工務店ほかを視察したことについて、市長は、令和４年市議会９月定例会で「10月15日のスーパーシティ構想の再提案後、速やかに国のヒアリングを受けることが分かっており、私自らメインプレゼンターとして説明をしなければならない状況があったことです。この先進技術の施工現場を調査視察することは、今後の事業の実現に向けて有意義であることから、私を含め、関係する部局と早々に視察に行く必要がありました」、さらに、「木材を主構造とした高層建築物において、工事中の想定される工期や課題などを把握するため、建築物内部の視察が必要でした」との答弁をしており、「木造による中高層建築物の実現」に向けた技術等のイメージを明確にするとともに、実現性を確認すべく、高層木

造建築のトップランナーである事業者の視察を行っていたことが確認できた。

なお、視察の実施日程については、市長ほか本市からの視察参加者の都合や、視察先建築物における建築主の意向を踏まえ、限られた期間で日程調整した結果、令和３年10月18日の午後とされた。

視察の日程が10月18日になったことについて、市長は、令和４年市議会９月定例会で「銀座８丁目開発計画の建築物が10月15日に竣工日を迎えていましたが、一部残工事があったため、引渡し前のこの時期なら内部視察をしてもよいとの建築主の御意向を踏まえ、限られた期間で日程調整した結果、10月18日に決まった」と答弁した。

また、秘書室副室長は、事業者との日程調整は主に政策監が行い、「政策監が先方とやり取りをして日時や同行する職員」を決め、秘書係長がこれに合わせた市長のスケジュール調整を行ったが、「当時、病院再整備のプロポーザルに視察先の事業者が入っていたことは私も係長も知り得ませんでしたので、通常の出張に係る日程調整」を行ったと証言した。

さらに、視察に同行した都市部副部長は、「視察の２～３週間ほど前に企画部管理監経由で（視察の）話があり」、管理監から「政策監から「都市部も連れて行きたい」と言われている」と言われたと証言しており、政策監を中心に参加者、日程、行先が決められ、各職員に指示があったことが確認できた。また、出張の目的は「地域循環共生を目指すにあたり、木材の利活用の点で西口地区再開発にも参考」にできるのではないかとといった内容であると聞いており、出張先を秘密情報としなければならないという認識は都市部職員にはなく、そういった対応も行っていなかったことが確認できた。

結果、市長らが株式会社竹中工務店を訪問したことは、秘書室、企画部、都市部の複数名の職員が知っており、当時、それらが特に秘匿されるべき情報であるという認識を持つ職員はいなかった。

なお、視察先の調整窓口となった株式会社竹中工務店横浜支店においては、「視察予定日の２日後の令和３年10月20日に、小田原市新病院建設事業者選定委員会の二次審査が予定されていたことから、10月20日以降にしてほしい旨の申し入れを行ったが、市関係者より、「当該日以外は調整困難、見学者は選定委員ではないので問題ない」との説明を受け、やむを得ず令和３年10月18日の受入れを

決定した」ことが、視察先事業者提供資料により確認できた。

併せて、視察先事業者提供資料により、視察当日の株式会社竹中工務店側の出席者は、特別顧問、社長、執行役員ほか6名、総勢9名の体制で対応しており、特別顧問と社長は、冒頭の挨拶のみの対応、執行役員ほか6名は、視察対応のうち、現地より帰社していることが社外委託の運転記録により確認できた。

なお、選定委員会の事務局である病院管理局病院再整備課における視察実施の認知については、令和4年9月定例会の一般質問において、C議員から「10月15日に病院再整備担当局長と病院長と、午前9時半から10時半、1時間かけて熱心に会議をされているのですけれども、そこでもこういった話は一切出なかったということではよろしいですか」との質問に対し、市長は、「病院関係の職員との打合せの中で、私自身、この10月18日の訪問と病院事業者の選定は全く関係がないという感覚、今もそういう認識でおりますので、殊さらこの打合せのときに、10月18日に高層木造建築を視察に行くよという話はしておりません」との答弁をしている。

また、病院再整備担当局長は、市幹部による視察が実施されたことを知ったのは「新病院建設事業者選定委員会での2次審査（プロポーザル）が終わり、ひと月経たないくらい」の頃だったと証言しており、2次審査開催時点では把握していなかったことが、再度、確認された。

ウ 事前訪問（視察）と選定への影響について

（ア）審査資料について

審査資料については、ヒアリング及び病院再整備課提供資料「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル審査結果報告」により以下のことが確認できたことから、事前訪問への影響はなかったことが確認できた。

（イ）一次審査について

令和3年6月1日に開催された一次審査においては、提出された8共同事業者の参加資格書類を病院管理局病院再整備課が務める選定委員会の事務局が確認し、参加資格を有することが確認された者に対して客観的評価と簡易な技術提案書に基づく審査を行い、二次審査に参加できる者（以下「技術提案書提出要請者」という。）5者を選定した。

一次審査での選定後、技術提案書提出要請者５者との緊密な意思疎通を図ることを目的に、同年６月８日、募集要項等に関する質問回答に加え、技術提案書提出要請者の本事業に対する理解をより深め、技術提案書提出要請者の創意工夫を引き出すとともに、技術提案書類作成の検討の方向性や具体化への一助とすることを目的とした第１回競争的対話を実施した。

第１回競争的対話の実施の有無により、提案時における技術提案書提出要請者間の優劣が生じることがないように、選定委員陪席のもとで実施されたほか、競争的対話の実施内容は審査には影響を及ぼさないことを選定委員会にて確認するなど、公平性の確保に十分留意して行われた。

同年８月３１日、技術提案書提出要請者５者より技術提案書等の提出を受け、提出書類が実施要領に基づき提出されていること、及び、提案書に記載された内容に対し要求水準書の水準への未達が無いことなど、基礎審査項目を満たしていることを確認し、直ちに審査委員に配付された。技術提案書及び見積書は、競争的対話に基づく修正以外はできないレギュレーションとなっていた。

同年９月２９日、技術提案書等の提案内容の理解を深めるとともに、内容を確認する観点から、事務局と技術提案書提出要請者による第２回競争的対話を行った。

第２回競争的対話は、市立病院と技術提案書提出要請者との意思疎通を図る場でもあり、技術提案書提出要請者の固有の提案に直接関わる内容になることが想定されたため、技術提案書提出要請者ごとに実施した。また、第１回同様、技術提案書提出要請者間の優劣が生じることがないように、選定委員会委員の陪席のもと、公平性の確保に十分留意して実施するとともに、第２回競争的対話の実施内容は、審査には影響を及ぼさないことを選定委員会にて確認したうえで実施されている。

第２回競争的対話後、改善提案書及び改善見積書が令和３年１０月１３日までに提出され、改善提案書は、直ちに審査委員に配付された。

同年１０月２０日に開催された二次審査では、競争的対話等を経て改善され、同月１３日までに再提出された技術提案書及び提案時見積書について、プレゼンテーション・ヒアリングを踏まえて最終的な評価を行い、選定委員会の評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、２番目に高い者を次点交渉権

者として特定した。

審査は、「技術点」と「価格点」で実施され、前者は技術提案書により選定委員が採点、後者は見積書により事務局が採点している。

(ウ) 二次審査について

選定委員会についても、上記の審査資料同様、ヒアリング及び病院管理局病院再整備課の「課内検証結果」他資料により以下のことが確認できたことから、事前訪問への影響はなかったものと確認できた。

令和3年10月20日の二次審査における技術提案書の審査においては、提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリングを経て審査が行われ、委員7名のうち6名が、株式会社竹中工務店の技術点を1位とする採点をした。

見積書については、上限額198億円に対し、株式会社竹中工務店の見積額は164億円であり、参加者中最低額であった。仮に、提案額が上限額の198億円であったと仮定した場合においても、技術点が優れていたことから、全体の1位となっていた。

同年12月13日に行われた市議会12月定例会の一般質問において、C議員から、「新病院建設について、小田原市が特定の事業者を強く推している」と、事前に接触があったのではないかと噂が建設業界に流れているのです」との発言があった。

しかし、議員からの発言が行われた際、小田原市新病院建設事業者選定委員会の事務局を担う病院管理局病院再整備課は同定例会に出席していなかったことから、自らの見解を示す機会がなかった。そのため、「このたびの小田原市新病院建設事業者選定委員会における審査については、「小田原市新病院建設事業設計施工一括発注に伴う公募型プロポーザル優先交渉権者選定基準」に基づき、選定委員及び事務局職員は、透明性を確保し、中立かつ公正に実施したことを上申します。つきましては、小田原市議会におきまして、適切に対応することを望みます（以下、略）」との上申書を、令和4年1月7日付にて、病院事業管理者名で市議会議長あてに提出している。

なお、令和4年9月定例会の一般質問において、C議員から「この上申書について、8か月を経た今、病院事業管理者はどのようにお感じになっていらっしゃるのでしょうか」との質問がなされ、当時の病院再整備担当部長は、「ど

のような噂があろうとも、選定委員と事務局職員は透明性を確保し、中立・公正に審査を実施したという事実を市議会議長に申し上げ、適切な対応を望んだものでございます。今でも中立・公正に審査を行ったことに変わりはありません」との答弁がなされており、選定における公平性の確保に向けて、意識を持って対応していたことが窺える。

エ 公文書公開請求等について

令和3年10月下旬、C議員から市秘書室に対し、「「市長が新病院建設事業に登録している業者を選定委員会前に訪問している」との情報提供があった。10月18日から10月24日までにおける市長の動向及び交際費の支出について確認したい。」旨の電話での問い合わせがあった。これに対し、対応した秘書室職員は、小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）に基づく公文書の公開請求をしてほしい旨、議員へ伝えた。その後、秘書室副室長は、10月27日、議員に対し、問い合わせに該当する箇所に係る「小田原市長動向」（市ホームページ）を抜粋し、メールにて送付した。送付した10月18日の小田原市長動向（一部）は、次のとおりである。

【午前】広報広聴室、特別職ミーティング、障がい福祉課、全国古民家再生協会湘南・代表理事ら、文化部長、酒匂川左岸土地改良区より要望書受領、経済部長ら

【午後】外出

令和3年10月27日、請求者甲より、令和3年10月の市長の日程表全日等について、公文書公開請求書が提出された。

請求者甲より提出された公文書公開請求は、一部公開となり、令和3年10月18日の視察についての情報は、小田原市情報公開条例第8条第3号（市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの）に該当し、未成熟案件に係る情報のため、公開することにより今後の事業進捗に影響を及ぼす恐れがあるとして非公開とされた。

請求者甲より提出された公文書公開請求書を含め、この件に関し秘書室に対し行われた公文書公開請求は3件であり、請求者は全て別人物である。

3件の公文書公開請求は、全て一部公開であったことから、各請求者より、公

文書一部公開決定に関する処分に対する審査請求書が提出され、それぞれ諮問第31号、第32号及び第34号として、令和4年3月23日開催の第78回情報公開審査会以降、計4回の審査会にて事案の審議、答申案の検討等が行われ、同年10月19日、情報公開審査会からの答申が小田原市長あて提出された。

その概要は、次のとおりである。

	諮問第31号	諮問第32号	諮問第34号
情報公開請求者	甲	乙	丙
請求日	令和3年10月27日	令和3年11月22日	令和3年12月24日
内容	10月の市長の日程表全日、10月の市長公用車の運転日報	10月分の市長が乗車した公用車が立ち寄った先の住所（日程表、運転日報）、公用車に乗車した人の名前が分かる資料（旅行命令申請）	10月18日の市長の旅行命令申請
諾否決定	一部公開決定通知		
	令和3年11月11日	令和3年12月7日	令和4年1月13日
決定内容	市長日程表…一部公開 市長の旅行命令申請…一部公開 市長公用車の運転日報…公開		
非公開の理由	小田原市情報公開条例第8条第3号該当（市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの）		
審査請求	令和3年11月24日	令和4年1月4日	令和4年1月28日
請求の趣旨	黒塗り（非公開）部分を公開、もしくは未成熟理由を明確にすること。また、関係している公人の名前は全て公開することを求める。	黒塗り（非公開）部分を公開、もしくは未成熟理由を明確にすること。	「1記載の処分取り消す」との裁決を求める。
弁明書の提出日及び内容	令和3年12月17日	令和4年1月27日	令和4年2月25日
	未成熟案件に係る情報のため、公開することにより今後の事業進捗に影響を及ぼす恐れがあるため。		

	令和４年１月27日 諮問書の提出	令和４年２月18日 諮問書の提出	令和４年３月17日 諮問書の提出
情報公開 審査会での審議等 の経過	令和４年３月23日 第78回情報公開審査会での事案の審議 令和４年５月９日 第79回情報公開審査会での実施機関への聞き取り及び事案の審議 令和４年６月30日 第80回情報公開審査会での事案の審議 令和４年８月９日 第81回情報公開審査会での答申案の検討		
諮問後の 処分の変更	令和４年６月30日 公開をしないとした部分の一部について、公開をしないとした理由がなくなったとして、令和４年６月30日付けで、本件処分を変更してその一部を公開することとした		
情報公開 審査会の答申及び 結論	令和４年10月19日 公開をしないとした部分（ただし、令和４年６月30日付けで、処分を変更して公開するとした部分は除く）については、「公開をしないことが妥当な部分」を除き、公開すべきである		
裁決	公開をしないとした部分（別表に掲げる部分を除く。）を取り消す		
裁決理由	令和４年６月30日付けで、処分を変更して公開とするとした部分については判断の対象外とする 令和４年６月30日付けで「情報を秘匿する必要がなくなったため、本件処分を公開する」旨の決定に変更した。したがって、本件処分の取り消しを求める審査請求の利益は失われたと認められる		

上記３件の公文書公開請求において、令和３年10月18日に行われた視察に関する情報部分が全て非公開とされ、その後、公開とされたことについて、市長は令和４年９月定例会で「スーパーシティについては、今後、二次募集の可能性があり、出張先もこれに関連する情報として公開することで、本市の提案内容、つまりゼロカーボン・デジタルタウンに高層木造建築物を整備するという提案が推察され、他自治体との競争において不利になるおそれがあったため、情報公開条例の規定に基づき、当初は出張先を非公開にするという対応をさせていただきました。その後、国が提出団体の提案内容をホームページに公開したため、本市が非公開としておく必要がなくなったことから、出張先についても決定を変更し、自ら公開することとしたものであります」と答弁した。

現に、令和２年12月25日に内閣府地方創生推進事務局が公開した「スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募要領」の「（６）留意事項 ③２回目の公募」の項目において、「新型コロナウイルス感染症の影響等により、スーパーシティ構想の応募準備に十分な時間が確保できない地方公共団体が存する状況を踏まえ、２回目の公募を令和３年秋以降に行う予定です」との記載がある。

また、令和４年３月10日の国家戦略特別区諮問会議で、大阪市とつくば市の２市の指定が決定された後に公表された、令和４年３月４日開催の「第３回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」での配布資料「参考１ スーパーシティの区域選定の進め方」の中で、「①スーパーシティの区域選定の進め方」の「基本的な方針」に、「提案内容の「熟度」の高い自治体から、順次、専門調査会及び国家戦略特区諮問会議に付議し、区域指定について具体的に検討する。今回の指定から漏れた場合であっても、落選ではなく、提案の「熟度」が高まり次第、指定についてあらためて検討する」との記載がされている。

市職員へのヒアリングにおいても、上記の公募要領への記載や国の専門調査会の資料の記載、そして、令和４年３月10日の国家戦略特別区諮問会議で、大阪市とつくば市の２市の指定が決定された際、内閣府から本市に対し、本市が選定されなかったことに対する連絡や通知もなかったことから、本市の担当職員は、令和３年10月に再提案書を提出して以降、そして、令和４年３月に大阪市とつくば市の２市の指定が決定された以降においても、「審査はまだ終わっていない、継続している、そのため、本市の提案内容を他市に利用されないようにすべき。」

との認識を持っていたことが確認できた。

そのため、上記の市長の議会答弁にもあるように、市長以下、事業担当部門では、今後の二次募集の可能性を意識し、出張先等の情報から高層木造建築物を整備するという本市の提案内容が推察され、他自治体との競争において不利になる可能性を恐れ、大阪市・つくば市の指定がされた令和4年3月以降も、非公開として扱っていた。

内閣府のホームページでは、令和4年4月18日に自治体による提案内容が公開されたが、デジタルイノベーション課職員は、5月中旬頃これに気づき、秘書室に対し、株式会社竹中工務店へのお出張に関する情報を非公開とする必要性がなくなったことを伝達し、これを受け、秘書室は、決裁の上、情報公開審査会当日の令和4年6月30日、請求者甲及び乙に対し「公文書一部公開決定通知書の一部変更について（通知）」を、請求者丙に対し「公文書一部公開決定通知書の変更について（通知）」を送付した。

当時の状況について、秘書室長は、デジタルイノベーション課から「「まだ他自治体との競争関係にあるので行き先を出すことによって市の提案内容が知られてしまう可能性があるので出せない」と言われたので非公開としたが、後に、同課から、「4月には内閣府のホームページ上で公開になっていたのに、非公開とする理由がなくなった」と聞き、公開決定をした」と証言した。また、それまで行われていた情報公開審査会でのヒアリングにおいて、委員から「「誰と会ったかどうかだけで内容は分かるものなのではないか」という質問」がいくつかあり、「審査会の中では「公開すべき」という結論になるのではないか」と思っていたと証言した。

また、情報公開審査会の当日に公開したことについて、情報公開審査会を所管する総務課副課長は、「審査会が6月30日に開催予定のため、その日以前に公開するように（秘書室に）伝えていましたが、結果的に公開日が30日となり、審査会と同日でした」と証言した。

本来であれば4月18日に内閣府ホームページで提案内容が公開された時点で「令和3年10月18日の市長のお出張先」については公開できる情報であったが、国から当該公開に係る通知等は一切なかったことから、デジタルイノベーション課は、5月中旬頃、当該公開がされていることを知り、その後、秘書室に伝達され、

令和4年6月30日に公開情報として変更された。

なお、令和6年12月13日に行われた市議会12月定例会において、C議員は、「なぜ、非公開理由が消えた4月18日よりも2週間も早い4月4日に、スーパーシティのライバル市である静岡県浜松市と宮城県仙台市の目の前で、前市長は丁寧に資料をしっかりと整えて……プレゼンテーションをしたのか」と質問をした。これに対し、市は、「デジタル田園都市国家構想実現会議の実現に向けまして、デジタル実装を通じた地域活性化を推進するために設置されたものでございまして、国から令和4年4月4日の会議への出席依頼がございました。この会議は、総理大臣が議長で、スーパーシティを所管する内閣府特命担当大臣など関係大臣がメンバーでございまして、当日は、デジタル田園都市国家構想を先導する取組について、関係自治体が説明するという内容でございました。この会議への参加は、デジタル化や脱炭素を推進する本市にとって好機であると判断したため、「デジタル×カーボンニュートラルの小田原市の挑戦」をテーマに市長がプレゼンしたと聞いてございます」と答弁した。

(4) 問題点の整理

選定委員会においては、選定における公平を期すため、各委員に対し、選定委員会が終了し優先交渉権者が特定されるまで参加事業者名等の情報が伏せられていたほか、病院管理局が秘書室に対し、ゼネコンからの面会要請を断るよう申し入れ、プロポーザル実施要領への応募者と選定委員の接触を失格要件として規定するなど、選定における公平性の確保に細心の注意を払っていたことが窺える。

一方、視察先事業者が、視察予定日の2日後に選定委員会の二次審査が予定されていたことから、視察を選定委員会以降にしてほしい旨の申し入れをしたにもかかわらず、市関係者は、「見学者は選定委員ではないので問題ない」との説明により視察を決定しているほか、市議会定例会の一般質問に対し、「10月18日の訪問と病院事業者の選定は全く関係がないという感覚、今もそういう認識であります」との答弁がされているなど、ゼネコンとの接触を避け、選定を公平・公正に、そして慎重に進めたいと考える病院管理局と、選定参加事業者を認知していた市長や、他の市幹部との間に認識の差異があった。

令和3年10月18日時点で、市長ほか市の幹部が、株式会社竹中工務店を視察した

という事実については、同行者が複数名おり、その中には当該視察の事実が保秘情報であるという認識がない者もいた。

そのような中で、同年10月18日の日程調整をした市の対応、その後、市民等から情報公開請求を受けた後にデジタルイノベーション課及び秘書室が行った出張内容を非公開とした対応、さらに、スーパーシティ構想における提案内容が内閣府ホームページに公開（令和4年4月）されたことを知った令和4年5月中旬以降から1か月半後の情報公開審査会当日（令和4年6月30日）に非公開情報を公開情報に変更した対応が問題となる。

(5) 外部専門員の見解

新病院建設事業の事業者選定委員会直前に、市が一応募団体を訪問したことが、選定に影響を及ぼしたか（ア）、不当に情報公開を拒否したか（イ）について、今回の検証過程で行われた関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解及び判断を以下のとおり述べる。

ア 市長による一応募団体への訪問が選定に影響を及ぼしたか

(ア) 市長による一応募団体への訪問が選定に影響を及ぼしたか

新病院建設事業の事業者選定の過程について、今回の検証のために行われたヒアリング、選定結果の報告書である「小田原市新病院建設事業——設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル——審査結果報告書（令和3年11月10日）」、及び小田原市新病院建設事業者選定委員会議事録によると、令和3年10月20日に行われた第3回選定会議では、二次審査が次のような手順で行われた。まず各委員が、①技術評価点を採点する。続いてその点数に、②地域貢献・社会貢献点、③価格評価点を加えて総合点を算出する。最後に、この総合点がもっとも高かった応募団体を、優先交渉権者に選定する。

そこで、この選定の各過程に、同月18日の市長の応募団体訪問が影響を与えたかを検討すると、まず、二次審査の評価に用いられた評価基準は、既に第1回目の選定会議において審議され決定されたものであり、次に、①の技術評価の対象となる技術提案書は、同月18日より前の同月13日に最終提出されたものであった。さらに、同月20日当日の技術提案書及びプレゼンテーションへの評価は、応募団体の名称を隠した形で実施されていた。また、当日の選定会議に

おける意見交換は、発言者と発言内容をすべて会話形式で記す形で議事録に残されている。評価結果は、技術評価点については1人を除く全委員が、優先交渉権を得た応募団体に最高点をつけた。

なお優先交渉権を得た応募団体は、価格において最低金額を提案したため、価格点も最高点を得ているが、仮に上限金額を提案していたとしても技術点が高いため総合点は最高となっていた。

これらを踏まえると、市長による一応募団体への訪問が選定結果に影響を与える余地はなく、訪問による手続と結果への影響はなかったと言える。

(イ) 市長による一応募団体への訪問は市の規制に違反するか

(3) 確認された事実のとおり、令和3年10月18日の市長による一応募団体への訪問の目的は、「ゼロカーボン・デジタルタウンに係る高層木造建築の先進技術の視察」であり、新病院建設とは関係ないことが確認された。その上で、なおこの訪問が、新病院建設事業について小田原市が定めた規制等に違反する行動であるかを検討する。

まず、小田原市では、「職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって市政に対する市民の信頼を確保することを目指す」とする「小田原市職員倫理規程」をおくが、(3) 確認された事実によると、今回の訪問中における一連の行動において、ここで定められる禁止事項に該当するものはない。

次に、新病院建設事業においては、「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル実施要領」が、その手続きを定め、別添「小田原市新病院建設事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル優先交渉権者選定基準」が具体的な基準を定めるが、この中で今回の行動に関係するものとして、応募者と選定委員の接触を失格要件とする基準がある。

そこで、同月18日に市長とともに応募団体を訪問した市職員を確認すると、訪問したのは、市長と市幹部5名、すなわち政策監、未来創造・デジタル化推進担当部長、企画部管理監、都市部長、都市部副部長であり、これらの中に、選定委員はいなかった。さらに、この基準の趣旨に鑑み、念のため訪問した市

職員の中に新病院建設事業に関係するものが含まれているかを確認すると、まず、市長に同行した未来創造・デジタル化推進担当部長及び企画部管理監は、企画部の所属であった。この企画部デジタルイノベーション課デジタルまちづくり係が、スーパーシティ構想にかかわる提案作成を担当していた。一方、新病院建設の公募型プロポーザルを所管するのは、市立病院 病院事業管理者の下に設置される病院管理局病院再整備課であった。都市部長及び都市部副部長は（３）確認された事実によると上の２つのどちらの事業とも関わりがなく、「地域循環共生を目指すにあたり、木材の利活用の点で西口地区再開発」に参考になるとの考えから参加したと思われる。なお訪問のための調整に当たったとされる政策監は、市長の直属であった。これらを踏まえると、令和３年10月18日の訪問は、新病院建設事業に係る公募型プロポーザルの公正な実施のために定められた基準に抵触しない。

（ウ）市長による一応募団体への訪問をめぐる行政過程に問題があったか

令和３年10月18日の訪問にあたって、訪問先である応募団体側は、当初、新病院建設事業の事業者選定が２日後の同月20日に控えていることから、訪問日を同月20日以降にして欲しいと申し出ていた。やむを得ず同月18日に決定したのは、この応募団体は、今回の訪問に関する日程決定の経緯、当日のスケジュール、対応した担当者名等を記録し保管していた。さらにこの訪問が小田原市議会では取り上げられ、また、新聞で報道された際には、詳細を記載する文書を作成し経緯を明らかにしている。

これに対して、市は、同月18日の訪問に関して、同様の記録を残していないことが今回の検証過程で明らかになった。当時訪問に向けての調整を行った市職員がすでに退職しているため、今回の検証においても、訪問の日程が決まった経緯、訪問先でのスケジュール、及び意見交換を行った相手の氏名・所属は、前述の訪問先が作成した文書から、ようやく確認できたものであった。

今回の訪問は、市において議事録の作成を義務付けられている場合には該当しないため、記録がないことをもって手続上の違反があるとは言えない。しかし、今回の訪問に対する疑念はその直後から、市民や議員によって示されており、いずれ説明を求められることは予測可能であったと思われる。時が経過すれば、退職等によって、当時の事情を知る市職員が庁内からいなくなることは

自明なのであるから、必要となった時に説明責任を果たせる程度の記録（たとえば、訪問先とのメールのやり取り、当日の意見交換の内容等）を保存しておくことが望ましいケースであったと思われる。

イ 情報公開における非公開決定が適法であったか

検証の対象となっているのは、令和３年10月18日の市長の「日程表」及び市長の「旅行命令申請」の一部を非公開とした決定の適法性である。今回の検証過程で明らかになったところによると、この非公開部分は、市が、内閣府の「スーパーシティ型国家戦略特別区域」の区域指定の公募に応じて、令和３年４月に応募し、同年10月15日に再提出した提案書の中でも、市の独自性の高い部分を裏付けるために市長が行った視察の視察先、同行者などを記載した部分であった。

具体的には、市長の「日程表」は、項番の欄、「件名」、「時刻」、「場所」、「市長、鳥海副市長、玉木副市長」の出席区分欄、「その他」欄からなる表で構成されているが、非公開とされたのは、そのうち「件名」、「時刻」、「場所」、「出席区分」及び「その他」である。

また、「旅行命令申請」は、表面が、「申請番号」欄、「所属」欄、「氏名」欄、「押印」欄、「地域区分」欄、「宿泊有無」欄、「経費区分」欄、「日程」欄、「出張理由」欄、「出張先」欄、「支給方式」欄、「支出所属」欄、「支出科目」欄、「下位科目」欄等から構成される表であり、裏面が、「申請番号」欄、「職員番号」欄、「氏名」欄、「旅行年月日」欄、「出発地～到着地」欄、「運賃(距離)金額」欄、「特急料金等特別料金(距離)金額」欄、「合計」欄、移動手段に関する「区分」欄、「座席指定等」欄、「経路」欄から構成される表である。

このうち非公開とされたのは、市長及び職員３名については、「旅行命令申請」表面の「出張理由」と「出張先」であり、職員２名については、同申請表面の「出張理由」及び「出張先」並びに裏面の「到着地」であった。

非公開の理由として、実施機関は、小田原市情報公開条例第８条第３号（市の機関の内部における検討、協議、調査研究に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの）を示した。

その後の経過について述べると、この非公開決定に対しては、審査請求がなされた。しかし、市情報公開審査会が答申を行う前の令和４年６月30日に、実施機

関は決定を変更し、令和３年10月18日の訪問に関連する市長の「日程表」及び「旅行命令申請」の中の全ての非公開部分を公開することとした。そこで市情報公開審査会は、令和４年６月30日に公開された部分を除く非公開部分のみについて、令和４年10月19日に答申を行った。

ところで令和４年10月19日の答申は、市長の「日程表」及び市長の「旅行命令申請」の各欄の非公開の適法性を審査するにあたって、判断基準を示している。そこで、ここでは、令和３年10月18日の「日程表」及び「旅行命令申請」の非公開決定の適法性を、この答申で示された基準に照らして検討することとする。

非公開の理由として示された条例第８条第３号について、答申は、「検討、協議、調査研究に関する情報」については、「市の事務及び事業について意思決定がされる場合、その決定に至るまでの過程においては、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議をはじめ、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者・関係法人等を交えた研究会等における協議や調査研究など、様々な検討、協議及び調査研究が行われており、「検討、協議、調査研究」とは、これら各段階において行われる検討、協議又は調査研究に関連して作成され又は取得された情報をいう」と説明する。

また答申は、「「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるもの」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け、不当に率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるものをいい、適正な意思決定手続きを確保するために規定してあるもの」とし、また「不当に」とは、「検討等における途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が見過ごし得ない程度のもの」を意味し、予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、「当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と非公開にすることによる利益とを比較衡量した上で判断することが必要になる」と説明する。

この基準に照らして令和４年10月19日の答申は、「件名」として相手方の所属、職、氏名を書くが案件に関する情報については具体的な内容を説明していなかった「件名」欄の非公開については、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものとは認められない」とした。

これに対して令和3年10月18日の市長の「日程表」の「件名」には、訪問の具体的な目的を示す内容が記入されている。また、情報公開請求の対象となった6名分の「旅行命令申請」の中には、「出張の理由」欄に、「〇〇（訪問先）訪問のため」だけでなく視察の目的を記載しているものがあった。そのため公開すれば視察の目的が外部に知られることとなり、それによって、引き続き採択に向けて作成・修正していた提案書の内容に対して、変更を求める外部から圧力が生じる等、「率直な意見交換が不当に損なわれるおそれ」があったとする実施機関の判断にはある程度の客観性があると言える。したがって、10月18日の「日程表」及び「出張命令申請」については、第3号の非公開要件に当てはまると判断される可能性もあると思われる。

市情報公開審査会は、令和4年10月19日の答申において、実施機関が理由として示さなかった条例第8条第4号イへの該当性についても検討している。第4号は、「市が行う事業又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とする。同号イは、具体的に、「市の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを挙げている。市情報公開審査会は、「日程表」の「件名」欄を見分し、また処分庁関係職員への聞き取りを行った上で、「日程表の件名欄には、市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた」として、第4号イへの該当性を認めた。

令和3年10月18日の日程表の「件名」は、市が同月15日に再提出した提案書の中でも、市の独自性の高い部分を推測させる内容であった。そこで、公開されて他の自治体の知るところとなれば市の提案の独自性が失われ、スーパーシティへの採択に影響が出るおそれがあるという実施機関の判断にはある程度の客観性があると思われる。「市が一方の当事者となる契約や交渉に係る記載があることを確認することができた」として、第4号イに該当すると認めた令和4年10月19日答申の判断基準に照らすと、本件においても第4号イへの該当性が認められる可能性が高いと思われる。

「件名」欄以外の部分として、「時刻」、「場所」、「出席区分」、「その他」があるが、同月19日の答申は、これらを「単に件名にかかる時刻、場所、市長や

副市長の出席を印で示す出席区分」であるとしており、「これらの欄の情報と照合することにより件名に記載している相手方の特定の個人を識別することができるようになるとは認められない」として、「時刻、場所、市長等の出席区分欄及びその他欄については」、「条例第8条第1号、第2号ア、第3号及び第4号イに該当するものとは認められない」とした。

同じ基準を用いると、10月18日の日程表及び旅行命令申請の「件名」欄以外も、条例第8条の非公開事由に該当しない可能性が高いように思われる。さらに、10月18日の出席者を示す「日程表」の「出席区分」は、「容易に区分して除く（条例第9条）」ことができるためこの部分のみ公開することは可能である上、市長に同行した市職員については、まさに情報公開請求者の請求内容であり、「有意の情報が記録されていないと認められるとき（条例第9条）」にも該当しない。また、出張者の氏名は、「旅行命令申請」において、当初より公開されていた情報である。同行者に関する情報を公開しても、市が懸念した「今後の事業進捗に影響を及ぼすおそれがある」とは思われない。それゆえ、これらの項目は、公開すべきであったと思われる。

(ア) 情報公開条例第12条第2項が適用されるか

小田原市情報公開条例第12条第2項は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないとき、「公開請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するもの」と定めている。情報公開請求がなされたのは、令和3年10月27日、同年11月22日、同年12月24日の3回である。そこで、それらから1年以内に全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであったか、を検討する。

現実には、内閣府は、「スーパーシティ型国家戦略特別区域」の区域指定の公募に際して、令和4年3月に大阪市とつくば市の2市の指定を発表した後、小田原市を含む応募団体すべての提案内容を内閣府のホームページで公開した。小田原市が提案書を提出してから7か月後であった。

しかし、情報公開請求が行われた当時（令和3年秋）は、市は、1回目の公募に対する提案書を再提出した直後であり、万一、今回の公募で指定を受けな

い場合にも応募要領の記すとおり、「２回目の公募」が「令和３年の秋以降に行われる」と認識していた。

また、令和４年３月４日開催の「第３回スーパーシティ型国家戦略特別区域の区域指定に関する専門調査会」の配付資料「参考１ スーパーシティの区域選定の進め方」では、「①スーパーシティの区域選定の進め方」の「基本的な方針」に、「提案内容の「熟度」の高い自治体から、順次、専門調査会及び国家戦略特区諮問会議に付議し、区域指定について具体的に検討する。今回の指定から漏れた場合であっても、落選ではなく、提案の「熟度」が高まり次第、指定についてあらためて検討する」としており、そのため、市は、「指定に漏れた場合であっても、落選ではなく、提案の熟度が高まり次第指定を受ける可能性がある」と考え、提案書の内容を引き続き秘匿とする必要性があると考えていた。

これらの事実を踏まえると、当時の市にとっては、「１年以内に情報を公開できることが明らかなである」とは言えず、第12条２項に基づく通知を行わなかったのは条例違反とは言えない。

(イ) 情報公開を決定したタイミングが適切であったか

スーパーシティの公募要領の「応募書類の取扱い」によると、「提出された応募書類は、公募期間終了後、原則として内閣府ホームページ等で公開」されることになっていた。しかし、今回の検証のために行われたヒアリングでは、令和４年３月に大阪市とつくば市が指定されたのちも、小田原市の提案に対して内閣府からの採否の通知はなかった。また、市は、たとえ今回非採択となったとしても２回目の公募が控えていると認識しており、そのため、スーパーシティ特区を担当するデジタルイノベーション課は、令和４年４月に、応募団体すべての提案が内閣府のホームページで公開されているとは予想もせず、知ったのは気づいた他の者から連絡を受けた５月であったという。

公開されたことにすぐに気づき、対応することが望ましいことは言うまでもないが、すぐには気づかなかったことにより、全部公開に決定を変更するのが令和４年６月30日となったとしても、決定を変更する決定を行うための確認作業及び手続に要する期間を勘案すると、特に怠慢があったとは言えず、行政運営上の問題があるとは言えない。

(6) 考察

市長による視察とそれに関連する情報公開の実務の適法性について検討したが、それらに関連して、若干の考察を述べる。

(5) では、本件の情報公開に関しては、当初非公開とされた令和3年10月18日の市長の視察に関連する非公開情報の主要な部分は、非公開が違法と言えるものではなく、また、小田原市情報公開条例第12条第2項の適用についても、1年以内に公開が可能であることが明らかとは言えなかったとした。しかし、公開が求められていた文書は、スーパーシティ特区の指定に係る期間が終了すれば、いずれ全部公開が可能な公文書であることは当初より明らかであった。(3) 確認された事実からは、情報公開の請求者は、当日の市長の訪問が新病院建設の事業者の選定と関連しているという疑いをもって、情報公開請求を行っていたことが窺える。これに対して、市によるこの制度の運用は形式的であり、このことが市民の疑念を助長する結果となった可能性は否定できない。

小田原市の情報公開条例は、第1条によると、「市民の知る権利を尊重して」「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民と情報を共有し、・・・市民の的確な理解と批判の下」にあつて「公正で民主的な市政を推進する」ことを目的としている。市政に対する市民の「理解」を得るためには、情報公開においても運用上の工夫をしていくことも必要であり、たとえば、今回においては、第12条第2項には該当しないとしても、近い将来に全部公開できる公文書であることを、初めから市民に説明するなどが可能であったのではないかと思われる。

同年10月18日に関する情報の全部公開のタイミングが令和4年6月30日になったことについては、行政運営上の問題があるとは言えないが、より迅速な公開が望ましかったことは言うまでもない。令和3年12月の第4回定例会の一般質問において、市長は、文書の非公開部分に関する質問を受けており、情報の公開が強く求められていたことを考えると、スーパーシティの担当者が内閣府に問い合わせるなどして提案書の公開時期を確認できていれば、もっとも早いタイミングでは、令和4年4月に全部公開が可能であったと思われる。少なくとも、同年5月にホームページ上で公開されているのを知った時点で、実施機関である秘書室の担当職員と協力して、より早い対応をとることが可能であったと思われる。

4 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案

(1) 指摘されている点

新聞報道や市議会で行われた質問により、令和3年12月16日付けで、市が「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」に基づく申立書を市議会議長に提出したことに対し、市は、市立病院再整備事業の疑惑を追及する市議へ圧力をかけるために虚偽の申立てをしたのではないかと、市が「政治倫理に関する申合せ」という仕組みを利用して市議会議長に申し立てたプロセスは不適切だったのではないかとという疑念が呈されている。

(2) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、総務課等から「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」に基づく申立書に関する資料提供を受け、当該資料を確認のうえ精査した。

イ 関係者へのヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和3・4年度）	ヒアリング時点	
総務部総務課長（令和3年度） 総務部副部長（令和4年度）	企画部政策調整担当部長	10月2日
総務部総務課長（令和4年度）	病院管理局副局長	11月26日
総務部総務課副課長	環境政策課長	11月25日
総務部総務課係長	生活援護課副課長	11月28日
秘書室長（令和3年度） 管理監（秘書・広報担当）（令和4年度）	環境部長	11月14日
秘書室副室長	文化部文化政策課長	10月2日
秘書室主査（令和3年度）	病院管理局医事課主査	10月3日

(3) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 申立書の作成に至るまでの経緯について

令和3年10月27日、請求者甲から「①10月の市長の日程表全日」「②10月の市長公用車の運転日報」について公文書公開請求がなされ、同年11月11日に相手方の所属、職、氏名、案件に関する情報を除き、「10月の市長の日程表全日」について公文書の一部公開を決定した。

この決定のうち、非公開とした部分について、D議員から秘書室職員に「市長が誰と会ったか教えていただくことはできないか」と電話があり、対応した秘書室副室長は、「議員からの依頼であっても出せる情報ではない。ご理解いただきたい」と回答した。

当時の状況について、秘書室で作成した電話でのやり取りメモでは、議員から、非公開部分について、「外には情報を出さないの、誰とどこへ行っていたのか教えてほしい。一筆書いて情報を守ることはお誓いする」「正しい使い方をしているのであれば、納得して終わる。誤った使い方をしているのであれば、追及していくこととなる」といったことを言われる等のやりとりが記録されていた。

また、秘書室副室長は、「議員は、情報公開の考え方として、首長の予定はすべて市民に公にすべきだという考えがあり、それは違うのではないかと感じて」いたと証言し、議員から連絡があったことについては、上司である秘書室長に報告をしていたことが確認できた。

同月22日、請求者乙から「小田原市長が乗車した公用車が立ち寄った先の住所。公用車に乗車した人の名前が分かる資料。令和3年10月分。」について公文書公開請求がなされ、市は、同年12月7日、請求対象となっていない情報（相手方の所属、職、氏名、案件等）及び住所に関する情報を除き、公文書の一部公開を決定した。

翌8日、総務課、管財課、秘書室職員同席のもと、請求者乙に対し、行政情報センターで公文書公開請求に係る諾否決定の補足説明等を行った際、請求者乙から、「口外しないことについて一筆書く。ただし、問題があれば問いただす」といった発言があった。請求者乙とD議員は同一であるため、職員はこの発言を議

員からの要求と受け止めた。

また、同日、D議員から秘書室あて、「「不正使用等ではなく問題のない使われ方であったと判明した場合、決して口外しない」と念書をしたためても結構です」との内容で同年10月18日の旅行命令申請の市長の黒塗り部分について教えるよう再度メールでの依頼があり、これに対し、秘書室副室長は「上司に報告の上、改めて報告」する旨回答した。

同月9日、秘書室副室長は、上司である秘書室長に確認したうえで、「条例上の非公開情報に該当するため」答えられない旨、議員あてメールにて回答した。

これらの経緯を踏まえ、市長は、小田原市情報公開条例に基づき非公開とした情報について、審査請求による適正な行政手続きを経ることなく、念書を書くことを条件に公開することを求めた議員の行為に対し、市議会議長あてに議員の行動に関する政治倫理の基準を定めた「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」に基づき、同月16日付けで申立てを行った。

当時の状況について、秘書室長は、「（「ハラスメントと思料される」行為を受けた）当事者である副室長からは、「議員にこんなことを言われている」という話を聞いていました。困っているという感じはあまりせず、普通のやり取りでした。私と副室長で、市長に情報公開請求に対する非公開情報の確認作業として打合せをした時に、その話題になりました。その時はそれで終わりましたが、後で政策監に呼ばれ、「すぐ抗議しないといけない」という話があり、一気に申立てへの動き」となり、「市長に確認のうえ提出」と証言した。

イ 小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せについて

小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ（令和3年6月22日代表者会議決定）は、議員の行動に対し、申合せで定めた「政治倫理の基準」に逸脱の疑いがある場合の対応について各会派の代表者会議で定めたものである。申合せで定めた「政治倫理の基準」には、2「(2)市職員の公正な職務執行を妨げ…ないこと」「(5)パワーハラスメント…をしないこと」等が定められており、「対応の流れ」（別紙）では、「市民、団体、議員、職員からの訴え」に対し、議長や議会組織が対応していく流れが示されている。

ウ 小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せに基づく申立書について

令和3年12月16日付、小田原市長から小田原市議会議長あて申立書が提出された。その内容は、次のとおりである。

(略)

小田原市議会議員（氏名）氏において、政治倫理に関し不適当な行為がありましたので、市議会におかれましては厳正にご対応くださいますよう、下記のとおり申し立てます。

記

1 行為の事実

情報公開請求に対して非公開とした部分について、当事案に関する一般質問に関する要旨の聞き取りに対応した秘書室職員に対し、念書を作成することを条件に、自分にだけ特別に教えるよう要求した。

当該行為は、2021年12月8日に電子メールにて行われただけでなく、電話対応時にも再三の要求があった。

2 当該行為に関する市としての見解

- (1) 市職員の公正な職務執行を妨げる行為である。
- (2) 情報公開制度の適正運用を妨げる行為である。
- (3) 市職員へのパワーハラスメントに該当すると思料される。

3 申し立て内容

（氏名）議員は、市職員への不適切な行為を猛省し、市に対して謝罪の意を表すること。

この申立書の起案者について、秘書室長は、申立書は「秘書室で便宜的に作りましたが、内容が、公文書公開請求における議員と秘書室職員とのやり取りの中で生じた話でしたので、総務課で担当してほしいと総務部長と話をしました」と証言したが、総務部には本文書に係る決裁はなく、秘書室で作成した申立書が決裁を経ずに議長へ送付された可能性が高いことが確認された。また、総務課係長

は、「本会議開催中に、議会に申立てをするとの話が総務部副部長からあり、私と副部長で文案を作りました。本会議休憩中に、まずは総務課長、次に総務部長に確認してもらおうとしたところ、すでに秘書室から議会に申立書の提出がされていたことがわかりました」と証言した。

小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）第21条では、文書を発する場合には、起案により上司の決裁を受けなければならないこととされ、対内文書及び公印の押印を必要としない文書等を除き、文書管理票を起票し、同第27条で定める主管課、所等々を表す略字記号を付し、番号を記入しなければならないこととされているが、いずれの対応も行われていなかった。

エ 令和4年12月定例会一般質問における質問及び答弁について

令和4年12月19日に行われた市議会12月定例会一般質問において、E議員からされた「市長が2021年12月16日に市議会に対して行った申立ては、地方自治法第2節「普通地方公共団体の長」の第2款「権限」の何を根拠として行われたものであるか」、「申立ては地方自治法に基づく長の公務として行ったものか」との質問に対し、総務部長は、「地方自治法上の権限というよりも、職員への不適切な行為に対する組織としての対応」、「申立ては、市長の事務として行ったもの」と答弁し、当該申立書は市長の事務として提出されたことが確認された。

また、申立書を提出した理由について、総務部長は、「今回の行為が、職員及び適正な職務の執行を守るために行ったこと」であり、「過程で悩み苦しんだ職員もおりますし、多くの関係者が傷ついた」という思いを持っていると答弁した。

さらに、申立書の「市職員への不適切な行為を猛省し、市に対して謝罪の意を表すること」との内容に対し、E議員は、「議会と議員との関係において、議会が地方自治法第10節「懲罰」に定められた事項のほかに、議員個人の行動一般に対し、懲戒権を有すると理解しているのか」と質問し、総務部長は、「地方自治法に基づく懲罰を求めたものではございませんで、議会の申合せに基づく対応を求めた適正なものである」と答弁している。

(4) 問題点の整理

検証の対象となったのは、令和3年12月16日付けで、市が市長の名で、「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ（市議会政治倫理申合せ）」に基づき、議員

の行動について、これを「市の職員の公正な職務執行を妨げる行為」及び、「情報公開制度の適正運用を妨げる行為」であり、また「市職員へのパワーハラスメントに該当すると思料される」という「市としての見解」を示し、「猛省」と「市に対する謝罪の意」の表明を求めた申立て（以下、「本件申立て」という。）を行ったことが、「ア 議員へ圧力をかけるための虚偽の申し立てであったのか」、また、「イ 市が「政治倫理に関する申し合わせ」という仕組みを利用して市議会議長に申し立てたプロセスは適切であったか」、という問題である。

(5) 外部専門員の見解

本報告書で示された関係者ヒアリング、事実認定及び問題点を踏まえて、外部専門員としての見解及び判断を以下のとおり述べる。

ア 市長は虚偽の申し立てを行ったのか

申立てに示された「市の職員の公正な職務執行を妨げる行為」及び「情報公開制度の適正運用を妨げる行為」の根拠については、議員と市職員との対面、電話及びメールでのやり取りが（3）確認された事実の中で具体的に示された。一方、当時は市でハラスメントの事実認定を行うシステムが十分に確立していなかったため、「市職員へのパワーハラスメント」の事実を確認できる資料は残っていない。そこで、（3）確認された事実を示された、対面、電話及びメールでの議員とのやり取りの内容を手掛かりとして検討すると、これらの中には、複数回にわたる同じ内容の要求や、強い言葉の使用がみられた。これらのやり取りの記録のみでは一般的にパワーハラスメントに当たる程度の行為があったと判断することは難しいが、（「ハラスメントと思料される」行為を受けた）市職員が、情報公開条例の適法な運用と議員からの請求との間で板挟みとなり、対応に困難を感じていた可能性は否定できない。したがって、「ハラスメントに該当する」と「思料」した事実が存在しなかったとは言えず、市が「虚偽」の申し立てを行ったとまでは言えない。

その一方で、（3）確認された事実によると、本申立書は内部規程である小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）に違反するものである可能性が高い。本申立書は、市長の判断において市長名で作成されたものではあるが、便宜的に秘書室において文面が作成され、総務部副部長と総務課係長も文面の検

討に携わったとされる。いずれにしても所定の決裁手続を経ずに市議会の議長に提出された。

また、本来このような申立書を作成するに当たっては、議員の行動が「市職員の公正な職務執行を妨げる行為」及び「情報公開制度の適正運用を妨げる行為」と言えるのか、その程度は申立てを行う必要があるほどに高いのか等が、適切な場で証拠に基づいて検討されるべきであると思われるが、実際の判断は小田原市文書管理規程によらないプロセスでなされたため、記録もなく判断の根拠を確認することもできない。

これらを踏まえると、本件の申立ては、虚偽の申立てとまでは言えないが、その決定過程において内部手続上の問題があったと言わざるを得ない。

イ 市が「小田原市議会議員の政治倫理に関する申合せ」という仕組みを利用して、当市議に対して「行為の猛省」と「市への陳謝」を市議会議長へ申し立てたプロセスは適切だったのか

「市議会政治倫理申合せ」の「3 その他（3）」によると、この申合せは、「地方自治法が規定する懲罰の対象となり得る案件は取り扱わない」としている。そこで、地方自治法第134条及び第135条を考え合わせると、市が議員に対して、「猛省」及び「謝罪」を求めたことは、「市議会政治倫理申合せ」の手続には適合していないように思われる。

「猛省」及び「謝罪」を求めた部分が「市議会政治倫理申合せ」の定める手続の中で、議員個人に対応を求める目的で記述されたものであるとした場合、その内容は、情報公開を求めた議員の行動に関して求める対応としてはバランスを欠くものであり、手続の濫用とまではいわないまでも、適切であったとは言い難い。

(6) 考察

「市議会政治倫理申合せ」のもとで、どのような行為が「市職員の公正な職務執行を妨げる行為」等に当たるのかをケースごとに個々の職員が判断するのは困難であり、また案件ごとに判断にばらつきが生じるおそれがある。「公正な職務執行を妨げる行為」が疑われる際には、それらを記録し、たとえば市長、副市長の他、関係部課の長、コンプライアンス担当者、法務担当者などから構成される合議体で協議するなど「公正な職務執行を妨げる行為」の有無とその程度を認定するための体

制を整える必要があると思われる。また、適切な対応を確保するために、事例を収集する等により、申立てを行うべき具体的な基準を設けることなども必要であると思われる。

今回の件においては、申立てによらずとも、議員とのメールや電話でのやり取りの中で、市の情報公開の運用方針を理解してもらい、また、議員の行為が「市職員の公正な職務執行を妨げる行為」にあたると市が認識している旨を伝えることによって、対応を改めてもらうことも可能であったと思われる。また市の議会对応窓口となっている総務課を通じて、市の情報公開制度の運用に関する認識を議会と共有することも可能であったと思われる。当時は庁内でハラスメントに特化した認定システムはまだ確立していなかったとしても、職員から相談があった場合は、当時の職員相談窓口の協力を得て、ハラスメントによる被害を取り除くための対応を講じることも可能であったと思われる。

今回、市は、議会の「市議会政治倫理申合せ」に基づく申立てを行ったが、市の適切な職務遂行を確保するためのシステム及び、職員個人を守るためのシステムは、本来、市自身が整えておくことが望ましいと思われる。後者については、現在、職員間のハラスメントに対する相談、調査及び認定のプロセスは整備されているが、外部からの要求に係る問題（カスタマーハラスメント等）への対応策についても、今後検討する必要があるように思われる。

5 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案

指摘されている点

市議会で行われた質問により、次の(1)から(5)までに掲げる事案に対し、市が、何らかの意図をもって内部情報を特定の者に漏らしたのではないか、又は、市はその内部情報の管理を怠り、何らかの意図を持つ者に不用意に利用せしめたのではないかという疑念が呈されている。

- (1) 令和3年12月定例会で新病院建設事業者選定前に市長が工事請負業者と会った日付を特定する発言があった件
- (2) 令和4年7月の寄附物件の取扱いに関する内部文書の内容が報道された件
- (3) 令和5年9月定例会で市が東京ガールズコレクションの開催準備を進めていると断定する発言があった件
- (4) 令和5年10月に職員の不法行為が市の正式発表前にもかかわらず報道された件
- (5) 令和5年12月に選挙管理委員会の答弁が改変されたと報道された件

5-1 令和3年12月定例会で新病院建設事業者選定前に市長が工事請負業者と会った日付を特定する発言があった件

(1) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、病院管理局病院再整備課ほかから、病院再整備事業等に関する資料提供を受け、当該資料を確認のうえ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和3・4年度）	ヒアリング時点	
企画部副部長（令和3年度） 企画部デジタル化推進担当部長 （令和4年度）	総務部長	10月4日
企画部副部長（令和4年度）	福祉健康部ケアタウン推進担当部長	10月4日
企画部デジタルイノベーション 課係長（令和4年度）	病院管理局経営管理課副課長	11月8日
企画部デジタルイノベーション 課主査	企画部政策調整課係長	11月12日
企画部デジタルイノベーション 課主任（令和4年度）	福祉健康部福祉政策課主任	11月8日
秘書室長（令和3年度） 管理監（秘書・広報担当） （令和4年度）	環境部長	11月14日
秘書室副室長	文化政策課長	10月2日
秘書室主査（令和3年度）	病院管理局医事課主査	10月3日
総務部総務課副課長	総務部総務課副課長	10月30日
都市部副部長	都市部長	10月4日
病院管理局病院再整備担当局長	都市部都市計画課担当監	10月2日
病院管理局病院再整備課長	病院管理局病院再整備担当局長	10月7日

(2) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

「令和3年10月18日の市長の動向について」、「新病院建設事業者選定委員会に関する情報について」、「議員による秘書室への問い合わせ及びその対応について」、「市民による公文書公開請求及び情報公開審査会について」及び「令和3年市議会12月定例会におけるC議員からの質問及びそれに対する市の答弁について」は、「3 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案」と重複するため、当該事案の事実を参照することとする。

上記事実を確認した結果、令和3年10月18日に市長らが株式会社竹中工務店を訪問したことは、秘書室、企画部及び都市部等複数名の職員が知っており、当時、それらが特に秘匿されるべき情報であるという認識を持つ職員はいなかった。

(3) 問題点の整理

「市幹部による事業者への訪問日の日程調整をした市の対応」、「市民等から情報公開請求を受けた後にデジタルイノベーション課及び秘書室が行った出張内容を非公開とした対応」、さらに、「令和4年4月にスーパーシティ構想における事業提案に関する情報が内閣府ホームページに公開され、同年6月30日に非公開情報を公開情報に変更した対応」について、個々の事務執行プロセスにおいて事業者訪問という情報がどのように取り扱われたかが問題となる。

(4) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえた外部専門員としての見解、意見は以下のとおりである。

ア 本事案に関しては、結論として、法的な問題点は認められない。

イ 地方公務員による情報漏えいがあった場合の法令や規程違反については、一般的に、以下の法令への抵触が考えられる。

(ア) 地方公務員法第34条第1項（守秘義務）違反（なお、同法第33条（信用失墜）行為も問題となりうるとともに、医師の場合には、刑法第134条に抵触する場合もあり得る。）

(イ) 地方公務員法第29条（懲戒）違反（小田原市職員の懲戒処分に関する指針への抵触）

もつとも、これらいずれの条文においても前提として問題となるのが、本件のケースで地方公務員として漏らしたとされる情報が「秘密」に該当するか否かであり、その「秘密」の意義・定義がどのような内容なのかということである。

ここにいう「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいい、本条の秘密というためには、形式的に秘密の指定がなされているだけでは足りず、秘密というのは「非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう」と解されている（最判昭52.12.21）。

さらに、「秘密を漏らす」又は「秘密を発表する」というためには、その行為者が当該事項が秘密であることを認識していなければならない（ここでいう認識については、秘密であることを認識していた場合のみならず、秘密かもしれないと考えていたが、それでも漏らした場合や発表した場合を含む。）。

本事案では、「令和3年10月18日に市幹部が株式会社竹中工務店を訪問したこと」との「情報」は、発注工事の予定価格、個人の秘密に関する事情などのおよそ一般的に「秘密」に該当するものではない。加えて、市幹部が、東海道線、新幹線など公共交通機関も利用していたことからすると、情報の性質からして、秘匿性が高い事柄とは考えがたい上、市職員幹部等により形式的に「秘密」の指定すらなされていない情報である。

ウ したがって、本事案については、市職員により、「秘密」に該当する情報が漏えいされたものとは認められない。

エ なお、本事案は、「市幹部が、令和3年10月18日に株式会社竹中工務店を訪問したこと」について、当時、小田原市が計画し進めていた新病院建設事業に関し、同月22日に設計施工に関する優先交渉権者等として選定された事業者が、株式会社竹中工務店横浜支店を代表とする共同企業体であったため、市民に何らかの関連性や不正を疑わせる契機となったことに端を発する。

ただ、市幹部が株式会社竹中工務店東京本社等を訪れた目的は、「ゼロカーボン・デジタルタウンに係る高層木造建築の先進技術の視察」であることは明らか

である上、小田原新病院設計施工者の選定については、条例に基づき、選定委員会が設置され、同委員会での議事を経て事業者が選定されているが、同委員会を構成する委員、選定の手順、方法等について、いずれも客観性、公平性が担保されており、優先交渉権者選定等の日程もあらかじめ公表されていたことから、市幹部による訪問と、同設計施工者の選定とは何ら影響を及ぼしあう関係にないことは明らかであり、不当に情報公開を拒んだとの事情もない。

(5) 考察

現在、小田原市では、市が保有する情報資産に関し、情報セキュリティ基本方針が定められ、これに則って、対策基準、実施手順が定められている。

ただし、情報セキュリティ実施手順については、非公表とされている。

もとより、公にすることにより、行政運営に重大な支障が生じ、または生じるおそれが高い場合に当該情報を非公開とすべきであることは当然である。

しかし、市職員が扱う情報に関し、機密性、完全性、可用性といった観点から、格付けによる分類や、職員の理解度を考慮した重要性による情報資産を分類する基準を公にすることは可能であろうし、情報セキュリティに抵触する行為があった場合の調査、処分等についても、客観性を保った公平かつ中立な手続を公にすることは可能なはずである。

情報漏えいに対し、市民に対する不適切な印象を与えることを避けるためには、今後も、小田原市において、情報管理に関し、情報の性質に応じて、適切な基準、手続をもって、事前、事後も含め、適正に対応している旨明らかにし、公にすることが重要であると考ええる。

5-2 令和4年7月の寄附物件の取扱いに関する内部文書の内容が報道された件

(1) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、庁内イントラネット、小田原市議会会議録、小田原市公式ホームページ等から資料をとりまとめ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和4年度）	ヒアリング時点	
総務部資産経営課公共施設マネジメント担当課長	秘書室長	10月31日

(2) 確認した事実

ヒアリング結果等を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 事案の概要について

令和4年3月23日及び24日、世界平和統一家庭連合（旧統一教会）小田原家庭教会で2日間のチャリティーバザーが行われ、同年5月2日、バザーの収益金10万円が市に寄附され、市は、同月6日、寄附受領の様子と、使途として障害児通園施設（つくしんぼ教室）の備品購入に充てる予定である旨、市公式ホームページ「市長コラム」に掲載した。

同年7月20日、22日及び23日に新聞報道により、「献金強要などに関わっていた団体からの寄付金受領を市公式ホームページで掲載した」ことが伝えられた。23日、市は、令和3年10月1日付け及び令和4年5月6日付け市長コラムを削除した。

その後、「寄附物件の適切な取扱いについて」（令和4年7月27日付け財政・資産経営担当部長通知）が市の庁内イントラネットにて通知された。この通知は、

「寄附物件の取扱いについて（昭和57年通達）」に定める寄附物件取扱要領の2に規定する寄附の応否を協議することについて、その際の留意事項を示し、併せて今後、寄附採納をする際は総務部資産経営課に事前協議及び合議を行うこととするものであった。新たに通知で示された協議留意事項は、次のとおりである。

（協議留意事項）

寄附の応否を協議しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 公序良俗に反しないこと。
- 2 行政の中立性、公平性等が確保できること。
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）からの寄附でないこと。
- 4 当該寄附物件は市において利活用が見込めるものであること。
- 5 寄附物件の管理を市が行うことが不適當でないこと。

なお、昨今の社会動向を踏まえ、宗教法人世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及びその関連団体からの寄附は受けないようにしてください。

この通知について、令和6年市議会6月定例会一般質問において、F議員から「令和4年7月、市が旧統一教会の関連団体からの寄附を受け取っていたことから、市と団体との関係性への批判が集まっていた頃ですが、その件は様々なメディアに取り上げられていました。その中で気になったのは、……部局長に対して出された通知を書面で入手したという記載のある記事でした。あくまで市の内部文書であるのに、これは正規のルートで出たものだろうかと疑問に思いました。」との発言があった。

当時の状況について、資産経営課担当課長は、「本通知（「寄附物件の適切な取扱いについて」）は機密性が高いものではありませんが、かといって、野放図に外部に漏らして良いものなのか？という疑問が残っています」と証言した。

イ 寄附の受納について

地方公共団体が受ける寄附金は、地方公共団体が私人と対等の立場で行われるものであり、税のように公法的なものでなく、私法の一般規定である民法上の贈与に関する規定が適用される。

また、寄附の受納は、普通地方公共団体の長の担任事項を定める地方自治法第149条第1項第6号の規定による「財産の取得（購入、交換、寄附の受納等）」に該当し、地方公共団体の長の権限とされている。したがって、寄附の申し出があった場合、それを受け入れるかどうかは長の判断（決裁）によることとなり、寄附の受入れ手続等は一般に各地方公共団体の公有財産事務取扱規則等で定められている。

ウ 本市の対応について

本市においては、寄附の受入れ手続等は、「寄附物件の取扱いについて」により処理される。通達によると、使い道を限定した指定寄附については、昭和57年4月1日から所管課で扱うこととされ、同通達に定める「寄附物件取扱要領」に従い、所管課で寄附の申込みを受け付け、その応否を協議し、その受入れを決定した時は内部手続（決裁）をとること、寄附の申込みに応じられない場合は丁重な理由を付して辞退する旨を申込者に通知すること等が定められており、所管課が寄附物件を取り扱う場合は、この通達及び要領に基づき寄附者に説明し、処理をしている。

本通達は、令和4年8月24日に修正されたが、内容は、これに先立って通知された「寄附物件の適切な取扱いについて」（令和4年7月27日付け財政・資産経営担当部長通知）の内容を反映させたものであり、寄附の申込みがあった場合に寄附者から提出してもらう「寄附書」の様式（様式第1号）に「所管課確認欄」として次のとおり文言を追加したものである。

※次のいずれにも該当する場合に寄附をお受けいたします。

該当しないことが判明したときは、返還させていただく場合があります。

所管課確認欄

- ☐ 1 公序良俗に反しないこと。
- ☐ 2 行政の中立性、公平性等が確保できること。
- ☐ 3 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)からの寄附でないこと。
- ☐ 4 当該寄附物件は市において利活用が見込めるものであること。
- ☐ 5 寄附物件の管理を市が行うことが不適当でないこと。

上記事項を確認いたしました 職員氏名 _____

エ 「寄附物件の適切な取扱いについて」(令和4年7月27日付け財政・資産経営担当部長通知)について

「寄附物件の適切な取扱いについて」は、現在も庁内イントラネットで市職員の誰もが閲覧することができる。庁内イントラネットの取扱いに関しては、企画部情報システム課のキャビネットに両備システムズの「運用マニュアル」が掲載されているが、掲載記事の取扱いに関する基準については、規定されていない。

(3) 問題点の整理

「寄附物件の適切な取扱いについて」という通知に関する情報が、当時、どのように取り扱われたかが問題となる。

(4) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解、意見は以下のとおりである。

ア 本事案に関しては、結論として、市が通知した「寄附物件の適切な取扱いについて」(令和4年7月27日付け財政・資産経営担当部長通知)との文書に関し、このような市の内部文書が正式な情報発信の手段を経ずに公表されたことについて

て、市職員による当該行為が、法令等に反するとは認められない。

イ 前提として、市職員が、市の内部文書を、マスコミや市議会議員に交付したという行為については、前記までの事案と同じく、地方公務員法における守秘義務違反（同法第34条第1項）ないし信用失墜行為として法に抵触し、処罰を受けるという場合と、地方公務員としての懲戒処分の対象となるという二つの法的問題が生じうる。

なお、地方公務員として守秘義務違反が認められ、犯罪が成立する場合には、当該文書を渡すよう求めた者も、教唆者（当該公務員をそそのかし、犯罪実行を決意させた者という意味）つまり共犯として犯罪が成立しうるし、金銭等の授受があれば、収賄罪等も問題となりうる。

ウ しかし、本件については、当該内部文書は、市職員全てが閲覧可能である上、前事案と同様、秘密文書としての形式的な指定も当然ない。さらに、寄附の申込みがあった際に寄附者から提出してもらう「寄附書」の様式（様式第1号）には、当該内部文書と同様の文言が印字されていることから、市民に対しても公表されていたものとして扱っても差し支えないものである。

そうすると、当該内部文書は、地方公務員法における守秘義務違反の前提となる「秘密」となるべき文書・情報に該当しない上、該当する市職員も、その認識も欠いていたはずである。

したがって、本件については、市職員による「秘密」に該当する情報が漏えいされたものとは認められず、現時点では、その他の法令や規程に反する事実も認められない。

5-3 令和5年9月定例会で市が東京ガールズコレクションの開催準備を進めていると断定する発言があった件

(1) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、庁内イントラネット、小田原市議会会議録、小田原市公式ホームページ等から資料をとりまとめ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和4・5年度）	ヒアリング時点	
経済部長	副市長	11月15日
経済部商業振興課長（令和5年度）	経済部商業振興課長	11月5日
経済部商業振興課長（令和4年度）	子ども若者部子育て政策課長	11月5日
経済部商業振興課副課長	福祉健康部高齢介護課副課長	11月5日
企画部企画政策課長（令和5年度）	経済部副部長	11月1日
管理監（秘書・広報担当） （令和4年度） 統括監（秘書・広報担当） （令和5年度）	環境部長	11月14日

(2) 確認した事実

資料及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は当時のものである。

ア 事案の概要について

令和5年6月16日に行われた市議会6月定例会一般質問において、G議員から、「市長が考えていらっしゃる大規模イベント、これはひょっとしてですけども東京ガールズコレクションのことでしょうか。」との発言があり、山梨県が7,000万円の予算をかけて同事業を実施したことを提示し、「市レベルでこの委

託料」を市長はどう考えるのか、「公共が果たして多額な税金を投じてまでやる必要のある事業なのか」という趣旨の発言があった。

また、同年9月19日に行われた市議会9月定例会一般質問では、同議員から、「市長の1年間分の出張先を情報公開請求し」たことにより、市長が同年3月4日に東京ガールズコレクションに出張していること、同年5月26日、岩手県一関市に出張をしていることが分かり、同日に一関市では東京ガールズコレクションが開催されていたことを述べ、「（市長は）何かのイベントを視察されたと思いますが、何のイベントだったのかお伺いします」という質問をしている。

このことについては、同年3月4日の市長の出張命令申請について、出張理由として「①市スポーツ推進委員協議会設立60周年記念式典出席のため ②東京ガールズコレクション視察のため」、出張先として「①箱根湯本温泉天成園（足柄下郡箱根町湯本682） ②国立代々木競技場第一体育館（東京都渋谷区神南2丁目1-1）」、「公用車使用」の記載があることを確認した。

また、同年5月26日から27日までに係る出張命令申請については、出張理由として「食と農の景勝地・もち食文化視察のため 地域活性化事業視察のため」、出張先として「道の駅・巖美溪（岩手県一関市巖美町沖野々220-1） 一関市役所（岩手県一関市竹山町7-2） 一関市総合体育館ユードーム（岩手県一関市竹山町7-2（原文まま））」の記載があることを確認した。

イ 市の動きについて

令和5年2月10日、市長から指示を受けた経済部長が、商業振興課長へ東京ガールズコレクションの研究に関する事務を担当するよう指示を行った。商業振興課長（令和4年度）は、「令和5年3月4日の東京ガールズコレクションへの本市メンバーによる視察予定については、秘書室から情報提供がありました」と証言し、国立代々木競技場第一体育館で行われる東京ガールズコレクションへ市長らが出張するとの情報提供を、同年2月16日に受けたことが確認できた。

同年3月4日、市長、経済部長、管理監が東京ガールズコレクションへ出張した。

同月27日、東京ガールズコレクションをプロデュースする事業者の社員を講師に、地方創生をテーマとした勉強会が開催され、経済部、企画部、文化部、関係部署30人ほどの市職員が出席した。

経済部長は、「勉強会での情報については、秘密として取り扱っていたわけではありませんが、事業者のノウハウが入っているので外には出さないでほしいという話をしていました。その時点では（勉強会は）地域活性化策の一つの手法を知るために実施された」と証言した。

一方で、当時の状況について、管理監は、「事業者の関係者が、小田原の街中の様子を視察するため、直接施設を見に来られ、市職員が同行し、案内もし……いろいろな人が知り得る情報になっていた」、「さいたまスーパーアリーナへの視察には10人ほどの職員も行っており、多くの職員が知っていた」と証言した。また、経済部長は、「事業者が主体となるスキームではなく、地元で実行委員会を立ち上げる形で、商店街連合会にも主体的にやってくれますか、と提案をしていました。そういう意味では、市がイベントを検討していること自体は対外的に秘匿していた情報ではありません」と証言した。

ウ 営業等に対する対応について

庁外からもたらされるイベント等の営業に対する市の姿勢について、商業振興課長（令和5年度）は、「東京ガールズコレクションをやるということではなく、東京ガールズコレクションというツールを使っている事業者による、全国各地での地方創生・地域活性化の取組の内容を知り、どういうことを今までやってきて、どういう効果を生み出してきたのか、地域はどう受け入れたのかということを知りたいというのが主眼」だったと証言し、商業振興課副課長は、「はじめから東京ガールズコレクションをやるとは思っておらず、あのスキームを使って、オリジナルのものを作っていく意識」であったと証言した。

また、経済部長は、「議員の質問や報道により、まだ勉強・研究の段階だった市の動きが、「適切なプロセスを経ず、東京ガールズコレクションの実施決定」へとイメージ操作されたような印象を受けたことは非常に残念」であったと証言した。

(3) 問題点の整理

令和5年6月16日に行われた市議会6月定例会一般質問で、G議員が東京ガールズコレクションについて質問をしたことについて、議員の情報源は確認していないが、同年3月に東京ガールズコレクションの視察と、同イベントをプロデュースす

る事業者の社員を講師とする庁内勉強会が行われており、複数の部局にまたがる職員が知り得る状態であった。

また、令和5年5月に国に対してデジタル田園都市国家構想交付金申請書を提出した際、市は、「東京ガールズコレクション」ではなく、「小田原コレクション（仮）」という名称の計画を提出していた。議会や報道において取り上げられたこの計画に関する情報が、検討段階においてどのように取り扱われたかが問題となる。

(4) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解、意見は以下のとおりである。

ア 結論として、市が、東京ガールズコレクションというイベントを通じた効果の研究をしていたことについて、市職員による情報漏えいが、法令その他の規程に違反するとの事実は認められない。

イ まず、前提として、市が、東京ガールズコレクションというイベントを通じた効果の研究をしていたことについて、市議会議員が、市職員から情報を受けた行為については、前の事案と同じく、地方公務員法における守秘義務違反（同法第34条第1項）として法に抵触し、処罰を受けるという場合と、地方公務員として懲戒処分の対象となり、処分を受ける（同法第29条）場合という二つの法的問題が生じうる。

なお、地方公務員として守秘義務違反が認められ、犯罪が成立する場合には、当該情報を渡すよう求めた教唆者も共犯として犯罪が成立しうること（同法第62条）、金銭等の授受があれば、収賄罪等も問題となりうることにしても、前の事案と同様である。

もっとも、市議会議員については、特別職の地方公務員である（同法第3条第3項第1号）ため、前述の地方公務員法における守秘義務や懲戒に関する条項は適用されない（もっとも、市職員に対する教唆の問題や同法第132条の問題はある。）。

ウ 本事案についての調査の結果、市が東京ガールズコレクションというイベントを通じた効果を研究していたことについては、経済部、企画部、文化部など複数の部局にまたがる30人ほどの市職員が勉強会に出席するなど、多数の職員が知っ

ていたものと認められる。

そうすると、市が東京ガールズコレクションというイベントを通じた効果の研究をしていたことについては、そもそも地方公務員法における守秘義務違反の前提となる「秘密」となるべき情報に該当しないというべきである。

したがって、本件については、市職員による「秘密」に該当する情報が漏えいされたものとは認められず、その他の法令や規程に反する事実も認められない。

5-4 令和5年10月に職員の不法行為が市の正式発表前にもかかわらず報道された件

(1) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、小田原市議会会議録、小田原市公式ホームページ等から資料をとりまとめ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和5年度）	ヒアリング時点	
消防本部副消防長	市民部長	11月15日
消防本部消防総務課長	消防本部副消防長	11月12日
企画部職員課長	企画部副部長	11月11日
企画部職員課副課長	企画部職員課副課長	11月7日

(2) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 事案の概要について

「職員の懲戒処分について」（令和5年11月1日付け職員課長通知）によると、「被処分者は、令和5年4月、出会い系アプリを通じて知り合った女性に金銭を渡して、みだらな行為をし、同年6月に児童買春・ポルノ禁止法違反（児童買春）の容疑で書類送検され」、同年9月28日に不起訴となった。当該行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したため、停職6月間の懲戒処分とされた。

令和5年10月25日の午前中、職員課は、上記通知記載の処分等を検討するため、小田原市職員懲戒分限審査委員会を開催した。同委員会は、職員の分限及び懲戒

の実施に関し、必要な調査及び審査を行うため、小田原市職員懲戒分限審査委員会に関する要綱（昭和48年5月1日制定）に基づき設置されるものであり、委員会は委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織される。

委員会終了後、職員課は、小田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年小田原市条例第202号）第2条の規定に基づく辞令及び処分の事由を記載した説明書の交付手続きや、庁内通知、記者発表に関する決裁等の準備をしていたところ、委員会翌日の同月26日の午後5時頃、新聞記者からの取材を受けた。取材では、「（事件が）6月に発生しているのに、4か月以上公表されないのはなぜか。」といった質問を受け、同日午後10時発行の新聞電子版で、「小田原市消防本部に勤務する30代の男性職員を6月に書類送検していたことが26日までに分かった」と報じられた。

職員課は、同年11月1日付けで前述の「職員の懲戒処分について」及び「綱紀の肅正について（通知）」（令和5年11月1日付け市長通知）を発出した。

当時の状況について、職員課副課長は、「不起訴処分について10月10日付けの書面で確認し、それを踏まえて小田原市職員懲戒分限審査委員会を開催することとしたため、時間がかかったのには正当な理由があります」と証言した。

イ 本事案の情報の取扱いについて

小田原市情報公開条例（平成14年小田原市条例第32号）第8条第4号では、公文書の公開義務の適用除外要件として、「市等又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、同号ウ「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」が規定されている。

本件については、令和5年10月25日に開催された小田原市職員懲戒分限審査委員会に関する情報は、実施の事実、開催日も含め秘匿情報として取り扱われ、委員会が開催されることを知っていた者は、庁内関係者は、同委員会委員、企画部長、副部長、職員課長、副課長及び人事研修係長のほか、消防長、副消防長3名、足柄消防署長及び消防総務課長に限られていた（開催日程についてのみ、秘書室職員も把握していた。）。

ただし、警察関係者へは、委員会日程とその結果について、消防総務課長から

伝えていた。

ウ 被処分者の動向と周囲の環境について

令和5年6月、警察からの依頼により、副消防長及び消防総務課長が業務終了後、被処分者と接触し、警察に被処分者を引き渡した。警察への引き渡しについて、消防総務課長は、「副消防長と私が当該職員の勤務場所の入口で待っていたため、他の職員からすると、「なぜいるんだろう」と不思議に思っていたかもしれません。しかし、警察官は離れたところで待機し、事情はわからない状況にありました」と証言した。

その後、消防総務課は、被処分者から同年10月10日付けの不起訴処分告知書の提出を受け、被処分者が同年9月28日に不起訴となった事実を確認した。これに伴い、同年10月25日に小田原市職員懲戒分限審査委員会が開催され、同年11月1日に処分がされたが、これらの情報は全て、市消防本部では厳重に秘匿されていたことが、副消防長及び消防総務課長からのヒアリング証言で確認することができた。

また、同年10月26日には、副消防長及び消防総務課長も新聞記者から取材を受けており、当時の様子として、副消防長は、「委員会の情報は、職員課から決裁が下りて、本人に渡すまで一切公表できないと言われていましたので、一貫して「言えません」と答え続けました」と証言した。

(3) 問題点の整理

職員の処分に関する小田原市職員懲戒分限審査委員会の開催事実等の秘匿されるべき情報が、当時、どのように取り扱われたかが問題となる。

(4) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解、意見は以下のとおりである。

ア 市の業務に関する内部情報の取扱いに関しては、職員の非行事実に関しても、他の事案と同様である。

職員の非行事実についての情報漏えいは、地方公務員として、地方公務員法における守秘義務違反による刑事処分を受ける可能性があり、秘密を漏えいしたも

のとして、懲戒処分を受けうるため、地方公務員として漏らしたとされる情報が「秘密」に該当するか否かが問題となる。

イ この点、本事案(2) 確認した事実に記載されているとおり、令和5年10月26日付けの新聞記事に掲載されているのは「小田原市消防本部に勤務する30代男性職員を6月に書類送検していたこと」である。

かかる情報自体については、捜査機関関係者のみならず、事件関係者においても把握している事実であり、市職員のみが知り得る情報ではない。警察署において、一定の事件について広報発表されていることは周知の事実であり、広報発表がなされたからといって記事等で公表されるとは言えず、望ましくはないが、個々の捜査員からメディア関係者に情報が漏えいしていることも否定し難い。

よって、新聞記事上に記載された「小田原市消防本部に勤務する30代男性職員を6月に書類送検していたこと」との事実は、同市職員のみが把握し「秘密」とすべき、小田原市職員懲戒分限審査委員会の開催時期、同委員会による調査内容、同委員会による審査の結論等を含むものではないため、必ずしも小田原市職員による秘密漏えいであるとは認められない。

もっとも、当該記事が掲載されたのが、令和5年10月26日であり、小田原市職員懲戒分限審査委員会を経て、市長通知を発出する直前であったことからすると、市職員から、記者等に対して、何らかの情報が漏えいした可能性自体は否定し難い。かかる事実関係の有無は、当該記者に対して調査をするほかないが、記者が情報源について明らかにするとは考えがたく、結局、市職員内部から情報を漏えいしたとの事実を認めるのはやはり困難である。

しかし、小田原市職員懲戒分限審査委員会の開催時期、調査内容、審査結果については、公表することの重要性に鑑みても、なお、市職員においては漏えいを防がなければならない「秘密」であると考えられるため、以下、補足して意見を述べる。

(5) 考察

地方自治体が、その所属する職員に何らかの非行事実があったとの報に接した場合（捜査機関による記者発表、新聞報道、被害者からの直接の申告など）、当該地方自治体としては、当該職員が何らかの刑事罰を受ける可能性があるのであれば、

有罪が確定するまでは罪を犯していない者として扱わなければならないとの刑事法上の原則（無罪推定の原則）の趣旨に従い、当該地方自治体において当該非行事実の調査を経て事実関係が確認できるまでは公表しないのが慣行となっている。

このような市職員の非行事実の公表については、メディア側としては、民主主義社会において、より良い社会の実現のためには、市民が地域社会で起こっていることを知り、判断を適切に行うことが必須であるという市民の「知る権利」に最大の根拠があり、この「知る権利」にこたえる報道の自由を根拠としつつも、こうした報道は、不正の追及や公権力の監視という機能面でも重要な役割を果たすという点にも理由・根拠があると考えられる。

他方、地方自治体としては、一般論として、所属する職員であったとしても、捜査中であることも含め、非行事実（前科、前歴等も含む）を公表することは、名誉毀損（刑法第230条）に該当しうるもので、公共の利害に関する場合の特例（事実の公共性、目的の公益性、真実性の証明）が認められなければ免責されない（同法第230条の2）など、一旦、当該職員や家族等にとって、公表すれば取り返しがつかない甚大な悪影響を及ぼしかねないことから、必要十分な調査・検討が求められる。

市は、捜査機関と異なり、法律による強制処分が認められておらず、事実関係を調査する手段が乏しく、対象となる非行事実が真実であると判断するだけの十分な資料収集能力に乏しいため、所属職員による非行事実が捜査機関による捜査中の場合には、終局的な処分を待つということも慣行としてある。そのため、最終的に、当該非行事実をメディアに公表することは、判決その他の処分がなされた時期後である上、懲戒処分の対象となる事案に限るとするのが一般化しており、このような慣行・運用自体には十分合理性が認められる。

こうした現状からすると、市職員懲戒分限審査委員会についての実施、開催日、処分結果等について、これを知った市職員が、職員個人による独自の判断により第三者に伝える行為は、知る権利を中核とする報道の自由やその意義と、対象となる所属職員の人権侵害の可能性や家族等に対する悪影響への懸念とのバランスを図った結果として行われている現在の市による慣行・運用とは相容れないものである。

よって、「小田原市職員懲戒分限審査委員会」に関する情報については、基本的には、懲戒処分の対象となる「職務上知ることができた秘密」に該当するものと考え

える。

したがって、市職員においては、職員が、「小田原市職員懲戒分限審査委員会」に関する情報を、第三者に「故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合」や「自己の不正な利益を図る目的で、職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合」には、懲戒対象の行為に及んだこととなり、懲戒処分を受ける可能性があることにくれぐれも留意されたい。

5-5 令和5年12月に選挙管理委員会の答弁が改変されたと報道された件

(1) 調査の方法

ア 関係記録の精査

本検証に当たり、選挙管理委員会事務局から提出された書面、小田原市議会会議録、小田原市公式ホームページ等から資料をとりまとめ精査した。

イ 関係者のヒアリング

資料の精査後、次の表のとおり関係者に対し、コンプライアンス推進課でヒアリングを行った。口述内容は、文書化し、その内容に錯誤がないことを確認し、署名を求めた。

職名		聴取日
当時（令和5年度）	ヒアリング時点	
選挙管理委員会事務局副書記長	市民部地域安全課	11月14日
総務部総務課長	総務部総務課長	12月25日

(2) 確認した事実

提出された書面及びヒアリング結果を基に、以下の事実を確認した。なお、文中の市職員の職名は、当時のものである。

ア 事案の概要について

令和5年12月13日、新聞報道により、すでに存在しない自民党支部の掲示板などに市長の政治活動用ポスターが貼られていた問題として、市選挙管理委員会が「公職選挙法に抵触する恐れがある」としていた令和5年市議会12月定例会でのH議員の一般質問に対する当初の答弁案が、市内部の打合せで「違法合法の判断はしない」と改変されたとの内容が報じられた。

イ 答弁要旨作成の経緯について

議会の会議における議員の発言手続については、当該地方公共団体の議会の実態に応じた適切な運用がなされることができるようするために、地方自治法は特に規定をおいておらず、その全てを同法第120条の規定に基づいて議会が定める会議規則に委ねている。

小田原市議会会議規則（昭和39年小田原市議会会議規則第1号）は、議会の会議における議員の発言手続について、発言は全て議長の許可を得た後、登壇することを原則としており（第48条）、この議会の会議における議員の発言の一種として、議員は、当該地方公共団体の一般事務について、議長の許可を得て質問することができるものとされている（第58条）。これがいわゆる一般質問である。

一般質問とは、議会の議員が当該地方公共団体の行政全般について、執行機関に対し説明を求め、あるいは事実又は所信を質す行為をいうものであり、会期中の特定の日に一括して行うこととし、議長が定めた期間内に質問希望者がその要旨を文書で通告することとなっている。また、通告のあった質問を許すかどうかは、議長の権限となっている。

小田原市議会会議規則においても、「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない」旨規定されており（同条第2項）、質問の内容はあらかじめ議長に通告することになっている。

令和5年市議会12月定例会は、令和5年11月20日に告示され、同月27日に開会、同年12月15日に閉会した。同月11日から15日までの5日間に20人の議員による一般質問が行われた。

一般質問を希望した議員は、同年11月21日、22日及び24日に小田原市議会議長あて仮通告を行っており、これにより、庁内イントラネットに議員ごとの仮通告書が順次掲示された。市職員は、通告された質問を同掲示により確認し、質問内容が自らの主管するものであった場合、当該通告を行った議員に接触し、質問要旨の聞き取りを行った。

新聞で報道された「すでに存在しない自民党支部の掲示板などに小田原市の守屋輝彦市長の政治活動用ポスターが貼られていた問題」に関する一般質問をしたH議員は、同月24日に議長へ仮通告をした。同月27日、選挙管理委員会事務局職員は、議員から質問要旨の「聞き取り」を行い、その結果を踏まえ、事務局で答弁案を作成し、選挙管理委員会事務局書記長、選挙管理委員会委員長、総務部長の確認を得て、答弁要旨を作成した。

この間の答弁要旨の取扱いについて、選挙管理委員会事務局副書記長は、「答弁要旨作成の途中で議員と何回かメールでやりとりをし、議員から「登壇（1回目の質問）に対する答弁をもらわないと（再質問が）提示できない」と言われた

ので、書記長の指示を了解した上で、答弁要旨をメールで送りました」と証言した。なお、新聞に掲載された記事は、このメールに添付した文案と同内容のものであることが確認できた。

ウ 質問打合せ会について

令和5年12月6日から14日までの間、各所管課が作成した答弁要旨に対し、議会で実際に答弁する市長以下幹部職員が内容を確認する「質問打合せ会」が行われた。質問打合せ会は、総務課がとりまとめ、答弁要旨ができた部局等から順に呼ばれ、「順番がきたら「庁議室」へ行き、（答弁を所管する部局長等が）答弁書を読み上げ、質疑応答に適宜対応」することとされている。質疑応答の中で市長、両副市長ほかから修正が入った場合は、速やかに答弁要旨の修正箇所を下線を付したうえで当該書類を差し換え、再度打合せ会で調整するか、軽微な修正の場合は書類の差換えのみを行うこととされている。

質問打合せ会には、企画部長、企画部副部長、総務部長、財政・資産経営担当部長、総務部副部長、総務課長、財政課長、秘書室副室長等が常時出席し、さらに、答弁書を読み上げる所管課の管理・監督職職員が出席する。

同月7日午後の質問打合せ会では、選挙管理委員会事務局の答弁案が取り上げられ、書記長及び副書記長が出席し答弁調整が行われた。

H議員からの「8月に陳情されたポスターは、公職選挙法第143条第16項にのっとって、違反だったのか」という質問及び「貼り直した後のポスターは、…違反ではないのか」という再質問に対する選挙管理委員会事務局の答弁案に対し、より適切な内容とするため、選挙管理委員会事務局が案を持ち帰り、再度検討することとなった。

その後、選挙管理委員会事務局書記長が答弁要旨を再度作成し、差換えを行い、本会議では、選挙管理委員会委員長が差換え後の答弁を行った。

差換え後の答弁要旨は、総務課で庁内共有フォルダにアップロードされた。選挙管理委員会事務局は、差換え後の答弁要旨をメールにて議員へ送付した。

【質問】 8月に陳情されたポスターは、公職選挙法第143条第16項にのっとって、違反だったのか	
【議員へ送付したメールの内容】 「…公職選挙法に抵触する恐れがあると思われ」る	【差換後の答弁】 選挙管理委員会は、個別具体の事象についての違法、合法の判断をする機関ではなく、その権限は専ら警察等の取締り機関に委ね、一般論としての法解釈にとどめるべきとされている

【再質問】 貼り直した後のポスターは、…違反ではないのか	
【議員へ送付したメールの内容】 当該ポスターは、政党その他の政治団体の演説会告知用ポスターと考えられ、違反については消極に解します。しかし、ポスター記載の演説会弁士の氏名や顔写真が氏名の普及宣伝と取られる恐れはあります。	【差換後】 当該ポスターのような、政党その他の政治団体の演説会告知用ポスターは、一定の要件の下で掲示することができます。ただし、演説会弁士の氏名等の記載面積の点で、特定人を目立たせるなど、氏名の普及宣伝と取られないよう注意する必要があります。いずれにいたしましても、選挙管理委員会は個別具体の事象についての違法、合法の判断をする機関ではございません。その権限は、専ら警察等の取締り機関に委ね、一般論としての法解釈にとどめるべきということを御理解いただきたい

なお、令和6年2月16日付け通知「議会事務における情報管理等の徹底について」により、議会答弁に関する取り扱いルールが定められた。

また、令和6年2月20日付け総務課長通知「庁内共有フォルダ「議会答弁資料」の運用変更について」では、全職員がアクセス可能な状態で運用していた議会答弁資料を、同月21日以降、質問打合せ会常時出席者のみに制限することとされた。

(3) 問題点の整理

本市では、一般質問における質疑応答を有意義なものとするため、議員から通告された質問の意図や、その後の再質問に関する情報を聞き取るとともに、聞き取った質問に対する答弁について、その骨子ができた段階で、議員に情報提供しているが、その際、提供している答弁骨子はあくまで推敲段階のものであり、議場で行われる答弁のみが確定したものであることは、議員も市職員も承知の上で行っていた。

また、質問打合せ会で答弁調整される答弁要旨は、総務課が管理する共有フォルダに保管され、データ保存先についても庁内イントラネットの議会情報で掲示されており、質問打合せ会でチェックされる資料はすべて、市職員の誰もがアクセスできる状態だった。

上記を踏まえ、推敲段階における答弁という情報が、当時、どのように取り扱われたかが問題となる。

(4) 外部専門員の見解

関係者ヒアリング、事実認定及び問題点の指摘を踏まえ、外部専門員としての見解、意見は以下のとおりである。

ア 市の業務に関する内部情報の取扱いに関しては、議会答弁の調整内容に関しても、他の事案と同様である。

地方公務員として、地方公務員法における守秘義務違反や秘密の漏えいをしたものとして、懲戒処分となりうるため、地方公務員として漏らしたとされる情報が「秘密」に該当するか否かが問題となる。

イ この点、(3) 問題点の整理の項目で検討しているとおり、現在、小田原市では、一般質問における質疑応答を有意義なものとするため、主管する職員が、議員から通告された質問の意図、その後の再質問に関する情報を聞き取り、聞き取った結果を踏まえ、答弁案を作成するが、当該議員からの要望を受けて、適宜、答弁案の情報は、職員から議員に提供されている。

このような一般質問における答弁案情報の提供に関する小田原市の運用状況に照らせば、議会における一般質問に対する答弁案の内容が、市職員が「秘密」とすべき情報に該当すると捉えるのは困難である。

よって、市職員が、議員の要望に応じ、議会答弁の内容を議員に提供したこと

については、市職員による「秘密」に該当する情報が漏えいしたものと認められない。

ウ さらに、小田原市情報公開条例との関係でも、一般質問に対する答弁案を市職員が議員に対して提供する行為は、すでに当該議員と職員間では、慣行として公にされている情報である上、条例上公開しないものとされている「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が「不当に」損なわれるおそれ、
「不当に」市民の間に混乱を生じさせるおそれ…があるもの」との部分に該当すると捉えるのも困難である。

いずれにしても、現時点では、議会における一般質問に対する答弁案を市職員が議員に提供することを禁じる法令その他の規制は見当たらない。

(5) 考察

今後、一般質問に対する答弁案を市職員が議員に対して提供する行為について、議会前の段階での率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を確保するという観点や、政策の形成は議会での審議に重点を置くべきで、議会での質問や答弁を中心とすべきという観点から、条例で明確に禁じるということを検討する余地はあるであろう。

しかし、このようなルールを新たに設けることは、現在の慣行・運用とは大きく異なる規制となることに留意しなければならない。加えて、このようなルールを設けることは、議会での質問・答弁を充実したものとするために、事前の通告等を要するものとした趣旨を没却することとなりかねない。

そのため、仮に、本市において、議会での一般質問における職員から議員への答弁案の情報提供を禁じるルールを新たに設けるのであれば、その適否は、議論を尽くし、慎重に検討しなければならないであろう。

小田原市基本構想（素案）について

1 新たな総合計画策定の理由について

第6次小田原市総合計画と新たなまちづくりの方向性では、将来都市像や政策の力点、人口に対する考え方が異なることから、新たな基本構想を策定することと判断した。

【参考資料2－1】第6次小田原市総合計画と新たなまちづくりの方向性について

2 小田原市基本構想（素案）について

令和6年8月に新たなまちづくりの方向性に基づいて作成した「小田原市基本構想行政案」について、総合計画審議会での議論や答申、パブリックコメント及び市議会会派ごとに提出された意見などを踏まえて修正を行い、「小田原市基本構想（素案）」とした。

【参考資料2－2】小田原市基本構想（素案）（行政案との新旧対照表）

【参考資料2－3】基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

将来都市像と政策の力点について

- 第6次小田原市総合計画では、「**世界が憧れるまち“小田原”**」を将来都市像に掲げ、「豊かな環境の継承」を土台に「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化を目標としている。
- 令和6年6月の所信表明で新たなまちづくりの方向性に掲げられた「**誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原**」は、市民・地域・企業が持つ力を活かすことに全力を注ぐことや、生活に不可欠な土台を地域圏で連携し整えることなどを力点としており、現総合計画の政策意識の力点とは異なる。

	第6次小田原市総合計画	新たなまちづくりの方向性
将来都市像	「世界が憧れるまち“小田原”」	「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」
政策の力点	● 「豊かな環境の継承」を土台に「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化 ● 小田原に人や企業を呼び込む	● 人口減少や人口構造の変化という現実に対応しうる、持続可能な地域社会をつくる ● 市民・地域・企業が持つ力を活かすことに全力を注ぐ ● 生活に不可欠な土台を地域圏で連携し整える
人口の考え方	● 人口20万人規模の都市を目指す	● 引き続き、様々な施策において、社会増や出生増に努める ● 人口規模そのものよりも、市民一人ひとりの幸せや社会の豊かさを希求する

人口の考え方について

- 第6次小田原市総合計画では、「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するために「**人口20万人規模の都市**」を目指してきた。
- 一方で、全国の地方都市では、人口の規模に関わらず、課題を解決しながら持続可能な地域社会を作っていくことが求められている。
- そこで、社会増や出生増を図る施策の重要性に変わりはないが、本市では人口規模を目標に掲げず、市民一人ひとりの幸せや社会の豊かさを希求し、持続可能な地域社会を実現することを目標とする。

▶ 総人口の推計

<10月1日現在>

年	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)	2030	2035	2040	2045	2050
総人口	188,856	188,243	187,347	186,338	185,926	183,233	176,703	169,752	162,418	154,947	147,647

【出典】「神奈川県人口統計調査」（2024年は市統計月報より集計） 2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」

▶ 社会増減・自然増減の推移

<1月1日から12月31日までの年間異動人口>

年	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)
社会増減	▲55	555	761	757	1,091
転入数	7,242	6,942	7,863	7,418	7,863
転出数	7,297	6,387	7,102	6,661	6,772
自然増減	▲1,258	▲1,239	▲1,620	▲1,597	▲1,667
出生数	1,068	1,068	1,033	959	880
死亡数	2,326	2,307	2,653	2,556	2,547

【出典】「神奈川県人口統計調査」（2024年は市統計月報より集計）

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

旧（行政案）	新（素案）	備考
基本構想は、<u>おおむね 20 年先を見据え</u>、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標を示し、計画的な取組の指針とするものです。 （追記）	基本構想は、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標を示すものであり、計画的な取組の指針とするものです。 なお、まちづくりの歩みは永続的なものであり、切れ目なく世代を超えてつないでいく視点が必要であることから、本基本構想では目標年次を設定せず、おおむね 20 年先に次の世代の市民に引き渡すべき望ましいまちの姿を展望しています。	答申・議会No.4
1 時代と社会についての認識 我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに 21 世紀の幕が開きました。 それから 20 年余、我が国の社会状況は、いっそう先行きの不透明感が増しています。我が国全体の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少の局面に入りました。これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋梁などの公共施設の老朽化、<u>地域コミュニティの弱体化</u>、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境課題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。 <u>そして</u>、地方行政を取り巻く環境も大きく変わりました。地方分権一括法の施行を受け、従来の中央集権的な行政の在り方が抜本的に見直され、全国の地方都市はそれぞれの特徴を生かしつつ実情に応じた地域運営に努めてきました。<u>大規模な震災や激甚化する風水害の経験を経て、安全安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がりました。さらに、情報化が目覚ましく進展する中で、一人ひとりの個を尊重し、様々な価値観を共有する多様性の時代を迎え</u>、人々の生活様式も大きく変化してきました。 こうした変化の中で、私たちは困難な現実から目を背けることなく、<u>一人ひとりの幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面するいくつもの喫緊の課題を乗り越えながら、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。</u>	1 時代と社会についての認識 我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに 21 世紀の幕が開きました。 それから 20 年余、我が国の社会状況は、いっそう先行きの不透明感が増しています。我が国全体の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少の局面に入りました。これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋梁などを<u>含む</u>公共施設の老朽化、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境問題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。 地方行政を取り巻く環境も大きく変わりました。地方分権一括法の施行を受け、従来の中央集権的な行政の在り方が抜本的に見直され、全国の地方都市はそれぞれの特徴を生かしつつ実情に応じた地域運営に努めてきました。<u>また、大規模な震災や激甚化する風水害の経験を経て、安全安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がりました。さらに、情報化が目覚ましく進展したことや、多様な個性や価値観が尊重されるようになったことなどにより</u>、人々の生活様式も大きく変化してきました。 こうした変化の中で、私たちは困難な現実から目を背けることなく、<u>多様な幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面する課題群を乗り越えるために、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。</u>	答申・パブコメNo.1、12 パブコメNo.10、17・議会No.14 答申 パブコメNo.16
2 小田原の歩み～可能性と課題～ <u>私たちのふるさと小田原は</u>、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山なみに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、<u>まさに</u>森里川海がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。また、新幹線が停車する小田原駅をはじめ、鉄道駅が 18 駅配置されていることや、小田原厚木道路・西湘	2 小田原の歩み～可能性と課題～ <u>小田原は</u>、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林に、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山なみに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、<u>森里川海</u>がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。また、新幹線が停車する小田原駅をはじめ、鉄道駅が 18 駅配置されていることや、小田原厚木道路・西湘バイパスが整備されて	議会No.12 議会No.1

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

バイパスが整備されているなど、都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい交通利便性の高いまちです。 <u>本市のまちづくりを振り返ると、小田原駅周辺の市街地整備や小田原三の丸ホールの整備、小田原城天守閣の大改修などにより、中心拠点の機能性と利便性の向上を図るとともに、国からSDGs未来都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めてきました。また、市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組む過程で、自らのまちをより良くしようとの思いで行動し実践する市民の力や、直面する地域課題に対してテーマを共有して支え合う地域の力も根付いてきました。さらに、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍を経て、小田原暮らしの魅力を訴求した移住促進策などによる社会増に加え、マイクロツーリズムのニーズを捉えた観光誘客による入込観光客数の増加など、新たな人の流入が生まれてきています。</u> （追加） 一方、<u>地域資源や地理的特性などに恵まれている小田原にあっても、他の地方都市と同様に人口減少や少子高齢化に歯止めはかかっておらず、大規模事業所の撤退や商店街の衰退、農林水産業や商工業など広い分野における地域経済の担い手不足と高齢化など、経済面での課題が広範に及んでいます。あわせて、増え続ける社会保障関連の支出、地域コミュニティ活動の担い手不足、公共施設や学校施設などの一斉の老朽化、今後控えている大規模な投資事業に向けた財源確保など、様々な課題が存在しています。</u>	いるなど、都心や首都圏の主要都市、周辺の観光地からアクセスしやすい交通利便性の高いまちです。 過去 20 年における本市のまちづくりを振り返ると、小田原駅とその周辺の市街地整備や小田原三の丸ホールの整備、小田原城天守閣の大改修などにより、中心拠点の機能性と利便性の向上が図られてきました。また、国からSDGs未来都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めるとともに、市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりに取り組む過程で、自らのまちをより良くしようとの思いで行動し実践する市民の力や、直面する地域課題に対してテーマを共有して支え合う地域の力も根付いてきました。 あわせて、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしたコロナ禍を経て、小田原暮らしの魅力を訴求した移住定住促進策などによる社会増や、マイクロツーリズム等の時代に即し、ニーズを捉えた観光誘客による入込観光客数の増加など、新たな人々の流入が生まれています。 こうした状況から小田原は、その恵まれた地域資源や地理的特性の上に、実践の中で培われてきたまちづくりのノウハウや市民の力と地域の力、さらに、新たな人々の流入といった要素をつなぎ合わせていくことで、より豊かなまちとなる可能性を秘めています。 一方で、他の地方都市と同様に人口減少や少子高齢化に歯止めはかかっておらず、大規模事業所の撤退や商店街を構成する店舗等の減少、農林水産業や商工業など広い分野における地域経済の担い手不足と高齢化など、経済面での課題が広範に及んでいます。あわせて、増え続ける社会保障関連の支出、地域コミュニティ活動の担い手不足、公共施設や学校施設などの一斉の老朽化、今後控えている大規模な投資事業に向けた財源確保など、様々な課題が存在しています。	パブコメNo.19 答申 答申、議会No.15 答申 パブコメNo.1
3 まちづくりの理念と将来都市像 <u>国全体での人口減少・少子高齢化が進み、合計特殊出生率は低位で推移しています。かつて多くの自治体が掲げた目標の柱に人口増加がありました。今後も出生増や社会増を目指すことに変わりはありませんが、人口減少や人口構造の変化が国全体で確実に進んでいくという現実を正面から受け止め、成長だけではなく持続可能な地域社会をつくるという目標を立てることが必要です。</u> （追加） 豊富な地域資源や多彩な人材に恵まれた小田原は、厳しい社会環境の中にあっても、誰もが安心して笑顔で暮らすことのできる地域社会への道筋を示すことができる都市	3 まちづくりの理念と将来都市像 (1) まちづくりの理念 これまで本市では、<u>税収増や経済力の向上などを目指して、総合計画の目標の柱に人口増加を掲げていましたが、国全体で人口減少や少子高齢化が進むなど、人口増加による戦略には限界が見えています。地域社会を維持する上で、出生増や社会増を図ることの重要性は変わりませんが、人口構造の変化を正面から受け止めた上で、まち自体が持つ力を高め、その生産性を向上させることで持続可能な地域社会をつくっていくこととし、本基本構想では目標人口を設定しません。</u> 持続可能な地域社会をつくる上では、<u>地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えていくために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという「地域自給圏」の考えに基づいたまちづくりを進めていきます。</u> 豊富な地域資源や多彩な人材に恵まれた小田原は、厳しい社会環境の中にあっても、誰もが安心して暮らせる地域社会となる道筋を示すことができる都市です。「地域自給	答申 答申 パブコメNo.25・議会No.19 答申・議会No.17、18・パブコメNo.23 議会No.1

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

です。小田原が持つ「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力を育てるとともに、これらを支える「行政の力」を高め、主権者であり、信頼の絆で結ばれた市民が主体的に課題解決の取組に参画できる仕組みや体制を構築することで、まち全体で様々な課題を解決していく力を高めます。そして、私たちの「いのち」を支えていくために必要な要素は、可能な限り地域の中で整え、分かち合える社会をつくっていきます。 この「地域自給圏」とも呼ぶべき地域社会の実現を目指し、ふるさと小田原を愛するすべての人が心を一つにし、喜びも苦しみも分かち合い、お互いに支え合い、より豊かなまちで小田原を次の世代に手渡すための実践に取り掛かります。取組を進める中で、市民の暮らしが豊かなものになるとともに、まちの魅力が向上し、それによって市民のまちへの愛着が深まり、「地域自給圏」をつくる力が高まります。そのような小田原の姿が新たな資本や人材を引き寄せる求心力となります。	圏」というコンセプトのもと、小田原に備わる「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力をまちづくりの資源とし、これらを高めながらまちづくりの原動力としていきます。また、5つの力を最大限に生かしていくため、「行政の力」を十分に発揮する体制や、主権者である市民が主体的に課題解決の取組に参画できる仕組みを構築します。さらにこれらの力を、小田原のみですべてを賄い活用するのではなく、近隣市町等の多様な主体と連携・協力しながら相互に補い合い、分かち合っていきます。 こうした課題解決の体制や仕組みを整えることで、まち全体で様々な課題を克服していきながら、より豊かなまちで小田原を次の世代に手渡すための実践に取り掛かります。取組を進める中で、市民の暮らしが豊かになるとともに、まちの魅力が向上し、それによって市民のまちへの愛着が深まります。そのような小田原の姿は新たな資本や人材を引き寄せる求心力となり、市内外の力が融合することで持続可能な小田原の実現に向けた循環がさらに活性化します。	パブコメNo.24 議会No.16 答申・パブコメNo.4・議会No.20 議会No.1、12 答申 パブコメNo.1 答申・議会No.20
このような実践の積み重ねの先に実現を目指す将来都市像として、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げます。	(2) 将来都市像 小田原が実現を目指す将来都市像として、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を掲げます。それは、市民一人ひとりのいのちが大切にされ、まちに賑わいと活力をもたらしながら、安心して地域社会で暮らし続けることができる持続可能なまちです。	答申 答申
4 まちづくりの目標 将来都市像の実現に向け、以下の5つのまちづくりの目標を定めます。	4 まちづくりの目標 将来都市像の実現に向け、以下の5つのまちづくりの目標を定めます。 「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」はまちづくりの原動力です。これらを「行政の力」とともに分野横断的に活用することで、それぞれの目標の達成に向けた実践を強力に推進します。 また、そうした実践を通じて、それぞれの力をさらに高めていく好循環を生み出し、持続可能な小田原の姿を次の世代に手渡します。	答申・パブコメNo.24、26
(1) いのちを大切にする小田原 行政の最も重要な使命は、市民のいのちを守り次の世代へとつなぐことです。地域保健・医療体制の充実や、支援を必要とする人たちを支える仕組みの補強、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備など、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めます。また、多様な価値観が尊重され誰もが個性や能力を十分に発揮し、共に生きていくことができる社会の実現を図ります。これらの取組により、「生まれ、育ち、暮らし、老いていく」という人生のそれぞれの局面において、市民一人ひとりの「いのち」が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します。	(1) いのちを大切にする小田原 ア 市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち 行政の最も重要な使命は、市民のいのちを守り次の世代へとつなぐことです。支援を必要とする人たちの生活を地域で支えるための地域福祉の推進や、地域医療体制の充実、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備など、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めます。(改行) また、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、多様な価値観が尊重され誰もが個性や能力を十分に発揮し、共に生きていくことができる社会の実現を図ります。これらの取組により、「生まれ、育ち、暮らし、老いていく」人生それぞれ	答申 答申 議会No.22

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

	れの局面において、市民一人ひとりが尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまちを目指します。	
(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原 森里川海がオールインワンという、全国でも有数の豊かで多彩な小田原の自然環境は、清浄な空気や水はもとより、安全な食料、エネルギー、住まいをつくる素材など、私たちの暮らしや営みに欠かせないものを生み出しており、持続可能な<u>地域の</u>実現に極めて重要な役割を担っています。 豊かな自然環境の中での暮らしは人々に<u>いやし</u>や安らぎを与え、未来を担う子どもたちが健やかに成長するための礎となります。企業にとっては、豊かな自然環境と共生しながら事業を展開する環境配慮経営が企業価値の向上につながっていきます。 多様な主体と連携しながら環境課題の解決を推進するなど、小田原が誇る自然環境を保全し、その価値を磨き上げ、私たちのいのちを支える土台として整えることにより、<u>将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち</u>を目指します。	(2) 自然環境の恵みがあふれる小田原 ア 将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまち 森里川海がオールインワンという、全国でも有数の豊かで多彩な小田原の自然環境は、清浄な空気や水はもとより、安全な食料、エネルギー、住まいをつくる素材など、私たちの暮らしや営みに欠かせないものを生み出しており、持続可能な<u>地域社会</u>の実現に極めて重要な役割を担っています。 豊かな自然環境の中での暮らしは人々に<u>癒</u>しや安らぎを与え、未来を担う子どもたちが健やかに成長するための礎となります。企業にとっては、豊かな自然環境と共生しながら事業を展開する環境配慮経営が企業価値の向上につながっていきます。 多様な主体と連携しながら環境課題の解決を推進するなど、小田原が誇る自然環境を保全し、その価値を磨き上げ、私たちのいのちを支える土台として整えることにより、将来にわたり自然環境の恵みがあふれ、暮らしや営みと調和するまちを目指します。	答申 答申
(3) 未来を拓く「<u>人</u>」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原 私たちの未来は、多くの課題を乗り越えていける力を持つ人が育ち活躍することにかかっています。子どもたちが学びや育ちの中で多様な経験や交流を重ねることができる教育環境を整え、一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう<u>にすること、そして、子どもや若者からシニアまで、様々な世代の人たちが主体的に学び、社会に関わりながら市民同士がつながり合い、より良い地域社会をつくる力を育むことにより、課題を乗り越え自ら未来を切り拓く「人」が育つまち</u>を目指します。 また、<u>安心して生活できる地域をつくるためには、地域住民相互の支え合いと助け合いが欠かせません。</u>小田原では、自治会組織が住民共助の基盤として構成されている上に、地域課題を共有して活動を担い合う地域コミュニティ組織が機能し、それぞれの地域に合った市民自治の仕組みが整えられています。<u>それらの組織活動が直面する課題を克服し、地域における活動が充実・継続できるよう伴走し、地域コミュニティの絆がしっかりと結ばれ、地域の個性が発揮できるまち</u>を目指します。	(3) 未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原 ア 課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまち 私たちの未来は、多くの課題を乗り越えていける力を持つ人が育ち活躍することにかかっています。子どもたちが学びや育ちの中で多様な経験や交流を重ねることができる教育環境を整え<u>るとともに、それぞれの個性や多様性を認めることや、伸ばすことで、一人ひとりが充実した人生を送り、より良い地域社会をつくる社会力を育みます。(改行)</u> 子どもから若者、シニアまで、様々な世代の人たちが主体的に学び、社会に関わる機会の創出による実践を通じた担い手の育成に取り組むことで、市民同士がつながり、課題を乗り越え自ら未来を切り拓く人が育つまちを目指します。 イ 地域コミュニティの絆が結ばれ、地域の個性が発揮できるまち 日々の暮らしの中で、顔の見える関係をつくり、共に助け合い、支え合っていくためには、住民に身近なコミュニティの存在が不可欠です。小田原では、自然環境や都市機能、受け継がれてきた伝統などそれぞれの地域が異なる個性を持ち、抱えている課題も様々ですが、自治会組織が住民共助の基盤として構成されている上に、地域課題を共有して活動を担い合う地域コミュニティ組織が機能し、それぞれの地域に合った市民自治の仕組みが整えられています。(改行) こうした組織活動が直面する課題を克服し、地域における活動が充実・継続でき	答申 答申 議会No.23 答申・パブコメNo.1 答申 答申 パブコメNo.35 答申・パブコメNo.1 答申

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

	るよう伴走し、地域コミュニティの 絆が結ばれ 、地域の個性が発揮できるまちを目指します。	議会No.1
（４）地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原 小田原の豊富な地域資源や優れた立地特性を生かし、地域で展開している企業は、雇用を守り地域経済の中心的役割を担うだけでなく、日常生活や観光振興にも欠くことが出来ない幅広く地域社会の営みを支える存在です。農林水産業や商工業などの地場の多彩な産業の育成とともに、起業や事業承継の支援、企業立地や産業集積を促進していきます。（追加）これらの取組に加えて、産業全体が生み出す経済効果が地域で好循環する仕組みをつくることで、地域経済全体の活性化を図り、豊かな資源のもとに産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指します。 また、文化は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、創造力や他者を思いやる心などを育み、私たちが困難な時代を乗り越えていくための大きな支えとなります。さらに国内外の様々な地域や人との交流により、文化は深まり、<u>広がっていきます</u>。<u>併せて、長い歴史の中で育まれた歴史遺産の普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域資源として磨き上げることは、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながります</u>。小田原が誇る文化を守り、その価値を高め、様々な交流を促進しながら次の世代へと継承していくことで、多彩な文化が息づき、市民がふるさとに誇りと愛着を持てるまちを目指します。	（４）地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原 ア 豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまち 小田原の豊富な地域資源や優れた立地特性を生かし、地域で展開している企業は、雇用を守り地域経済の中心的役割を担うだけでなく、日常生活や観光振興にも欠くことができない、幅広く地域社会の営みを支える存在です。（改行） 農林水産業や商工業などの地場の多彩な産業の育成とともに、起業や事業承継の支援、企業立地や産業集積を促進していくほか、新たな技術の活用や多様な働き方を推進していきます。また、地域資源を最大限に活用することで市内の観光消費を拡大させ、時代や来訪者ニーズに即した観光振興に取り組みます。これらの取組により、産業全体が生み出す経済効果が地域に行きわたることで、地域経済全体の活性化を図り、豊かな資源の基に産業が育ち、地域経済の好循環が生まれるまちを目指します。 イ 多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまち 文化は、人々に生きる喜びをもたらすとともに、創造力や他者を思いやる心などを育み、私たちが困難な時代を乗り越えていくための大きな支えとなります。さらに国内外の様々な地域や人との交流により、文化は深まり広がっていきます。（改行） 長い歴史の中で育まれた歴史遺産の普遍的価値を再認識し、より魅力と価値のある地域資源として磨き上げるとともに、新たに創造される文化を守り育てていくことは、地域特有の個性が確立され市民がまちに誇りを持つことにつながります。小田原が誇る文化を守り、その価値を高め、様々な交流を促進しながら次の世代へと継承していくことで、多彩な文化が息づき、市民が誇りと愛着を持てるまちを目指します。	答申 答申・パブコメNo.1 答申 議会No.15 議会No.24 答申 答申・議会No.1 答申・パブコメNo.1 パブコメNo.38 議会No.1
（５）安心して暮らすことができる小田原 公共施設などの社会インフラを計画的に整備することは、市民生活の安全・安心や、地域経済の生産性の向上につながるほか、小田原に住みたいという人や小田原で事業を展開したいという企業を呼び込み、それがまちづくりの土台を強くすることにつながります。暮らしや経済を支える生活基盤のメンテナンス、災害対策の強化とそれに向けた道路や橋梁などの公共施設の着実な整備、都市機能の強化や生活の利便性を向上させる既成市街地の効果的・効率的な整備などにより、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指します。	（５）安心して暮らすことができる小田原 ア 暮らしやすく快適に住み続けることができるまち 公共施設などの社会インフラを計画的に整備することは、市民の安全・安心な暮らしや、地域経済の生産性の向上につながるほか、小田原に住みたいという人や小田原で事業を展開したいという企業を呼び込み、それがまちづくりの土台を強くすることにつながります。（改行） 暮らしや経済を支える生活基盤のメンテナンス、災害対策の強化とそれに向けた道路や橋梁などの公共施設の着実な整備、都市機能の強化や生活の利便性を向上させる既成市街地の効果的・効率的な整備などにより、暮らしやすく快適に住み続けることができるまちを目指します。	答申 答申 答申・パブコメNo.1

小田原市基本構想（素案） 新旧対照表

（追加） <u>また、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けては、時代や社会の変化を見通しながら、市政全体の課題解決能力を高めていく行政運営が必要です。市職員の能力を向上させ、使命感や誇りを持った職員の育成に努めるとともに、市民との課題共有や協働をさらに進化させていきます。併せて、不断の行財政改革による組織力の強化や市民サービスの向上に資するデジタルなどの新たな技術の導入、産学官連携の推進、圏域で共通する課題に対処するための近隣自治体との連携など、広い視野と最新の知見に基づく行政経営により、市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指します。</u>	イ 市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまち 地方公共団体には、様々な公共サービスを提供することにより住民の多様なニーズを満たしてことが求められています。また、地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けては、時代や社会の変化を見通しながら、市政全体の課題解決能力を高めていく行政運営が必要です。（改行） より質の高い状態で公共サービスを提供するために、市職員の育成と、一人ひとりの力が十分に発揮できる職場環境の整備に努めます。また、これまでも取り組んできた市民参画によるまちづくりのさらなる推進に向けた市民との課題共有や協働の進化に取り組みます。あわせて、不断の行財政改革による行政資源の確保と配分の最適化や市民サービスの向上に資するデジタルなどの新たな技術の導入、産学官連携といった多様な主体との連携の推進、圏域で共通する課題に対処するための近隣市町や国、県との連携など、広い視野と最新の知見に基づく行政経営により、市民の思いや願いが実現される、確かな行政運営基盤を備えたまちを目指します。	答申 答申・議会No.25 答申・パブコメNo.1 議会No.25・26 議会No.27 答申 パブコメNo.41 答申 答申
--	--	--

備考欄において

「パブコメ」：令和7年2月4日総務常任委員会報告事項参考資料「参考資料2－3 基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧」

「答申」：令和7年1月24日総務常任委員会報告事項資料「参考資料1－1 小田原市基本構想行政案について（答申）」

「議会」：同委員会報告事項資料「参考資料1－3 基本構想行政案に対する市議会からの意見対応一覧」

であり、「パブコメ」「議会」の「No.」は、各資料に付されている「No.」と一致しています。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

参考資料2-3

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
1	行政案	全体	—	行政文書は一般の作文や散文ではないのだから定義の不明確な用語やあいまいな、あるいは冗長な表現は避けるべきであり、また統計や調査の裏付けのない指摘も避けるべきと考える。 あいまいで冗長な表現の例 いずれも小田原市基本構想行政案より引用 「基本構想は、おおむね20年先を見据え、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標を示し、計画的な取組の指針とするものです。」 「私たちのふるさと小田原は、市域の西部は箱根外輪山から広がる深い山林、東部は大磯丘陵につながる緩やかな山なみに抱かれ、中央には富士山と丹沢山地に水源を発する酒匂川が南北に流れて足柄平野を形成、南部は相模湾に面しており、まさに森里川海がオールインワンとなった自然環境を備えています。この豊かな自然環境に加えて、温暖な気候が生み出す大地の恵みが市民の暮らしを支え、長い歴史の中で多種多様な文化やなりわいが育まれ、多くの地域資源が今もなお地域に満ちています。」 引用終わり 参考として同様な内容についてのより明瞭な表現の例を挙げる。 いずれも第6次総合計画より引用 「基本構想は、小田原市におけるまちづくりの基本的な理念を提示するとともに、小田原市が目指す 2030 年の姿を描いたものであり、将来都市像を実現するために必要なまちづくりの目標を示しています。目標年度は、9 年後の令和12年度（2030年度）とします。」 「小田原には、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境、先人より継承された文化・伝統産業、そして、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力や地域力といった人の力があります。」 引用終わり 冗長な表現の例 小田原市基本構想 行政案より引用 「我が国においては、平成期初頭のバブル経済の崩壊以降、景気低迷が長く続きました。総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いままに21世紀の幕が開きました。それから20年余、我が国の社会状況は、いっそう先行きの不透明感が増しています。」 引用終わり	基本構想はおおむね20年先を見据えたまちづくりの展望であるため、抽象的な表現については可能な限り具体でわかりやすい表現になるよう修正等検討いたします。
2	行政案	全体	—	「小田原市基本構想行政案」に対して、どのような意見を企画政策係が求めているのかがわかりずらいです。この行政案自体に対する方向性の意見なのか、提示された行政案に対して不足することの提示なのか、それとも行政案に対する具体的な手立てに関する意見なのかははっきりしないため、的外れな意見になってしまうかもしれないがご容赦のほどお願いします。 まず、基本構想において、市民の関心が高いにもかかわらずあまり語られていないのが高齢化問題に対する今後の取り組みだと思います。市民アンケートの中で高齢化への対応を強く求めていることがわかりますが、基本構想のなかに、それに該当するものが見当たりません。是非高齢化問題の思案を入れて頂きたい。 また、基本構想のなかに「教育」「地域コミュニティ力の強化」「子育て支援」をもう少し体系的に入れて頂きたいと考えます。この先はもう少し具体的な話になり、「基本構想」で語る内容でないかもしれませんが次のような政策を期待しています。	基本構想では人口減少・少子高齢化を課題として認識しておりますが、具体的なターゲットや施策については、今後に作成する実行計画等の中で検討してまいります。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
3	行政案	全体	—	課題 小田原構想に欠如するサラリーマンの関与について 前提となる情報の整理 小田原市は、製造業・卸業・医療福祉の事業規模および従事者の規模が明らかに大きい。これらは、個人事業で成り立つ業種ではなく、いわゆるサラリーマンで、また小田原への定住を確定してない方も多いと思われる。（以下、これをサラリーマン層と定義する）また、このサラリーマン層が、小田原への流入転出の重要なボリュームを持つ。加藤市政によって示された小田原市基本構想は、小田原の自然や資源を活かし、いのちを大切に、また古くからの生活を踏襲しながらも新しいライフスタイルを提案し、健やかな「定住」を促す施策である。 考察 小田原市基本構想は、魅力的な小田原を示すことで、新たな資本人材を期待するものである。したがって、企業誘致が進みサラリーマン層が定着することも期待している。しかし、この構想のなかにサラリーマン層の関わりについて突っ込んだ提言はない。大きなポピュレーションを占めるサラリーマン層が、小田原の未来に対する実感を持たなければ、定住による小田原市人口増は期待できない。小田原市構想は、このサラリーマン層を巻き込む必要がある。なぜなら、無関心になりがちなこの層が、活動することで、小田原での生活の未来を想像することができ、定住への意識も高まるからである。その活動に携わったサラリーマン層が持つ小田原の未来への期待感がおのずと広まり、企業誘致や他地域からの移住につながると思う。 私自身サラリーマン層のひとりである。多くのサラリーマン層は、保守的な経済急進や目の利益を追求することが習慣化していると痛感している。その多くのサラリーマン層を占める意識を変えたい。加藤市政提案の小田原市構想が示す、ゆったりとした施策を長く力強く継続することが非常に重要だと考えている。サラリーマン層のひとりとして小田原に対して下記のような雑感を持つ。 ポジティブな面 山川海に囲まれ、素敵な土地である 都心や観光地にアクセスがよく、大型連休での渋滞にも巻き込まれにくい 農業や飲食などセカンドライフに挑戦できそうに感じる ネガティブな面 地元の活動に参加するチャンスが見つけにくい。たとえば自治会の活動も先住者に対して議論の余地がない。イニシアチブを握るメンバーの高齢化が進んでいて、さらに意見を言いにくい。つまり、小田原市基本構想の市民参加型のまちづくり地域コミュニティの強化に参加したくとも、既存のグループに入ることへの高いハードルを感じる 提言 小田原市基本構想には強く賛成だが、サラリーマン層の意識を変え興味関心を引き付ける具体的アクションの提案や提言がないことを指摘したい。 上記について下記を提言したい。 美味しいものがたくさんある、自然が豊か、という従来の発信だけでなく、サラリーマン層が定住したくなる、切り口を変えた「小田原の良さ」を発見、または新たな小田原がなるべき目標を設定する サラリーマン層が参加したくなる活動の立案、環境整備および実施 1. については、なぜ住みやすいのか？どのようなポテンシャルがあるのか？小田原の文化とはなにか？という議論を、サラリーマン層の定住という観点で改めて深掘りしたい。加えて、そうならばサラリーマンが定住するだろうという目標を定める。これにサラリーマン層を巻き込むのが理想的。ふんわりとした議論を好まない方が多いと思われるので、期日や論点を示す、ファシリテーターを雇うのが良さそう。 2. 多くの市民活動があるが、特定の方に偏ったり、仲良しチームで行われるため入り込むのが難しいのが現状。一方、多くの人が参画する市民活動として、PTA、自治会活動がある。一旦これら受け身でサラリーマン層の多くからネガティブに思われている会議体をたとえば解散する。そして、より有意義で主体的な広く大勢が関わる市民活動を始めてみる。これは、かなりの混乱を招き、広く世間に知られる事件となる可能性があるが、これは喜ばしいことで、この事件により小田原に注目が集まる。もちろん、解散して何をするかは、行政からの丁寧な説明と活動を寄り添って行うガイドが必要。各地区に専属のロールを持つ人材や、そのメンタルケアなど十分な準備と予算と具体的なリソース配分を施す。 ・・・と書いたところで、11月3日のLin-Netイベントでの加藤市長の言葉を聞いた。「PTA、自治体etc.の組織を包括的にまとめたチームを作り、専門の職員をアサインして、地域活動を見直し盛り上げる」 ということで、いうまでもなく、しっかり行動に移していただいており、心強く感じたとともに、協力したいと思いました。 ただ、面白味に欠ける活動だと、サラリーマン層の巻き込みに欠けた活動に終わると思われ、ぜひとも盛り上がりがあり継続的で小田原市外に広く知られる活動になることを期待します。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
4	行政案	全体	—	「令和6年5月の市長交代に伴い、新たな総合計画を策定します。」との事で、策定に至る経緯が「市長交代に伴い新たに掲げられた目指すべき地域社会像が、現総合計画の将来都市像と異なることから」との事であるが、そもそも、そのような理由で総合計画を改定しているのは市長が変わるたびに変わる事になり、これから新たに策定しようとする総合計画も同じ理由で、途中で改定され労力が無駄になるのが目に見えている。今回この改定のためにどれだけの費用や人員、時間などのリソースが費やされるのか開示して頂きたい。現行の第6次総合計画はスタートしてまだ2年前で、ポストコロナやSDGs、少子高齢化や環境問題、グローバル化やデジタル化など、時代状況や課題はほぼ変わっていない。 その上で市長交代に伴い改定するという事で、第6次のキャッチフレーズ（キーワード）が「世界が憧れるまち」に対して第7次が「地域自給圏」で、方向性が第6次は外向き、第7次は内向きで、違いが明確になっている。しかし小田原を外部に向けて発信して人・物・金など様々なものを外部から呼び込む事も、小田原内部での経済循環など様々なものを内部で廻していく事も、どちらも大切で、どちらもやってもらわないと困る。 市長は前市長との違いを際立たせるために方向性の違いを打ち出し、その実現のためにまちづくりの指針である総合計画から変えようとしているように感じられる。しかし市民の立場からは小田原が良くなれば市長が誰でも、その方向性の違いもどうでも良く、むしろそんな事より、担い手が誰でも外に向けても内に向けても両方手を抜かず、小田原を良くしてもらわないと困る。と言うのが本音である。 キャッチフレーズ（キーワード）は第6次と第7次で分かりやすい対立軸が示されているが、基本構想行政案は、それっぽい、もっともらしい言葉が羅列しているが、抽象的で具体性に欠けており、どうしても解釈できる、もしくはどのように理解すれば良いのか分からない。 「成長だけではなく持続可能な地域社会」とあるが人口減少や世界の中で相対的に縮小する経済の中で、成長する方向で血のにじむような努力をして、ようやく現状維持できるかどうかが中小零細企業の現実だが、それを理解しているのか？「信頼の絆で結ばれた市民」とは普通の市民とどう違うのか？その市民が「主体的に課題解決の取組に参加できる仕組みや体制を構築すること」とは要は市民参加の事か？など分かりにくく理解に苦しむ表現や内容を挙げるときりがなく、それゆえ内容の薄い単なる言葉遊びに感じられる。第6次総合計画は、方向性はともかく、今の時代の課題を踏まえた内容である上に時代状況もほとんど変わっていないので、基本的な内容はまだ陳腐化していない。「市長交代に伴い、新たな総合計画を策定」したいのかもしれないが、その程度の理由であればやめてもらいたい。それでもやるのであれば目指すべき方向性は「世界が憧れる地域自給圏」にして外に向けても内に向けても両方手を抜かず小田原を良くしてもらいたい。期中での新たな総合計画の策定には反対である。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。 「地域自給圏」については、外部の力に頼る前に、まずはこの地域にある資源の力を最大限に活用することでまちの課題解決力やまちの魅力を高めること、そのうえで、市内外の新たな資本や人材も活用することを想定しており、その主旨が伝わるよう修正等検討いたします。
5	行政案	全体	—	基本構想はあまりにも抽象論ばかりでコメントできません。もっとワクワクするような構想を練るべきです。特に成長戦略が大ききかけていますので、もっと書き込むべきだと思います。	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めております。
6	行政案	全体	—	抽象論ばかりなので、総合計画の進捗をチェックできません。やったふりをするのであればこれでも構いませんが、キチンと成果目標とスケジュールを示すべきです。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
7	行政案	時代と社会についての認識	—	基本構想 1 ページ 「総人口の増加に陰りが見える中でも経済成長期と同様のまちづくりが続けられ、成熟社会に向けた変革の動きが鈍いまに21世紀の幕が開きました」とはまちづくりをしてきた小田原市として無責任すぎないか？	ご指摘の箇所については、国全体の時代や社会についての客観的な認識を記載しています。
8	行政案	時代と社会についての認識	—	基本構想 1 ページ 平成11年12月定例会12月21日に小澤良明市長が第4次総合計画「ビジョン21おだわら」について「5年先、10年先のプロジェクト、計画、構想、これらは今の段階からできることはしっかりと、いろいろなメニューがあってどれを出すかというときにずっと出せる、そういうものも総合計画の中にいろいろと位置づけられているものでございます」と答弁をしているが、総合計画「ビジョン21おだわら」に定められたプロジェクト、計画、構想は経済成長期と同様のまちづくりを前提に策定されたものなのですか？	「ビジョン21おだわら」（平成10年策定）では、成長経済の時代の終わりを認識し、成長の質を重視した成熟経済の時代への移行も図りつつ策定されています。
9	行政案	時代と社会についての認識	—	2001年を区切りとする必要はない。「21世紀の幕が開きました。それから20年余、」は「それから30年余、」としても主旨に全く影響しない。	ご指摘の箇所については、国全体の時代や社会についての客観的な認識を記載しています。新たな世紀の幕開けを100年を単位とする展望とし、2024年現在を20年余と表現しています。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
10	行政案	時代と社会についての認識	—	表現のあいまいさや冗長さについては文章の推敲と校正を行うか、人材が不足する場合は校正ツールなど導入することが市政の効率化につながると考える。 定義の定まらない用語、事実や証拠の提示を伴わない指摘の例 いずれも小田原市基本構想 行政案より引用 「これに加えて少子高齢化、地域経済の弱体化、道路や橋梁などの公共施設の老朽化、地域コミュニティの弱体化、貧困や格差の拡大、地球規模の気候変動リスクをはじめとした環境課題、各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスクといった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行しています。」 「情報化が目覚ましく進展する中で、一人ひとりの個を尊重し、様々な価値観を共有する多様性の時代を迎え、人々の生活様式も大きく変化してきました。」 「私たちは困難な現実から目を背けることなく、一人ひとりの幸せや地域社会の真の豊かさを希求すること、そして、直面するいくつもの喫緊の課題を乗り越えながら、持続可能な地域社会を足元からつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切です。」 引用終わり	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう修正等検討いたします。
11	行政案	時代と社会についての認識	—	「地域経済の弱体化」は「（大都市圏を除く）地方経済の弱体化」とするか、「（小田原の）地域経済の弱体化」とするかのいずれかでないと意味が不明となる。	ご指摘の箇所については、国全体の時代や社会についての客観的な認識を記載しています。
12	行政案	時代と社会についての認識	—	「道路や橋梁などの公共施設」も「道路や橋梁などの公共インフラ」のことが、それに主として高度成長期多く建設されたホールや体育施設、文化施設など「公共施設」を加えるかで問題の範囲が大きく変わる。	ご指摘のとおり、ここでの「公共施設」は、道路や橋梁等の都市インフラや文化施設等を含むため、表現を修正等検討いたします。
13	行政案	時代と社会についての認識	—	「貧困や格差の拡大」も実証され得るのは相対的貧困率の統計や、所得格差あるいは資産格差の統計によってであるが、拡大については期間やグループ分けにより異なる。絶対的に拡大しているとの知見は無い。	ご指摘の箇所については、国全体の時代や社会についての客観的な認識を記載しています。
14	行政案	時代と社会についての認識	—	「各地の不安定な政治情勢に伴う経済変動リスク」という表現は聞きなれないが、一般的に用いられる「地政学上のリスク（Geopolitical Risk）」であればそのように表記しないとむしろ誤解が生じる。	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めております。
15	行政案	時代と社会についての認識	—	「地球規模の気候変動リスク」についても、特別な意図がないのであればより一般的な用語を使って「地球温暖化によるリスク」とすれば異常気象や海面上昇によって生じるリスクをより分かりやすく表現できると考える。	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めております。
16	行政案	時代と社会についての認識	—	「直面するいくつもの喫緊の課題」が何であるか明確になっていない。もし人口の減少、少子高齢化、不景気、インフラ老朽化、地球温暖化によって生じるリスク、地政学上のリスクなどであればどれも長期的な課題であり、20年先を見据えても「乗り越えながら」ではなく「乗り越えるべく」だと思う。「喫緊の」という表現も不要と思う。	基本構想はおおむね20年先を見据えています。20年後に乗り越えるべき課題としてではなく、今ある課題として対応しながら（乗り越えながら）歩むべき未来への道筋をつけることが大切であると認識しています。ご指摘の箇所についてはご意見を踏まえ修正等検討いたします。
17	行政案	時代と社会についての認識	—	「情報化の進展」による人々の「生活様式の変化」は一般論として理解できるが、「価値観を共有する多様性の時代」との関連については説明が必要と考える。また社会全体として価値観は「共有」するよりも「包摂」することが妥当と思う。共有できなくとも包摂できれば分断や対立は避けられると考える。	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民にとって分かり易く、正しい表現となるよう修正等検討いたします。
18	行政案	時代と社会についての認識	—	「困難な現実」であるか否か、「真の豊かさ」とはなにかは属人的なものであり行政が判断すべきではないと考える。	ご指摘の箇所については、国全体の時代や社会についての客観的な認識を記載しています。ご指摘のとおり、市民一人ひとりが捉えるべきものと考えております。
19	行政案	小田原の歩み～可能性と課題	—	基本構想 １ページ 本市のまちづくりを振り返るのであれば、廃藩置県による足柄県の設置や関東大震災からの復興、戦災復興土地区画整理による整備や中町大火からの再開発等、中心拠点の機能性と利便性の向上以上に語るべきことが多いし、小田原城天守閣の改修の前に昭和３５年の天守の再建工事が語られるべきである、鉄道駅が多い話をしているのに平成１５年の小田原駅自由通路の整備は一言も触れないのは違和感を覚える。	ご指摘の箇所については、これまでのおおむね20年のまちづくりについて振り返り、現在への視点に繋げる意図で記載をしております。その意図が伝わるよう修正等検討いたします。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
20	行政案	小田原の歩み ～可能性と課題	—	基本構想 1 ページ 本市のまちづくりは「経済成長期と同様のまちづくりが続けられ」ており、「中心拠点の機能性と利便性の向上を図るとともに、国からSDGs未來都市や脱炭素先行地域に認定されたように、持続可能性を強く意識した取組を多方面で進めてきました」わけではないのでは？	ご指摘の箇所については、これまでのおおむね20年のまちづくりについて振り返り、現在への視点に繋げる意図で記載をしております。
21	行政案	小田原の歩み ～可能性と課題	—	「オールインワン」という（英語由来と思われる）表現がこの文脈で使われることに強い違和感がある（誤用と思われる）旨、特筆しておく。all-in-one は all in one place の略語ではなく、multi-functionalと同様の意味を持つ形容詞か、あるいはモニター一体型PCか特定の化粧品や衣料を示す名詞として使うのが一般的と認識する。簡潔にまとめられた第6次総合計画での記述ぶりを、手間をかけて、あえて冗長にする意味は全くないと考える。	基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めております。
22	行政案	まちづくりの 理念と将来都市像	—	地域自給圏について 「地域自給」というだけで数値的な指針がないのでは全く意味がないので、具体的な項目それぞれについて地域自給率の現況と目標について数値的な分析と設定が必要と考える。例えば農産物であれば、米の市内生産高が5億円に満たないのであれば、全部を市民で消費しても3万人程度分にしかならないと思われる。漁業についても、かまぼこ干物も原料は市外から調達されるものがほとんどと思われる。ある程度自給できそうなものとして梅とミカンで想定できるが、市内の需要では供給過多となり「自給圏」としてはバランスしないと考える。エネルギーについても太陽光発電程度で系統接続なしで自立するまでの道は遠いと認識する。形式的な基準でソーラーシェアリングによる売電に補助金を交付したりするのは無意味であり、自家消費による自立か、ナノグリッド、マイクログリッドを通じて市内の他の需要家へ供給する仕組みにのみ公的支援をするべきと考える。	基本構想はまちづくりの理念を描くことから、個別の分野の具体的な現状と目標については表現をしております。今後策定する実行計画の策定作業の中で、地域自給圏における目標値等についても併せて検討して参ります。
23	行政案	まちづくりの 理念と将来都市像	—	地域自給圏という言葉は、いのちを支えていくために必要な要素は、可能な限り地域の中で整え、分かち合える社会をつくると定義されているようですが、「地域」と「圏」のいずれの言葉も、エリアを示す言葉なので、定義を連想しづらく感じます。 地消地産圏などの方がわかりやすいと思います。	「地域自給圏」は、地域資源を最大限活用し、「いのち」を支えていくために必要な要素は、可能な限り地域の中で整え、分かち合うという、まちづくりの理念です。ご意見を踏まえ、市民にとって分かり易い表現となるよう修正等検討いたします。
24	行政案	まちづくりの 理念と将来都市像	—	「自然の力、人の力、まちの力、産業の力、文化の力」とは具体的に何を指しているのか基本構想内で整理いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、まちづくりの目標における5つの力の位置づけについて修正等検討いたします。
25	行政案	まちづくりの 理念と将来都市像	—	「国全体での人口減少・少子高齢化が進み、合計特殊出生率は低位で推移しています。かつて多くの自治体が掲げた目標の柱に人口増加がありました。今後も出生増や社会増を目指すことに変わりはありませんが、人口減少や人口構造の変化が国全体で確実に進んでいくという現実を正面から受け止め、成長だけではなく持続可能な地域社会をつくるという目標を立てることが必要です。」について、「1 時代と社会についての認識」を踏まえた文章の総意としては、人口増加、成長、拡大から、持続可能、成熟へと市政方針を大きく変換することを宣言しているものと理解しています。ところが、中段の「今後も出生増や社会増を目指すことに変わりない」との弁解により、20年後の未来に向けた勇気ある決断とも言えるこの宣言が消極的に感じられ、とても残念です。出生増や社会増は、豊かで持続可能な社会が実現した結果やそれを測る上での指標の一つではあるものの、多様性が増す時代にあつては、基本構想で目指すとあえて記述する必要はない、むしろ、幸福度や生活の質（ウェルビーイング）の向上こそ、本市が目指すべき、基本構想に記述すべき目標だと考えます。「地方分散型」「多極分散型」シナリオ等において重要な役割を果たす地方都市像を提唱する京都大学の広井良典教授の考え方を参考に、弁解ではなく、目指す方向性をより明確にするような文章の再検討をお願いします。	本基本構想では、人口減少や人口構造の変化が国全体で確実に進んでいくという現実を正面から受け止め、成長だけではなく持続可能な地域社会をつくるという目標を掲げました。この中で、今後も出生増や社会増を目指すこととしたのは、これまで進めてきた第6次小田原市総合計画（基本構想）で「人口20万人規模の都市」を掲げてきた本市において、人口に対する今後の方向性について、次期基本構想においても市民に示す必要があると判断いたしました。ご意見を踏まえ、人口規模が縮小したとしても成長し持続可能となることが伝わる表現へと修正等検討いたします。
26	行政案	まちづくりの 目標	—	本章で掲げる「5つのまちづくりの目標」と、3章に記載される「自然の力、人の力、まちの力、産業の力、文化の力、行政の力」の関係性をわかりやすく整理いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、まちづくりの目標における5つの力の位置づけについて修正等検討いたします。
27	行政案	まちづくりの 目標	（1）いのちを大切に する小田原	「4 まちづくりの目標ー（1）いのちを大切に する小田原」に関して、ぜひ取り入れていただきたい意見です。 私は小田原市に一人住まい（50代）をしております。両親も他界し親戚もいなく、いざというときに頼れるものがありません。 このままでは「市民一人ひとりの「いのち」が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち」のような暮らしができません。 昨今、秦野市、南足柄市と、おひとりさま向けの終活支援制度を開始しております。 小田原市でもおひとりさま向けの終活支援制度を設けていただきたいです。 行政書士などの士業、またはNPOを利用する方法もありますが行政で対応していただけると安心です。 将来的には、終活支援制度がある行政に引越すことを考えておりますが、住み慣れた小田原で暮らせたならば幸いです。ご検討宜しくお願い致します。	「（1）いのちを大切に する小田原」では、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めてまいります。いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
28	行政案	まちづくりの目標	(1) いのちを大切に する小田原	いのちを大切にすることについてあまりに当然であり、何か具体的な不備があるのでなければ特別に目標とする意味はないと考える。もし重要な具体的な不備があるのであれば、その克服を目標として明確にするほうが効果的と考える。	「(1) いのちを大切にすることの小田原」は、市民の健やかな暮らしに欠かせない取組を進めるため、行政の最も重要な使命と捉えていることから目標として設定いたしました。
29	行政案	まちづくりの目標	(1) いのちを大切に する小田原	総花的な記載で、どこをターゲットにするのか判らない。人口減を課題に挙げながらも、若者を呼び込む様な施策はどこにも見当たらないので、実質的にはあまりその気が無いのでは思われます。それならば高齢者にターゲットを絞って、彼らが安心して住める、楽に生活できる様なしくみに重点を置いていきませんか。	基本構想では人口減少・少子高齢化を課題として認識し、今後も出生増や社会増を目指していますが、具体的なターゲットや施策については、今後に作成する実行計画等の中で検討してまいります。
30	行政案	まちづくりの目標	(2) 自然環境の恵み がある小田原	自然(環境)の恵みについて小田原市では、つい最近まで市街地ではあまり例がなかったサルによる人的被害があり、住民の生活が脅かされるばかりでなく、マスコミで報道され、不名誉な悪名が流布していた。シカやイノシシによる農業被害は継続しており、また近隣の市町村では熊の目撃情報も出されている。自然には恵みばかりでないことを、行政は市民と共有すべきと考える。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
31	行政案	まちづくりの目標	(2) 自然環境の恵み がある小田原	このキーワードが不要とは言いませんが、小田原のそれは可もなく不可もなく、全国的には上位30%くらいに入っている体感があります。つまりこのキーワードで改めて力を入れて取り組む分野ではない、言い換えるとそのエネルギーを他に使うべきであると思っています。	小田原は森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境を備えています。この自然環境から生まれる多くの地域資源を生かし、より豊かなまちで次の世代に手渡すことが重要と考えています。
32	行政案	まちづくりの目標	(2) 自然環境の恵み がある小田原	「(2) 自然環境の恵みがある小田原」について、「自然の恵みがある小田原」の方が表現として親しみやすいと考えます。	「自然」は人の手が加わっていないありのままの状態を指しますが、「自然環境」は「自然」により形成される環境であり、森里川海を有する小田原の豊かな環境をより市民に身近に捉えていただくため「自然環境」といたしました。
33	行政案	まちづくりの目標	(3) 未来を拓く 「人」が育ち、地域の 絆が結ばれる小田原	地域の絆について小田原市では地域の絆という自治会が持ち出され、様々な用を担われるが、行政がその業務の委任先、あるいは協力パートナーとしての自治会のあり方について真剣な議論と検討がなされているようには思われない。人口や人口密度を反映しない旧来のままの区割りの妥当性、地域ごとの加入率、開催イベントや出席率の違い、公民館の有無と管理方法、役職任期や業務規約の有無、金銭管理を含む実際の運営方法など調査、分析、検討なくして今後に十分な機能を期待することは不作為にすぎると考える。また市民参加にあたって地域別(自治会単位)に区分けされる必要は必ずしもなく、年齢や専門分野における技術や知識、関心のある分野などに応じて市民参加には多くのチャンネルがあってしかるべきと考える。さらに多くの市民グループがあると思うが、それぞれ個別で活動する限り市全体あるいは他の市民への貢献に限度がある。行政は登録した市民グループに活動場所を提供するだけでなく、当事者了解のうえ、持っている市民グループの情報を活かし、積極的に交流やマッチングを促す役割と機会を担うべきと考える。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
34	行政案	まちづくりの目標	(3) 未来を拓く 「人」が育ち、地域の 絆が結ばれる小田原	きれいな事は何でも書けますが、この地域でゼロからリーダー層を育てるなんて無理ですよ。プロ野球でも強いチームは4番バッターは外から取ってくる様に、これはもうよそから強力なリーダーを呼んで(勿論そこに金を使うことOK)、この地域の可能性のある若い人を巻き込んで人を育てるべきでしょう。後半の地域コミュニティの部分はさらに不安を感じます。まだ自治会組織やその連携に期待している様ですが、大部分の自治会は既に崩壊寸前、または形骸化しています。これらを立て直すなどとは決して考えずに、新しい形を考えるべきです。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
35	行政案	まちづくりの目標	(3) 未来を拓く 「人」が育ち、地域の 絆が結ばれる小田原	「(3) 未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」の2段落目にて、「また、安心して生活できる地域をつくるためには、」とありますが、安心して生活という言葉違いです。「(5) 安心して暮らすことができる小田原」にあるべき要素のように読めます。地域の個性を発揮するには地域コミュニティが重要等の語り口に修正してはどうでしょうか。	ご意見を踏まえ修正等検討いたします。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
36	行政案	まちづくりの目標	(3) 未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原	「4 まちづくりの目標」の内容につきまして、賛成の立場です。 各項目におきまして、以下の通り、ご提案申し上げます。 「(3)未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」に対しまして ① 小学校の空き教室を利用した、高齢者向けの施設を開設 ② 少年院跡地へIT教育機関、関連産業の誘致 ③ 児童・生徒さんへ、自立がテーマの主権者教育、金融教育の実施 ① 小学校の空き教室を利用した、高齢者向けの施設を開設 ✓ 本年の出生数は70万人に満たない予想で、急速な少子化、空き教室の増加が想定される ✓ 児童減少による、学校運営の維持が困難になる可能性 ✓ 高齢者との交流を通して、子供の家庭問題などの早期発見、解決 ✓ 高齢者の行き場のない孤独、孤立などを登校による見守り ✓ 小学校への出入りが容易になり、安全へのリスク増、要セキュリティ ✓ 文部科学省と厚生労働省の管轄による許可難 市民学校「小田原の子育て事情」の講義にございました「主任児童委員」さんからの講義にございました、子供と高齢者のコミュニケーションの事例から提案に至りました。 背景には、少子化の加速がございます。高齢者施設の運用については予算面から民間運営が第一になりますが、小学校の利用には許可などのハードルが高いと思います。まずは、公民館で行われているような「交流会」（ランチ会、行事参加など）を小学校での実施は可能でしょうか。 ご高齢の方も、子供たちとの触れ合いを通して必要とされる場所の創出が、地域コミュニティーの一つにつながると思います。 ただ、本当に困っている方は、登校すらできません。今後予定をされている「地域担当職員」の方のお力添えも必要になります。 ② 少年院跡地へIT教育機関、関連産業の誘致 ✓ 少子化対策の一環として、教育の充実で他自治体と差別化を図る ✓ 内容は、「英語+プログラミング」を必須とした教育 ✓ プログラミングに精通した人材の育成、ひいては小田原でのIT産業育成へとつなげる ✓ 少年院跡地が法務省管轄で難しい場合は、三の丸小学校での検討も ✓ 子育て世代のパワーファミリーが、コロナ禍を機に小田原へ移住が進んでいる ✓ 駅周辺への居住による、コンパクトシティ形成への可能性 現在の急激な出生数減少の影響で、自治体の少子化対策の費用負担が低減する可能性もあり、子供の、給食、紙おむつなどの無償化が標準になる可能性があり、一段上の対策が必要です。 小田原市の人口は減少しておりますが、自然減、社会増です。小田原駅近辺のマンションは完売が続き、「ダイヤ街」においては、大規模マンションが建設予定です。子育て世代のパワーファミリーが、小田原への移住が記事にもなっております。（日経ビジネス 2024年4月29日、5月6日合併号 No. 2239、P10・P11） パワーファミリーの支出傾向として、教育費への支出が平均に比べ高いです。来年4月、城山に所在しておりました澤亭の跡地に、「YESインターナショナルスクール」が開校予定です。学校説明会においては予定を超す参加者で、説明会を予定の回数より多く開催したとも伺っており、これまでと異なる教育へのニーズの現れと思います。また、延期に次ぐ延期で、開学への不透明感がございますが2026年4月開学予定の「日本先端工科大学」との連携も視野に入りませんかでしょうか。もちろん既存の学校との連携も必要になります。 ③ 児童・生徒さんへ、主権者教育、金融教育の実施 ✓ 子供の将来における自立がテーマであり、精神的、経済的な自立が目的 ✓ 「地域自給圏」確立には市民一人一人の当事者意識、参加が必須 ✓ ✓ 18歳からの投票などを通して、社会が自分と一体であることを学ぶ ✓ 年金が賦課方式である限り、今後の人口減=年金減につながるおそれ ✓ 今年度発足した、J-flecによる、階層別の金融教育実施 こちらの提案は、昨今「闇バイト」、若年者を中心とした、特に高齢者を狙ったお金にまつわる犯罪を撲滅したい思いもございます。 日本経済はバブルがはじけるまでは、人口増、インフレ、貿易での成功などを背景に日本全体が底上げされ、多くの方が金銭的な豊かさを感じ、現在より享受しやすく、時代の追い風もございました。 今では、改善の手掛かりすら見つけづらい時代になり、個人だけの力も限られます。 いわゆる社会的に弱い立場の方に、不本意な我慢や試練を強いる場面が多くなることが想定され、このような時こそ、皆で地域や社会を守り、助け合うことが必要になると考えています。 大人から率先して行動が必要なのはもちろんですが、行政の力を借りながら、子供たちへ教育という形で、自立や問題解決の経験と知恵を託したく、ご提案申し上げます。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
37	行政案	まちづくりの目標	(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原	こも極めて総花的で、焦点が定まっています。小田原の2次産業は、努力をしてもたぶん減る方向、これはもう仕方ない。シャッター商店街も歯止めがかからないでしょう。 私が見てとても歯がゆいのが、インバウンド観光客。小田原駅にピーク時にはあふれかえっている観光客は、たぶん箱根に行って、その足で次の行き先(京都等)に移動するだけで小田原は素通り。ポテンシャルはとてもあるのに小田原は何も策を講じていない様に感じます。(ごめんなさい。実際はやっているのですが、効果を表していないと思う) ここではたまたま観光のことを書きましたが、要は何かもっとターゲットを絞って、それを元に地域を元気にして行って、他のことにも波及効果を求める そんな姿勢で本件には取り組んだ方が良いのではないのでしょうか。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
38	行政案	まちづくりの目標	(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原	「(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」にて、歴史遺産の価値の再認識と磨き上げが重要であることは共感します。加えて、近年は小田原に根付く文化の土壌の上に若者世代が新たな文化形成・価値観の発信をする姿がみられます。新たな文化も大切に育み未来へ発信していく趣旨も、方針として追記してはいかがでしょうか。	「(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」の文化については、受け継がれてきた文化をはじめ、新たに小田原で創造される文化もあわせて、その価値を高めていきたいと考えており、いただいたご意見を踏まえ修正等検討いたします。
39	行政案	まちづくりの目標	(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原	「(4) 地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原」に対しして ① 外国人観光客の宿泊、滞在時間の延長、経由地からの脱却 ② 農地中間管理機構を活用し農地の整理、第三セクター設立による運営 ① 外国人観光客の宿泊、滞在時間の延長、経由地からの脱却 ✓ 小田原が箱根などへの玄関口となり、新幹線乗降のみの利用多いと思われる現状 ✓ 多言語で構成された、「ガイドマップ」をWebやパンフレットにて公開、配布観光ポイントの解説は、ガイドマップに示された二次元バーコード読み込みや、リンクなどで、自身のスマートフォンよりアクセスし音声案内。美術館のような機器の貸し出し不要とする。 ✓ 定期的なショーの実施 風馬忍者ショー・小田原ちようちん踊り など ✓ 手荷物預かり所の増設 キャリーバックを持ったまま移動される方を見かけます ✓ 上記の内容を、YouTubeなどを利用し、公開、周知。 NPO団体、民間企業などが担うべきところが大きいですが、観光インフラ(案内板の掲示、多言語での表示など)の基本ができれば、民間も協業しやすい環境になると思います。コロナ禍が示した通り、経済への貢献との観点からみますと、農業や産業といった土台となる経済があつての観光対策ですが、小田原駅西口の新幹線乗車を待機している外国人を見ますと、可能性を感じます。市民学校「小田原の民俗芸能 小田原民俗芸能保存協会後継者育成発表会」にて鑑賞しました 「小田原ちようちん踊り」、外国の方は、好まれると思います。 私自身、欧州を中心とした手配旅行を十数回しており考えますことは、外国の方は、小田原に何があるのか知らない、もしくは、他の観光地に比べ優先順位が低い(≡小田原の情報が少ないこと 起因)、小田原駅に降りましても、案内などが視覚から入ってこず、観光地として認知できていない可能性があります。 また、YouTube、SNSで「Odawara sightseeing」と検索をかけましても、表示回数が少ない現状です。駅は旅行者にとって、最初の出会いの場になります。再度、日本を訪れるリピーター対策にも、今度は観光目的で小田原に来てくれるよう小田原駅での掲示、Webでの定期的な情報発信が必要です。 ② 農地中間管理機構を活用し農地の整理、第三セクター設立による運営 ✓ 農業就労者の高齢化、担い手不足 ✓ 新規就農希望者、後継者育成、自身が農地を持たない現状 ✓ 農地を荒廃させたくないが、貸し手への信用不安による、農地の現状維持の困難 ✓ 農地中間管理機構を活用し、耕作面積を整理し規模の確保 ✓ 就農者の所得向上のため、農地面積の規模を確保、生産性向上 市民学校「小田原の農業 現状と課題」を学んだ際に考えました。 さまざま理由から、休耕地、耕作放棄地が増える現状に加え、就農者の減少を考えますと、一人当たりの受け持ち耕作地の拡大、生産性向上が必要と思います。耕作地の形状や育てる作物によっては、該当しないケースもございますが、「農地中間管理機構」の活用、「第三セクター」もしくは「農協」による農地の権利関係の整理、貸し手への信用保証をへて、農地を編成、単一品目による生産増加、持続性を保つために大事な、所得向上を目指します。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
40	行政案	まちづくりの目標	(5) 安心して暮らすことができる小田原	安心して暮らすことについて 市職員の能力を向上について、これは専ら市の行政責任者が負担すべき課題であり、20年先の将来像と関連づけて論じる内容ではない。	ご見解のとおり市職員の能力の向上については行政組織としての課題ですが、今後の地域社会の課題解決にあたっては、市民との課題共有や協働を行う職員の育成は重要と捉えております。
41	行政案	まちづくりの目標	(5) 安心して暮らすことができる小田原	「不断の行財政改革による組織力の強化うんぬん」とあるが因果関係は無いので「行政改革を不断に行う一方、組織力強化うんぬん」なのだ読み替えるが、今回の総合計画の中途での廃止と新設や、既に決定した事項の再調査など市長交代による業務と税金の無駄遣いを懸念する。	限られた人員の中でも最小の経費で最大の効果を出すため、事業や業務の取捨選択を行い、人的財政的余力を生み出すこと、行政資源の配分の最適化により組織力の強化を目指すこととしています。ご意見を踏まえ修正等検討いたします。
42	行政案	まちづくりの目標	(5) 安心して暮らすことができる小田原	もっとターゲットを絞りましょう。やはり高齢者が宜しいのではないのでしょうか？ 幸い現65歳～80歳の人、それ以上の人と比べるとIT機器アレルギーも比較的少なく、中には結構リテラシーの高い人もいます。高齢者のセーフティネット構築、ITを使ったサービス提供や安心・安全の確保に向けて、住民教育を含む取り組みを行って、全国でもモデル都市になる様な形にしましょうよ。勿論市側だけの取り組みだけでは成功しませんが、うまくプロモーションすれば、10年前と違い、高齢者の中にも各地域でその先導になってくれる人が出てくる様な気がします。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
43	行政案	まちづくりの目標	(5) 安心して暮らすことができる小田原	「(5) 安心して暮らすことができる小田原」に対しての提案 ① 小田原駅西口、周辺の整備 ① 小田原駅西口、周辺の整備 ✓ バス、タクシー、駅施設への納品運搬車、ホテル・商業施設のバス、競輪場送迎、校舎までの学生の送迎、自家用車などの車両が混在 ✓ 観光バス乗車のため乗客の方や、荷下ろし納品のための係りの方などの、ロータリー横断の危険性導線の確保 ✓ マツダ販売会社跡地が時間貸し駐車場となったが、週末は周辺駐車場も含め満車が多い ✓ 降雨の朝は、送迎の車が集中し道路まで渋滞を引き起こしている現状 ✓ 時に週に数回行われている警察による取り締まりが、改善につながっていない模様 私は小田原駅西口近隣に住んでおり、よく目にする現状を列記しました。 ドライバーの良心や、譲り合いの気持ちで安全が保たれているようですが、西口ロータリーの拡張を希望します。利用者は、まず時間貸し駐車場などを利用すべきですが、満車のケースもございます。事故防止、安全確保が目的で、警察の取り締まりが実施されておりますが、違反の原因がキャパシティの限界にあるならば、改善が必要と考えます。 私の提案は以上になります。 言うは易しで、いろいろと勝手に申し述べました。 すでに問題提起や解決策が出尽くした案件、着手済みの案件もあると思います。 財政規律を前にしますと予算も限られており、何もかも行政でやるべきことではないです。 今後も学びや実践を通して、微力ながら地域に貢献したいと考えております。 何卒宜しくお願い申し上げます。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
44	その他	—	—	前市長が掲げた「世界が憧れる街」により、外国人が増え、治安が悪い。 近所の外人が外でテレビ電話をしていたり、車のお祓い？みたいな儀式を朝からやって異臭がしたり、まじかー。って思うことがある。外国人だけでなく、マンションが増えたことによって市外から来た方々の治安もそんなに良くないと思う。小田原ですれ違う人の人相が怖い人が増えた印象がある。良くも悪くも人が変わった。小田原は新幹線が使って安いでイメージかも知れないけど、外から来た人の影響で、小田原育ちの自分たちはほとんど住みづらい。なんなら開成町のが安くて整備もされてて、若い世代でもやっていけそうだなって思う。小田原も働く世代にもっと寄り添ってほしい。産業やお年寄り、子どもがいる人だけがいい思いをするために、働いて税金払ってる気分。イベントなどの収益を税の軽減に回すなど小田原独自の取り組みとかで大々的にやってほしい。子供を作るほどの余裕もない。	人口減少や人口構造の変化が進む中で、持続可能な地域社会をつくるためには、新たな人の流入は重要であると考えています。働く世代をはじめ、市民の皆様の暮らしが豊かなものになるようまちづくりを進めてまいります。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
45	その他	—	—	第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」後期基本計画素案のパブリックコメントに「現在の実施計画では、選挙により総合計画の方向性と逆方向の首長が当選したとしても、前の首長の方向性で作られた総合計画に縛られてしまう恐れがあり、それは選挙の結果という直近の民意の反映を阻害することになるため、総合計画の目標年次については総合計画の策定は義務ではなくなったことも考え、首長選挙のある年を最終年とする4年サイクルで回すべき」と意見を出したが「首長の任期にあわせて計画期間を設定する他都市の事例もございすが、次期の総合計画における検討課題としていきたいと考えています」と回答をされ、第6次小田原市総合計画行政案のパブリックコメントにも同様の「現在の実施計画では、選挙により総合計画の方向性と逆方向の首長が当選したとしても、前の首長の方向性で作られた総合計画に縛られてしまう恐れがあり、それは選挙の結果という直近の民意の反映を阻害することになるため、総合計画の目標年次については総合計画の策定は義務ではなくなったことも考え、首長選挙のある年を最終年とする4年サイクルで回すべき」と意見を出したが、「首長任期の4年にあわせて、総合計画の策定や見直しを4年サイクルで設定している自治体があることは承知していますが、本市では、時代の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、3年3期の計画サイクルとしています」と回答がされているにも関わらず、「市長交代に伴い、新たに掲げられた目指すべき地域社会像が、現総合計画の将来都市像と異なることから、令和6年度中に新たなまちづくりの方向性を示す基本構想を策定し、令和7年度（2025年度）から新たな基本構想に基づいて取り組みを進めます」とは無責任すぎないか？前回のパブリックコメントで「時代の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、3年3期の計画サイクルとしています」としているのであれば、最後までこのサイクルで回すべきではないか？	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。
46	その他	—	—	総合計画の策定は義務ではなくなっているのでわざわざ策定する必要があるのですか？第6次小田原市総合計画行政案のパブリックコメントに策定する必要があるのかという質問をした際に、「市政運営全般の2030年の姿とその実現に向けた取組を総合的にまとめる総合計画の策定が必要と考えています」と回答されたが、3年後に撤回して20年後を見据えた理念を描くような見通しの悪さでは策定しないほうがマンでは？	時代と社会の認識や小田原の歩みを踏まえ、小田原市の基本的なまちづくりの理念を描き、将来都市像とその実現に向けたまちづくりの目標、計画的な取組等を取りまとめ総合計画として市民の皆様と共有したいと考えています。
47	その他	—	—	小田原市意見公募手続条例第9条において、「実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合には、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての市民等の意見を十分に考慮しなければならない」とあるが、パブリックコメントの意見に対して、時代の変化に的確かつ柔軟に対応していくため、3年3期の計画サイクルとしたのに首長が変更したら方針を変えるのは、市民等の意見を十分に考慮したと考えているのか？	小田原市意見公募手続条例に基づき、市民等の意見を考慮しております。
48	その他	—	—	第6次総合計画から第7次総合計画の移行について 第6次の終了日は令和12年（2030年）度末（令和13年（2031年）3月31日）だったのだから廃止と新設ではなく修正で対応すべきではないか。	市長交代に伴い、新たに掲げられた目指すべき地域社会像が、現総合計画の将来都市像と異なることから、新たに第7次小田原市総合計画を策定することとしました。
49	その他	—	—	廃止と新設の理由に「令和6年（2024年）5月の市長交代に伴い、新たに掲げられた目指すべき地域社会像が、現総合計画の将来都市像と異なることから」、とあるが、この新たな地域社会像とはすなわち「おだわらを拓く力」作成による「Manifest 2024 誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと、小田原へ 地域自給圏の創造へ向けて」のことが、そうであればこの書類も選挙時の候補者の作成した資料から小田原市の行政が依って立つべき資料へと公式に認定されたことになるがどのような手続きを経て行政がこのパブリックコメントを含めた行為に進んだのか説明が必要と考える。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。
50	その他	—	—	「小田原市基本構想の策定について」によれば第7次総合計画は「基本構想」と「実行計画」の2層構造とされ、また「令和6年度中に新たなまちづくりの方向性を示す基本構想を策定し、令和7年度（2025年度）から新たな基本構想に基づいて取り組みを進めます」、「具体的な事業内容を示す「実行計画」については、市民参画を得ながら、令和7年度に1年間をかけて策定していきます」、「（第6次総合計画の）第2期実行計画は策定せず」とあるが、令和7年度中（2025年4月から2026年3月まで）は有効な実行計画を不在として施策を行わないということか。	令和6年度中に1ヵ年分の実行計画を作成し、令和7年度に実施する取り組みを整理します。
51	その他	—	—	今回の総合計画についても廃案の判断と手法の正当性、妥当性を慎重に検討し、行政の無駄を排除することを、市長のみならず行政の担当者に強く要請する。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
52	その他	—	—	TOTOC0を中心とした昨今の小田原漁港の賑わいは本当に嬉しい。今後も沢山の観光客を呼び込みたい。水産市場をリニューアルすれば、さらに観光地として早川地域は発展するだろう。水産資源が豊富で日本有数の漁場でもある相模湾は、とりわけ海産グルメの観光客に、あまりにも過小評価されていないだろうか。湘南ブランドの水産物を全国に発信し、美味しい魚を食べるなら東北でも瀬戸内でも九州でもなく早川へ行くという機運を醸成したい。小田原から早川まで東海道線で一駅ではあるが、小田原に来られた観光客が必ず早川へ足を運んでくださるよう、小田原駅から小田原漁港までのシャトルバスを運行してほしい。さらなる賑わいが期待できる。 小田原の水産業を発展させるには、水産施設の充実だけでは不十分で、水産業を担う次代の人材の育成が不可欠だ。そのために、県立の水産(海洋)高校を小田原に設立できないだろうか。江戸前の魚で評価の高い東京湾と湘南のプラスイメージのある相模湾と、二方向を素晴らしい海に囲まれた私たちの神奈川県は「漁業県」としてさらに発展可能である。その神奈川県に水産高校が、現在は横須賀に一校あるだけで、県西の中核都市であり、神奈川県の水産業で大きな役割を果たしている小田原にないのは残念だ。 小田原の水産高校で学んだ子供たちが、一度は大都市部で就職したとしても、いつかは小田原に戻ってきて小田原の水産業の発展のために従事し、小田原漁港を水産業のテーマパークのような一大観光地にしてくれることを願っている。また、小田原の水産高校が、漁業や海洋開発について学びたい他県の子供たちも国内留学として受け入れてはどうだろう。海が無い奈良県や埼玉県の入学希望者も大歓迎だ。ご検討を願いたい。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
53	その他	—	—	20年先を見据えた構想との事だが、イメージは理解できても構想とはいえ内容がかなり抽象的・概念的であり、内容の是非をコメントし難い。まちづくりの実行にあたっての拠り所は、住民の活動・行動のみならず資源配分(人と金)が基本となる訳で、具体的な項目、その優先順位つけや「やる」「やらない」により施策の良し悪しが判断できるので、それが明示・共有されて「構想」が客観的になるのを期待する。	基本構想はまちづくりを進めるための長期的なビジョンです。将来都市像やまちづくりの目標を定め、市政運営の基本方針を示します。このため、具体的な施策は基本構想に基づき策定する実行計画の中で示してまいります。
54	その他	—	—	「変わらぬもの」としての構想かも知れないが、変化の速い時代にあって新市長任期残り3年で何をやるのか、旧構想において職員含め市が時間と金をかけて組織検討した内容が全く無駄になることの無いように、ボトムアップだけでなくトップダウンでも織り込むことが、迅速かつ建設的な成果に繋がるものと考ええる。	ご意見を踏まえ全庁一丸となって市政運営に取り組んでまいります。
55	その他	—	—	小田原市のはずれに住むが、ここが「切り捨てられる」ことなく老いも若きも将来に渡って夢があって安心して暮らせる、事に繋がる構想、計画を拝見したい。	いただいたご意見を踏まえ、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を目指してまいります。
56	その他	—	—	市外からの若者、子育て世代の移住を促進するために小田原駅周辺のスーパーと公園の拡充をお願いしたい。 私自身、都内勤務でありながら小田原に移住してきていま3歳の子を育てているが、実際に暮らしてみても不便だと感じるのがこの2点。 徒歩圏内のスーパー(小田急OX)は品揃えと価格がイマイチで、公園は小田原城しかないので滑り台などの遊具はなく、ボール遊びもさせられない。 なお、都内からの移住ニーズは2つあると考える。 ①田舎暮らし(とにかく自然。多少不便でもOK) ②ゆとりある暮らし(都会の喧騒から離れて、街が広々としていて、自然もある。それでいて都内へのアクセスも悪くない) このうち、小田原は明確に②の方向で移住を集めるべき。新幹線駅があり東京まで30分で行けるアクセスは非常に強みであり、このアクセスのよさとそれでいて得られる豊かさ(海山川、車で10-15分で温泉、小田原城をはじめとした歴史的文化的なものに触れられる機会)のバランス・総合力こそが小田原の強みであると感じる。 駅周辺の子育て環境を整備することで、都内在住ないしは市内の共働き子育て世帯を駅周辺に集めることができ、駅を中心とした小田原市の持続的な発展が実現できるはず。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
57	その他	—	—	小中学校の給食について、安心安全な食材と無添加調味料の使用、オーガニック給食の推進をお願いします。オーガニック給食は今や日本全国で広がっています。移住を検討するにあたって、オーガニック給食がある地域や、自然がある地域を求める時代です。小田原市としてオーガニック化を宣言して頂く事で、子育て世代の移住者も増えることでしょう。また、子ども達の健康の為だけでなく、市民が食物について学びきっかけになります。それは一人ひとりの健康に繋がります医療費の削減になります。食べるもので身体は出来ています。病気にならない身体づくりを学校給食から始めてほしいのです。エディブルスクールヤードと合わせて。 命が最優先の小田原。神奈川県を目指しましょう！！	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
58	その他	—	—	地域コミュニティについて 久野地区のバスが通っていない地区に住んでいます。先日は近所の高齢の方が病院にいくため足を引きずりながらバス停まで歩いていました。別の日に別の高齢の方は大雨の中、同じようにバス停まで歩いていました。たまたま車で通りかかったので声をかけて、病院近くまで送って行きました。車の中で助かるわー、普段は大変なものと一緒に話していました。ほんの少しのたすけあいの仕組みができたならとおもいます。ひまわりの会ですであるのかもかもしれませんが、それと同様に、「異世代の支え合い」のいう観点から地区のどんぐりの会やボランティア会と別の団体が一つになって、子どもたちの遊び場と一緒に見守るような仕組みができれば嬉しいです。 社協の職員を通して、市の職員の方に通していただきたいと思います。今後参考になるような事例がありましたら教えていただきたいです。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
59	その他	—	—	給食について エディブルスクールヤード 無農薬栽培、有機栽培の野菜を育てるすぐには仕組みづくりが難しいとは思いますが、ぜひ実現したいです。 久野小学校農園ボランティアでお手伝いさせてもらいます！ 放棄地の農地の無いいくつかの小学校が出向いて計画的に野菜を作る。それを野菜で子ども達が献立を作り給食に使う、という日を決めて活動するかどうか。はじめは学期に一回、2回からはじめてみたいです。 生活や理科の授業に組み込んでもらうことはできませんか。 無償化 選挙中に、頼むから給食費無償化をしてください！と手をあげてくださった方がお仕事の男性2人と家から出て来られて手を合わせておられた女性がいらして今でもよく覚えています。近隣の市が無償化になったというのも入ってきます。 commonsの波を全国へに参加をして、財政的に順序があるというのも理解しました。そのあたりの事を公表していただけると誤解をうまないと思います。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
60	その他	—	—	「市民の幸せ」を考える上で、なくてはならないのが「健康」ではないでしょうか。それぞれの価値観があり求めることは違っても、健康と安全は必須でしょう。二宮尊徳先生が、「道徳と経済が両輪」と説かれていますが、夢と希望を持つことと経済を健全にするためには、「健康な心体」がなくては始まりません。 そこで提案です。黒岩祐治知事が就任当時から言われる「未病」の実践のまち小田原を目指して欲しいのです。幸い2026年秋に「イオンタウン小田原」が、未病をコンセプトにしたまちを久野に創ります。官民一体で盛り上げて参りましょう！ 「未病」とは、約2000年前の漢代に書かれた『黄帝内経』が語源で、未病の思想は養生の重要性へと結びついていく。病気になる前に、自らの日常生活を調え律することで、より健康的な生活を維持することが未病を治すことだ。と説かれており、病気になってからの「対症療法」ではなく、「健康」に感謝の啓蒙活動が重要です。 日本の現代医療は、病人が多すぎて、その対応に追われて「未病」の対応ができていません。特に慢性疾患においては、対症療法で患者を楽にする事のみで、根本的解決には至りません。 加藤憲一市長が掲げる「地域自給圏」の実現には、健康長寿の環境創りがなくてはならないと思います。 『健康長寿のまち小田原』を、スローガンに掲げて頂きたいと心から望みます。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
61	その他	—	—	「ゼロ歳児保育」の改善を提案します。 結論から言えば、ゼロ歳児を自宅で見られる体制を整えてください。 その理由 ①ゼロ歳児は未熟児です。母親から引き離すことはよくない。 「3つ子の魂百までも」と言われますが、ゼロ歳児の心の傷は一生の問題となり、今の子供たちに精神疾患が増えている原因の一つではないかと考えます。 ②ゼロ歳児の成長の変化はめまぐるしく、1ヶ月児、2ヶ月児、そして6か月児と育児の方法は全く違い、愛情込めて育てないと難しいと思います。保育現場もとても大変だと思います。 小児科学的にも、突然死の危険性や免疫力の問題で、集団保育は困難とも言われています。 ③経済的な問題でも、収入がなければ生活できないので、働くために保育所に預ける現実があります。しかし、そうして働きどれだけの収入が得られるのでしょうか？ 深刻な少子化問題の中、教育の無償化が進められています。 ゼロ歳児保育にどれだけの公的支給がされているのか分かりませんが、自宅保育を推奨して、経済的支援のために補助金を支給することはできませんか？ もしそれが可能になれば、ゼロ歳児を始め、母親、家族、保育現場、そして税金の有効利用など、いいことづくめではないでしょうか。 ④子どもは国の宝です。皆で支え、大切に育て、個性豊かにすくすくと育つ子が増えることが、いま何よりも大切な事だと思います。 ⑤ゼロ歳児保育に、どれだけの公的資金が支給されているのかを、ある市会議員に調査して頂きましたが、よく分からなかったのです。 なぜ金額が分からないのか？そのことが問題ではないでしょうか？ 税金を活かして使う事を是非やって頂きたい。経済状況は厳しいのですから。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
62	その他	—	—	住民の生命の安全・安心と居住環境を大きく変えられてしまう都市再開発計画については、だれにでも見聞きしやすい防災放送と回覧板も積極的に活用して行政のきめ細やかな対応を該当する地域住民に情報発信する。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
63	その他	—	—	いずれの基本構想も抽象的、総花的すぎて、本来であれば意見をする、レビューをするべきレベルに至っていない様に感ずる。このレベルの基本構想であれば、誰もが「まあそうだなあ」と思ってしまう内容であり、本当の意味での意見公聴は叶わないのではないだろうか？まず構想を開陳し、意見を公聴しようとする姿勢は大いに評価できます。一方スピードはあまりに遅いと感じる。1－1のレベルの基本構想であれば一般企業であれば2週間もあればまとめられるものです。市長が交代してからもう何ヶ月たっているのでしょうか？新しい市長と共に新しい歩みをとということですが、市長が代わってからこれまで小田原市は何もしていない様に映ってしまいます。	基本構想はまちづくりを進めるための長期的なビジョンです。将来都市像やまちづくりの目標を定め、市政運営の基本方針を示します。このため、具体的な施策は基本構想に基づき策定する実行計画の中で示してまいります。いずれの段階においても市民の皆様幅広い声を適切な方法によりお伺いしながら、まちづくりを直実に進めるとともに、迅速に取り組んでまいります。
64	その他	—	—	前市長時代の決定プロセス等に色々問題があったことは聞いていますが、それでも多少は構想を構築する財産は残っていたでしょう。単に前市長時代の案を否定して、また1年かかってゆっくり策定して・・・要するに小田原市は1年休むのでしょうか？この時代の流れが速い現代にこんなことをしては、日本から世界から取り残されます。案構築を加速するために、過去の財産を使うことも時には必要でしょう 本当にスピード不足です。1年かけて構想を作り、次の1年で序章とスタートし、次の1年でやっと一部の実行内容が実施されたと思ったら、次の選挙でまた市長が代わり、それまでの実行内容もおじゃん。こんな姿が目につきます。少々間違えていてもいいから早くスタートするべし、ダメな部分はやりながら軌道修正していく姿勢で臨まないと、いつまで経っても何も得られないのではないかと思います。	基本構想は市政運営のための重要な基本方針を定めるものです。その策定にあたっては、小田原市総合計画審議会での有識者や各団体代表者等による審議、行政案の広報と市民意見の聴取を経て、最終的には市民の代表である市議会での審議など、所要の手続きと期間が生じますが、着手できる取組から迅速に進めてまいります。
65	その他	—	—	同じことを繰り返す様で恐縮ですが、 ・最初に取り組む対象は、もっとターゲットを絞り、 ・そこに予算やリソースを集中し、 ・最初は小さくても良いから成果をあげる ・これらの姿を見れば、最初ターゲットにしなかった分野にも自然波及していくものです。 ・やりはじめたら、もう「また市長が代わったからリセット」は無しよ。 でいきましょう。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
66	その他	—	—	防災対策＜無電柱化＞ 住宅街、特にマンション林立地区は人口密集地域です。市道沿いの電柱が倒れれば多くの住民が避難困難に陥ります。現在国道を中心に無電柱化が進んでいますが、生活道路である市道の無電柱化も早急に進めていただくようお願い致します。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
67	その他	—	—	市民会館跡地の活用 現場は解体工事が終了し整地が進んでいます。周辺みは市民公園がありませんので、トイレや水飲み場のある芝生広場を是非とも設けていただきたいと思います。一部には津波避難ビルを建設し行政施設やテナント誘致も良いのではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
68	その他	—	—	買い物難民対策＜スーパーマーケット対策＞ 本町周辺はシャッター通りとなり、スーパーマーケットも相次いで撤退していきました。自家用車を持たない高齢者等は商品価格の高いコンビニエンスストアをやむ無く利用されているようです。野菜も手に入り難しくなっています。現在、銀座通り沿いで建設中の大規模マンションに商業施設が入るとの噂もありますが、3年以上先のことでしょう。この機会に喫緊の課題としてお取り組みいただきますようお願い致します。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
69	その他	—	—	子育て支援の一環として親世代からの要望がとて強いのは公園等、子供を安心、安全に遊ばせる場所が少ないので、市街地の公園かを進めて頂きたい。小田原市の公園化は目標値の半分しかなく、自然に恵まれた環境をうたっているにはあまりにもお粗末です。小田原駅近くには小田原城址公園がありますが、観光地化に力を入れるほど、かえって地元の子供を遊ばせる場所でなくなっていくと考えられます。 上府中公園やワンパクランドは車でなくては行くことが出来無いうえ、公共交通でのアクセスが不十分で使用しにくいです。そのうえワンパクランドは駐車料金が有料でありとても市民の為の施設とは思えません。 小田原市の道路状況は決して安全な状況だと言えないので、やはりアクセスの良い公園作りが大きな課題だと思われます。 15歳までの医療費助成が10月1日から18歳まで引き上げられたことは良かったと思います。やっと小田原もスタンダードな医療助成を行うのだと感じました。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
70	その他	—	—	小田原市内には他の市町村(政令指定都市を別として)にはない多くの駅を有しているが、商店街が隣接する駅が少なく、結局車に頼る生活になっています。そのため、バスの利用者が少なく、路線バスの本数も減っているため、運転できない高齢者が生活に不便を感じています。商業施設に向かうバス路線は企業にまかせればよいが、高齢化が進んでいる地域のコミュニティーバスの増設が望まれています。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
71	その他	—	—	18万人を超える自治体としては、周辺の市町村を含めて、基幹となる病院が市立病院だけであるのも、高齢者の視点でからは不安の要素であると思われます。小田原市立病院と足柄上病院だけでは地域医療として弱いことは否めません。この医療の整備も急務であると思われます。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
72	その他	—	—	小田原市中心部は、お城を中心に展開していますが、市役所や合同庁舎、市立病院、法務局出張所等は駅の反対側に位置し、人の流れが駅前商業地に流れにくいのも弱点と思われます。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
73	その他	—	—	これだけの観光資源を有しながらその資源を生かし切れていないように感じます。小田原単体の観光発展より、箱根、湯河原、熱海等も含めた地域として協働で発展させていくことも必要であると思われます。もちろん現在でも行われていると思いますが、より協働的なイベントやPR活動に努め、県西地区の観光地としての魅力を上げていけるとよいと思います。 また、小田原は北条五代と二宮尊徳のが歴史の中心として語られていますが、後閑院宮家の歴史があまりか知られていません。また、多くの文人が小田原で執筆活動を行っていたのに関わらず、そのPRが観光のうりとして十分ではないように感じれます。 小田原文学館があるが、その存在さえほとんどの市民が知らないのが現状です。各作家ごとの文学館を小規模いいから複数造り、文学散歩が出来る街としてPRしてはどうかと思います(石川県金沢市のように)。話が本題から離れてしまったかもしれませんが、パブリックコメントとして提出させていただきます。	いただいたご意見については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
74	その他	—	—	小田原市内において、乳幼児～小児がのびのびと遊べる全天候型の施設が少ないように感じます。近隣の藤沢市では、「藤-teria (ふじてりあ)」という地域全体で子供たちを見守りする拠点を設置し、その内には「大道子どもの家(わくわくランド)」があります。隣県の静岡県浜松市には、「浜松こども館」という「子どもたちが子どもらしく、安心して思いっきり遊べる場所」があります。今後の駅前開発事業等にそのような施設の整備を希望します。 千葉県流山市では、全国の自治体初「マーケティング課」を設置し、子育て支援策の充実を図り、移住者を呼び込むことに成功、毎年人口増加しております。小田原市においても子育て支援を中心とした街づくりを期待します。また、上記で述べた子供見守り拠点の設置や送迎保育ステーションの設置など先駆的な子育て支援策を検討していただきたいと思います。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
75	その他	—	—	そもそも総合計画基本構想は、10年20年スパンの計画であるために、市長が交代したからといって改定すべきものではありません。しかし、市の資料には「市長交代に伴う」とあります。改定の必要性はどこにあるのでしょうか。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。
76	その他	—	—	6次と7次の違いがわかりません。短期間で改定するのであれば、目指すべき社会像を明確にするべきです。また、まちづくりの目標のうち、6次に盛り込まれていない視点は何かも明示されていません。	基本構想行政案では「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を将来都市像として掲げています。
77	その他	—	—	第5次計画は基本構造が12年、基本計画が6年、実施計画が3年単位と三層制でした。第6次計画は基本構想が9年、実行計画が3年と二層制でした。第7次計画は基本構想が20年、実行計画が4年と二層制です。そもそも変化の激しい時代、20年先を見通した議論は難しいと思います。その上で20年という長期構想であれば10年単位の基本計画を策定すべきです。	基本構想行政案ではおおむね20年先を展望しますが、目標となる年限を定める予定はありません。また、第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」と同様、市民の皆様に分かり易い施策体系となるよう、引き続き2層構造とする予定です。
78	その他	—	—	実行計画は4年スパンとなっており、来年1年かけて市民と意見交換しながら実行計画を策定するようです。4年ごとに市民参画を得ながら1年かけて実行計画を策定するのか。最初だけなのか。市民力に期待する気持ちはわかりますが、市民に負担をかけすぎではないでしょうか。	実行計画は、基本構想に基づき重点的に取り組む施策や全分野の具体的な取組を位置づけることから、市民の意見を伺いながら作成することが重要であると考えています。現時点では1期4年を基本と考えておりますが、市民負担を考慮しながら、市民参画手法等を検討いたします。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
79	その他	—	—	○ 現総合計画の改定に反対します。 ○ そもそも総合計画というものは中長期のスパンで市の方向性を示すものであり 市長が変わったからといってその度に変えるべきものではありません。 ○ 5月の市長選においても 全く政策論争はなく 前市政の方向性が否定された結果ではないものと考えます。 ○ 現在の小田原市に必要な指針は 既に第6次総合計画に指し示されており わざわざここで多くの労力と金をかけて改定する必要性は全くありません。 ○ こんなことに費やされている多くの無駄をきちんと検証していただきたいと思います。 ○ 基本構想とは言え具体的な内容に乏しく 命が大切とか当たり前のことを並べているだけにすぎません。 ○ 結局大事なことはこれから市民と協議することなのかもしれませんが 実質的に協議に参加できる市民はごく限られており 多くのサイレントマジョリティは一部の強烈な市民の考えに引っ張られてしまう恐れがあり さらに市民の代表である議会の軽視に繋がりがかねません。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。策定にあたっては、小田原市総合計画審議会での有識者や各団体代表者等による審議、行政案の広報と市民意見の聴取を経て、最終的には市民の代表である市議会での審議を行い基本構想を定めます。
				小田原市基本構想の策定についてのパブリックコメント 1要旨 1.1 21年3月に策定され、3年にわたりその準備、実行が行われていた総合計画を中止する合理的理由の説明がなされていません。強引な計画の破棄はそれまでのコストや人的な繋がりを全て捨てる事になり、公費を使って良好に積み上げられたものを、劣ったものに変更する意図の説明をするべきと考えます。もしわざわざ劣った、杜撰なものに変更し、今まで正常に使われていた公費を無駄に使うのであればこの変更はそもそも背任行為に他ならないと考えます。 2問題点 2.1 既に実行されている様々な実行計画が廃止され、存在しない構想のための期間や、同じく存在しない計画の期間などが複数年にわたり用意されていることは、公費や職員の給与の不正利用ではないでしょうか。その間余剰職員は何をするのでしょうか？ 2.2 行政の内部留保を大きく見せかけ、実際はサービスの低下や、杜撰な人員配置、非合理的な事業・事業者への委託を招く誘導ととられてもしかたがないと考えます。 2.3 第7次の基本構想の文書はまるで作文のようなレベルの抽象度で、現実世界でここから計画が作れる証拠となる部分が記載されていません。なぜこのような他市と比較して大きく劣るものを元に、市で動いている様々なものを廃止していこうとするのでしょうか。行政の責任として重大な瑕疵ではないかと考えており、詳細な説明を求めます。 2.4 行政庁は、江戸末期の人物を好んで引用します。しかし、こと都市設計や実際の経済・市場構築に関しては後北条氏の指向した地域設計の方がよほど優れています。なぜ江戸末期の人物が行政の強力な権力を与えられて、それを緊縮に使ったという話を美談にするのか。よく分かりません。公務員のあり方の教育などに使う類のエピソードではないでしょうか。 2.5 比較対象として後北条氏を挙げると。都市を作り上げ、度量衡を作り上げ、工芸を高め市場価値を作り出しました。現在もこれらは漆器や細工、日常的な住宅などの伝統工業、米の重量など変わらず活かしています。外敵からも、飢えからも守るための実業や実務の積み重ねでした。領民が一丸になって行なう経済が本流であった相州小田原の流儀を、役人の美談で隠さないでいただきたいです。 3提案 3.1 第6次基本計画と比較したときに、すぐれる部分が全く無いため、破棄し、第6次を継続し背任行為にならない運営を行ってください。これまで正常に使われていた公費や人材を破棄するのは背任同様です。 3.2 政治的な誤解を引き起こし、それを無垢な市民に押しつけて受益する。このようなことはつい先日アメリカ大統領選挙では否定されました。リベラル派の主張のほとんどが抽象的な尊厳のエピソードばかりで具体的な事がその場その場で変わっていくものでした。ほとんどの国民が、これに嫌悪感を示し、大統領府から排除されました。2024年にもなってこれができないばかりでなく、考えすらしないのは全くもって危機感の無さと言えないでしょうか。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。 基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
80	その他	—	—	以下は第7次基本構想の文書の問題点です。 1第6次総合計画（参考：小田原市の公文書から。すでに各行程が完成されています） 1.1 3つのまちづくりの目標 ①生活の質の向上 ②地域経済の好循環 ③豊かな環境の継承 1.2 25の施策 ①地域福祉・多様性の尊重 ②高齢者福祉 ③障害者福祉 ④健康づくり ⑤地域医療 ⑥消防・救急 ⑦防災・減災 ⑧安全・あんしん ⑨地域活動・市民活動 ⑩子ども・子育て支援 1.3 3つの推進エンジン ①行政経営 ②公民連携・若者女性活躍 ③デジタルまちづくり 2第7次総合計画の市基本構想 2.1時代と社会についての認識 ①小田原市の認識が既述されていません 2.2小田原市のあゆみ～可能性と課題～ ①既存の文章です 2.3まちづくりの理念と将来都市像 ①「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」抽象的・詩的でこういった文書に使うべきではない表現がなされている。 2.4まちづくりの目標（5項目） ①命を大切に作る小田原 (ア)「市民ひとりひとりの「いのち」が尊重され、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるまち ②自然環境の恵みが溢れる小田原 ③未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原 ④地域経済が好循環し、多彩な資源が開く小田原 ⑤安心して暮らすことが出来る小田原 上記全項目が抽象的・詩的表現で既述されており行政の事業計画として不適切であり、このような文書や構想の作成に費用が使われていること自体が大きな問題と言わざるを得ません。 ①では「命」を話題にしておらず、権利や尊厳の項目になっており、項目自体に誤っています。 ②は県外の方でも知っている単なる事実を書いているだけで、なんら目標が書かれておらず不適切です。 ③人材育成と児童教育を混同しており、コミュニティの連携については別項とすべき。文書作成として不適切です。 ④地理的有意線を論点として書き始めているのに、文化の話になっている。文化と経済は別項とすべきで、文化施設を市場に組み込むなどで同項とするなら合理的な既述展開が必要だがそれがない。 ⑤インフラの計画的整備は行政として当たり前であって、構想に入れることは著しく不適切。ストライキを予定しているのかなど、そのような計画を想定しているなら早期に公文書にて発表してください。支援措置や非常時対応を要請する必要があります。 第6次と比較するとあまりに劣り、原始時代のシャーマンのようなことを2024年の今言い始めています。それに酔ってしまう人が増えることを防ぐためにも策定そのものを取りやめ、6次の計画を貫徹することを提案いたします。	

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
81	その他	—	—	まだ、出来たばかりの第6次総合計画。第7次総合計画に変更する事に反対します。 誰もが笑顔で暮らせるとありますが、左記の市長選によって、人の言葉を借りるのであれば、『分断』されている、現在の小田原市。ここで変更する事は、笑顔で暮らすどころかさらに分断を煽る事に繋がるのではないのでしょうか。 命を守る、大切にするという事は、いつの時代でも大事な事です。おっしゃっている事はなんとなくわかりますが、第6次総合計画との違いがよくわかりません。せっかく良さそうな事が書いているのはわかりますが、すぐのすぐに第7次総合計画に進むことは理解に苦しみます。 市民の力を書いてあるのですから、もう少し、市民や地域の意見を取り入れてから考えても良いのではないのでしょうか？ よって、今回の計画変更には反対します。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。策定にあたっては、小田原市総合計画審議会での有識者や各団体代表者等による審議、行政案の広報と市民意見の聴取を経て、最終的には市民の代表である市議会での審議を行い基本構想を定めます。
82	その他	—	—	小田原少年院跡地のりようについて、誰もが散歩や健康体操などを楽しめる、夕方から午後には子供たちが遊べるような広場はどうかと思います。 別紙にイメージを記しましたが、1週400m程度のトラック、健康体操などが楽しめたり子どもたちが走り回っても安全な芝生又はタータンなどの人口素材を予算に合わせて設計。 また、一部は設置や管理・解体が簡便なコンテナタイプの建造物で賃貸優入を得る。 主に町おこしや農業ベンチャーの団体に使って頂くことで人の目が行き届く快適な広場とし、管理費用を捻出することが出来ます。 平日頃は、周辺の人々の健康と安全を守る憩いの場として開放しながら、万一の災害時に役立つマンホールトイレなどを備え、小田原駅から非難する人を受け入れる避難場所としても機能させます。 小田原駅西口の車の流れについて、朝夕の送迎時や荒天のひなどは特に交通渋滞が起きています。 また、送迎者を出迎える一時停車の車が無秩序に停車して渋滞をさらに悪化させている現状です。 一時停車の取り締まりも行われていますがイチャごっこであり改善の兆しはありません。 また、車を目指してロータリーを横切る人もあり、事故の心配もあります。 そこで一時停車車用に15分まで無料の駐車場を15～20台分設定し人と車の動線を整理します。 添付の図は佐賀市のJP佐賀駅南口の駐車場です。コンパクトな設定ですが、人と車が安全に通行できるよう設計されており、参考になると思います。 周辺の時間貸駐車場の料金を上回るよう設定したうえで駐車15分まで無料とすることで路上駐車を回避させ回転率を上げるのが良いと思います。 大型観光バスや宿泊施設の送迎バスについても利用ルールを作ると良いと思います	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
83	その他	—	—	市長交代の経緯から基本構想を新たに見直すことについては異論ありません。ただ、2022年にスタートした第6次小田原市総合計画の延長戦上で変わらずに市として取り組むべき事項もあるのではないかと考えます。第7次総合計画において、第6次総合計画から何を引継ぎ・何を見直しているのか整理し、公表いただけないのでしょうか。 基本構想と実行計画はセットで議論することが、よりよい将来像の設定・実現につながると考えます。今後、実行計画の策定過程でも基本構想にかかるパブリックコメント等を実施していただけないのでしょうか。	具体的な取組については来年度策定する実行計画の中でお示しし、引き続き市民の皆様のご意見を伺いながら作成する予定です。
84	その他	—	—	基本構想は、概ね10年～20年先を見据えて作成されるものです。 守屋市長時代に作成された案が推進なかばで、御破算になるのか意図がわかりません。 小田原の未来の指標となる基本構想を市長が交代し、現総合計画と異なることから変更するとありますが、守屋市長時代の基本構想と内容はあまり変化がないように感じられます、なぜ無理やり変更するのか、説明が不足しているようにも感じます。 しっかりした説明を市民にお願いしたいと思いますし、加藤市長の動画を見ても単なる言葉遊びしか受け取れません。小田原を良くしたいと思いは前守屋市長も加藤市長も思いは同じだと思えます。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
85	その他	—	—	保育や子育て、街づくりに関する意見をお送りします。 ①待機児童数のみで保育施設の数を検討するのではなく、保育児童の改善にも踏み込んでほしい。 ・息子が通う園では「数が足りないのに市に言われて運営している」というような趣旨の発言をしていました。保育園の保育の質に問題を感じて転園届けを出していますが、保育児童扱いでなかなか転園できません。そもそもの園の数が足りないように感じています。 ②園の質を一定レベル以上に保つ介入を市で行ってほしい。 1. 以下のような問題がある園に対して、保育課に問い合わせたところ、監査で注意をしているとのことですが、改善が見られません。何かしらのペナルティを課すなどして、注意するだけでなく、実際に改善するところまで並走してほしいです。（もしくは園の数が増えればこのような園に仕方なく入れる人はいなくなると思います） a. 保育園の利用時間を勝手に短く設定（標準時間で支払いをしている場合18:00まで預けられるはずなのに、可哀想という理由で17:00までしか預かってもらえない。交渉前は16:30までしか預かってもらえなかった） b. リモートワークが多い家庭には、すぐお迎えを要請（かに刺されて痒がっているなど） c. 「保育園に預けるのは可哀想」という親の働き方や子育てのあり方に対しての認識のアップデートがなされていない発言をする 2. 園での様子を共有してほしい 園によってはお知らせがなく、その日の様子を口頭でも教えてくれないので、子供の情報が何もわかりません。コドモンを使っている園であれば、一人一人に対してではなくてもいいので、その日の様子を写真で撮影してアップする、テキストでアップするなどしてほしいです。静岡県三島市の保育園ではそのようなコドモン活用をしている園があると知り、小田原でもできるのではないかと考えています。 ③園を探す際の情報をもっとオープンにしてほしい（特に移住者向けに） ・園での生活の様子がYoutubeにアップされていれば、遠方で見学に行けなくても、なんとなくの雰囲気把握することができる。 ④市内・近辺の様々な子育て情報を集約、発信してほしい ・主任児童委員の方が、各地域でインスタなどの発信をしているようですが、それぞれの情報を見に行くのは大変なので、一元化してほしい。 ・イベント参加に事前登録が必要なのですが、当日近くにいるので、参加したいというようなニーズにも応えられるような仕組みがあると、イベントに参加しやすい ⑤小田原ならではの地の利をいかしきれていない ・酒匂川から望む富士山は、都民であれば誰もが驚く絶景であるにもかかわらず、それを望めるようなカフェや休憩所がない。 ・酒匂川左岸サイクリング場があるが、エリアが限定的。酒匂川全体をサイクリングできるなどのポテンシャルを活かしきれていない。 ・酒匂海岸も素敵な場所ですが、周りに何もなく観光スポットとして活用できていない。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
86	その他	—	—	市長が交代したから改定する必要は何故か？ これまでの基本構想の見直しではないのか ①6次7次の差は何でしょうか ②抽象論ばかりで成果の目標や計画はどのようなものでしょうか 以上の理由で、今回の小田原市基本構想の策定は認めることは出来ません	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。 基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めます。 また、具体的な施策や目標については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
87	その他	—	—	基本構想行政案について賛成です。 P2・3の人口減少・高齢化の受容がそもそもです。 そのうえで「地域自給圏」のような取り組みを市民も行政も進めていくことは、例えば、これまでにない規模で発生している自然災害によるダメージも、何があっても短期間で日常に戻れる街なのだという市民の安心に繋がり、経済の面でも早い立ち直りに繋がると考えます。そのためにはまずP4・(5)に力を入れていただきたいと考えます。地味で目に見えない事業ですが、暮らしの最低限の基盤です。 観光がもたらす経済への投資は必須ですが、その投資がこれまでは見た目や耳障りのいい事業にすり替えられているようで「はて？」でした。(白紙に戻された案2つと一号市街地の拡大の見送りも賛成) 今後ますます地方は人口を奪い合う状態になると簡単に予想できます。であれば人口流出は食い止めるという方向性で、今現在の住民が小田原市は住みやすいと思える街作りが先だだと思います。 (これは蛇足です。「少子」もいずれ高齢者になることを考えると、高齢人口だけは増え続けることになります。いっそのこと「世界の高齢者があこがれるまち」にしたいのになと思っていました。いずれどこかの自治体が掲げるように思います。法的にも介護事業の大改革が必要になりますが。)	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
88	その他	—	—	市の総合計画は市が行政運営する上で最上位計画であり、市の将来目標や施策を示すものであることを承知しています。 現在、令和4年度から12年度の6次計画の期間中であり、わずか2年経過中の時になぜ新たな計画を立てることが必要なのですか？大災害のような世の中が急変するような事象があって、現計画が不十分であるような理由があるならともかく、市長が交代したからと言う理由で変更することには合理性はありません。市長が総合計画を私物化していると言っても過言ではないでしょう。 市政の持続性・継続性はいったいどうなるのでしょうか？2年の途中で現計画を検証するにも現象が現れているものは限定的です。まずは継続し現計画の実現をめざすべきです。総合計画を立てることは相当な労力、経費も掛かります。そのエネルギーをまずは現計画を確実に実行することに使うのが行政の役割ではないですか。 計画を立てることには大反対ですが、あえて構想内容について意見を申します。「地域自給圏」とありますが、国内外で人・ものが動く現代において、どのようなものかイメージがつかないし実現方策は果たしてあるのでしょうか？そのことによって市民の幸福度が増すのか極めて疑問です。 「市民参画を重視し、市民と行政が一体となったまちづくりの 中で、市民の力や地域の力が根付く」、つまりは市民協働なることを言い始めすでに30年近くになります。聞き飽きたフレーズです。まちづくりの先進地はかなり行政が汗をかいています。職員のモチベーションを上げてレベルアップこそまちづくりの推進力です。市民へ期待することは結構ですが、成し遂げることは限定的です。市民参画を促す画期的な施策が功を奏し街中に満ち溢れているような状況になるのであれば、歓迎します。 どうしても新総合計画が必要と言うのであれば、効果ある具体的な施策に落とし込める構想にしてください。	小田原市議会令和6年6月定例会で行われた所信表明により、新たに示されたまちの姿が、現行の基本構想とは大きく異なる部分があり、改めて目指すまちの姿を定める必要があると判断いたしました。 基本構想は基本的なまちづくりの理念を描くことから、市民の皆様にとって分かり易く、正しい表現となるよう努めます。 また、具体的な施策や目標については、今後作成する実行計画等の中で検討してまいります。
89	その他	—	—	地域が結ばれる小田原、安心して暮らすことができる小田原には、連合自治会、単位自治会、さらにこれを構成する「組」が密に連携して活発に活動していなければならないと考える。そのための積極的支援や活動を支えるインフラの構築が行政には求められる。 支援としては市内の情報共有して推進できる連絡協議会などの組織化や職員の配置、インフラとしては、小さい地域範囲の小学校や幼稚園などの地域利用活性化や公民館などの整備が必要。 例えば具体例として、小学校校庭の芝生化は地域グラウンドゴルフで毎週利用されるようになった。 このような施策を目指す基本構想として欲しい。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
90	その他	—	—	みんなが平和に暮らすために必要なことを身をもって感じて育っていけば大切なことがわかっていくのではないかなと思います。 本当の意味で大切なものを知ってもらうために ・オーガニック給食(上辺だけでなくしっかりとした食育) ・学校の教育のあり方(子どもに対してきちんと向き合える状況、他者との交流や人生を学んでほしい) ・様々な人たちが交流できる居場所(空き家や既存施設の利活用) を 望みます。 さらに できれば… もはや保護者のレベルで制御できないスマホなどのデジタル機器に対する条例というかなにかもっと豊かな時間を過ごしてもらうための制限があるといいのかなと思っています。 よろしく願いいたします。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
91	その他	—	—	自治体の組織の在り方についてぜひ議論いただきたいです。 小田原市が特に、というわけではありませんが、以下のような問題はないでしょうか？ ①自治体では職員が短期でジョブローテーションで異動し専門性が育たない ②公務員倫理の規定により、上司の職務命令には従う義務があり個々の職員が主体的に動く土壌がない ③縦割り文化で横のつながりが薄く、部署をまたぐような取り組みが少ない しっかりと基本構想を実現していくための組織体制づくりを、ぜひ進めていただきたいと思っています。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

基本構想行政案に対するパブリックコメントによる意見対応一覧

No.	該当箇所			ご意見	ご意見に対する考え方
	資料	項目	項番		
92	その他	—	—	①給食の質の向上と地域の農家さんとの繋がりが取り入れていただきたいです。 ・農薬、特にネオニコチノイドを使っていない野菜の地産地消で環境にも農家さんにも食べる人にもいいことづくし。 ・給食に使われている小麦粉を国産小麦へ、もしくは米飯へ。現在、カナダ産の小麦粉が使われていることを知り、残留農薬を子どもに食べさせることが不安です。 ・地元の有機農家さんの販路にもなるよう、給食に地元の有機野菜を取り入れていただきたいです。 ②給食について、子どもにも保護者にもアンケートを実施していただきたいです。 ・給食を食べる時間が20分しかなくて、ゆっくりな子は食べられない。 ・ご飯と具の多い汁物に牛乳の時間がある、何回もおかわりしないと満足感がない。 ・我が子やお友達からの話を聞くと時間や内容に改善した方が良いと感じます。 ・私の周りだけなのか、もっと多くの方が思っていることなのかアンケートを実施して欲しいです。 ③給食の牛乳について 学校給食法については知っておりますが、栄養学は変化しています。牛乳はあくまで嗜好品。健康に良いもの、栄養を取るためのものとは言えないと思います。毎日、子どもが飲む物として扱うことをやめてほしいです。 牛乳がない日をつくることで、他の素材に給食費が使えるのではないのでしょうか？ ④ワクチンへの予算について ワクチンによって健康を害したり、亡くなったりする方がいる中で未だにワクチン接種を勧め、予算をつけることが理解できません。ぜひ見直しを検討していただきたいです。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
93	その他	—	—	『誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原』 小田原が持つ「自然の力」、「人の力」、「まちの力」、「産業の力」、「文化の力」の5つの力を 持続可能な形でまとめてあげてゆくまちづくりの構想に賛同いたします。 ①一次産業（農林水産業）の地産地消とブランド化【自然の力】 ②この構想をまとめる企画提案と実施【人の力】 ③構想を実現する場の提供など【まちの力】 ④この構想実現のための情報圏の拡大【産業の力】 ⑤人を集める集客力【文化の力】 市民の力を合わせて、自給自足の成り立つまちづくりを目指していきましょう。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
94	その他	—	—	押切地区の住民です。バスの無運航時間帯をなくして欲しい。1時間に2本が無理であれば2時間に3本。中高年、青年等が歩いている現実です。体調や天候の悪い時は最悪です。若い人がだんだんいなくなりあとは高齢者のみ。高齢者の中でもバス等の乗り降りでは一人で好きな日、時間に出かけたい人もいます。利用者が料金を支払うという原点にもどる。（もちろん諸事情のある方はいますが。負担等は各々に応じますが）市民の生活にとって必要な足を確保してください。 投票所を身近に。中村原公民館までは高齢者にとって遠すぎます。スーパーの駐車場で車内投票とかできないのでしょうか。投票時間は短くしても。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
95	その他	—	—	教育環境の整備 安全・安心で快適な環境のなかで学ぶことができるよう地域と協働して、子どもたちの健康・体力づくりや地域コミュニティの醸成などの効果が期待できる小学校の校庭の芝生化に取り組み、15年が経ちました。下府中地域においては、夏休みのラジオ体操が毎年行われ子どもたちも含め多くの地域住民が参加する例年行事となり毎週末は、グラウンドゴルフが盛んにおこなわれています。コロナ後も芝生文化が確実にコミュニティスクールの具現化した礎となっております。今一度小田原グリーンプロジェクトを立ち上げ全市的活動として構想に 持続可能な低コスト、粗放管理の芝生化をさらに進化させ市民力による緑豊かなコミュニティスクールを！	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。
96	その他	—	—	「歴史と食を誇る小田原」 小田原の価値「歴史食」の表面化、一目で惹かれる小田原を目標とする。駅前での「ミナカ小田原」の第2施設計画など、お金や大企業でなく、「小田原企業優先の考え」による市と地元企業の表現によるブランド化。 市の魅力を「前面に出す」ことによってブランド化の拡大きっかけをつくり町の外にアピールすることにより他の企業との連携もつくり「小田原本来の価値」を上げ、現状の「まちづくりの目標」との合わせにより、「小田原だからできるまちづくり」をする。	ご意見を踏まえ今後の施策展開の参考とさせていただきます。

公文書管理条例の制定について

1 概 要

本市では、行政事務を効率的に執行する目的のため、小田原市文書管理規程を定めているが、文書作成義務等をより明確にするため、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）及び他自治体の条例等を参考に「(仮称)小田原市公文書管理条例」について制定することとした。

小田原市情報公開審査会へ「公文書管理条例のあり方」を諮問し、令和7年度中に答申をいただき、施行は令和8年4月とする。

2 条例制定までのスケジュール

年月	内容
令和7年3月	・情報公開審査会へ「公文書管理条例のあり方」諮問
4月～9月	・情報公開審査会（会議2回～4回程度） ・情報公開審査会から「公文書管理条例のあり方」答申 ・市民意見等の聴取（アンケート調査又はパブコメ等の実施）
11月	・条例案についてパブコメ実施(11/15～12/14)
令和8年 2月～3月	・市議会3月定例会条例議案上程 ・職員研修（公文書管理条例における具体的な取扱い等）
4月	・条例施行

3 他都市等の状況

- (1) 国においては、公文書管理法を平成23年4月1日に施行。
- (2) 地方公共団体において条例化は、65団体程度(令和6年4月1日現在)。
- (3) 神奈川県内市町村で条例化は3市（相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市。
厚木市が令和7年4月施行予定で検討中）。

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化について

1 ごみ処理広域化の目的

国のごみ処理施設の集約化に関する指針及び神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画に基づき、ごみ処理広域化による効率的な施設運営、コスト縮減や環境負荷の低減等を図るため、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町のごみ処理広域化を推進する。

2 これまでの経緯

平成10年3月	神奈川県ごみ処理広域化計画により県内9ブロックが設定される。本市は県西ブロック（2市8町）
平成15年4月	県西ブロックを小田原・足柄下ブロックと南足柄・足柄上ブロックに分割
平成18年4月	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会設立
平成21年6月	ごみ処理広域化を進めるための考え方や方策（平成32年度を目標に1系統化）に取り組む「ごみ処理広域化の考え方」を公表
平成25年11月	広域化を見据えながら老朽化している現在の施設の基幹的設備改良工事を優先し、小田原市と足柄下郡の2系統化に取り組む方針「ごみ処理広域化の検討状況」を公表
平成29年3月	小田原市のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事着手（令和2年2月完了）
令和元年12月	基幹的設備改良工事終了後、15年から20年後を目標にブロック内の1系統化を検討することとし、「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定
令和5年6月	湯河原町真鶴町衛生組合のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事着手（令和7年度完成予定）
令和5年9月	箱根町可燃ごみ中継施設及び剪定枝等ストックヤード整備工事着手（令和8年度完成予定）

3 今後の取組及び流れ

令和7年度に、人口やごみ排出量などに関する将来予測等の最新データを踏まえ、ごみ処理広域化に必要な施設（焼却施設、リサイクル施設、中継施設、最終処分場）の概要や規模等の検討を行い、**1市3町のごみ処理広域化（1系統化）に向けた基本構想の作成に取り組む。**

＜広域化基本構想の主な内容（イメージ）＞

- ・ 1市3町のごみ処理の現状及び長期的な見通し
- ・ ごみの減量・資源化の方策
- ・ 広域化の基本方針
- ・ 広域化施設（ごみ焼却施設、リサイクル施設、最終処分場）の基本的内容（規模、処理方法、事業手法等）
- ・ ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地選定に関する基準設定や選定手法
- ・ 事業の推進体制
- ・ 概算整備費用及び維持管理費用や交付金等の活用（広域化の効果）

今後の流れ

